

SEIREI CHRISTOPHER UNIVERSITY

2020 年度履修要項

聖隸クリストファー大学

目 次

<学部共通>

I 聖隸クリストファー大学の概要

1. 聖隸の起こり	1
2. 聖隸学園のあゆみ	1
3. 聖隸グループのあゆみ	3
4. 大学名「聖隸クリストファー」の由来	4
5. 大学のシンボルマーク	4
6. 大学の構成	5

II 建学の精神と大学の教育理念

1. 建学の精神	6
2. 大学の教育理念	6

III 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 全学の卒業認定・学位授与の方針（DP）	7
2. DP ループリックについて	7

IV 教育・学修

1. 教育課程	8
2. 共通科目	8
3. セメスター制	9
4. 単位と授業時間・授業回数	9
5. 授業時間帯	9
6. 時間割	10
7. 授業時間・教室の変更、休講	10
8. 補講	10
9. 欠席の届出	10
10. インフルエンザ等による出席停止	10
11. 受講態度について	11
12. 授業中や実習中の事故・けが等	11
13. 履修登録と履修中止	11
14. キャップ制	12
15. 受験資格	13
16. 試験の種類	13
17. 試験の時間	14
18. 受験心得	14
19. 試験における不正行為	14
20. 配慮の必要な学生への対応	14
21. 単位の認定	15
22. 成績の評価	15
23. 成績の通知	15
24. 保護者への成績表の開示	15
25. 成績評価等に関する調査願制度	16
26. G P A制度	16
27. 放送大学との単位互換による単位認定	17
28. 大学以外の教育施設等における学修の単位認定	17
29. 既修得単位の認定	18
30. 卒業要件	18
31. 資格取得	19

目 次

＜看護学部＞

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）	
1. 学部の教育目的	23
2. 学部の教育目標	23
3. 学部の卒業認定・学位授与の方針（DP）	24
4. 学部の教育課程編成・実施の方針（CP）	25
5. カリキュラムの構造	26
6. 教育課程	30
II 履修の方法	
1. 卒業認定に必要な単位	35
2. 履修の要点	36
3. 臨地実習を履修するための前提科目	37
III 保健師課程	
1. 保健師国家試験受験資格に必要な科目の選択	38
2. 保健師国家試験受験資格取得に関する履修の流れ	39
IV 教職課程	
1. 養護教諭1種免許状の取得に必要な科目	40
2. 養護教諭1種免許状の取得に関する履修の流れ	41
3. 養護教諭2種免許状の取得に必要な科目	41
カリキュラムマップ	43

＜社会福祉学部＞

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）	
1. 学部・学科の教育目的・目標	47
2. 学部の卒業認定・学位授与の方針（DP）	48
3. 学部の教育課程編成・実施の方針（CP）	49
4. 学部のカリキュラム	50
II 社会福祉学科	
1. 社会福祉学科のカリキュラムの特徴と構成	52
2. 実習科目の構成とその内容	56
3. 演習科目の構成とその内容	57
4. 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル	58
5. 編入学生の学修	66
6. 卒業に必要な単位数	67
7. 資格の取得	68
8. その他の資格取得	72
III こども教育福祉学科	
1. こども教育福祉学科のカリキュラムの特徴と構成	73
2. 実習科目の構成とその内容	74
3. 演習科目の構成とその内容	75
4. 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル	76
5. 卒業に必要な単位数	82
6. 教職課程	83
7. 保育士の資格取得	86
8. その他の資格取得	89

＜リハビリテーション学部＞

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）	
1. 学部・学科の教育目的・目標	92
2. 学部の卒業認定・学位授与の方針（DP）	93
3. 学部の教育課程編成・実施の方針（CP）	93
4. 学部のカリキュラム	94

II 理学療法学科	
1. 履修の方法	96
2. 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル	99
III 作業療法学科	
1. 履修の方法	104
2. 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル	107
IV 言語聴覚学科	
1. 履修の方法	112
2. 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル	115

<関連規程>

聖隸クリストファー大学学則	123
聖隸クリストファー大学履修規程.....	148
成績評価等調査願に関する申し合せ.....	151
聖隸クリストファー大学試験における不正行為に関する規則.....	152
聖隸クリストファー大学学生懲戒処分規程.....	154

<2020年度学年暦>

学部共通

I 聖隸クリストファー大学の概要

1. 聖隸の起り

20世紀の初頭、結核は不治の伝染病として人々に忌み嫌われ、結核に罹患した人は不当な差別を受けていました。1930年、浜松在住の長谷川保をリーダーとするクリスチャンの青年たちが、家族からも見放され、行き場を失い、絶望的になっている結核患者に手をさしのべました。青年たちは小さな病舎を建て結核患者を取り、寝食を共にして身体面だけでなくこころのケアも行いました。病舎は青年たちの手で無償無私の奉仕により建てられ、「ベテル・ホーム」(ヘブライ語で「神の家」という)と名づけられました。

さらに1949年、聖隸保養農園の園長であった長谷川保は、第二次世界大戦に敗れ荒廃した日本の復興には青少年の教育が大切であるという信念のもとに聖隸学園の源流である「遠州キリスト学園」を開設しました。当初は三方原の農村の青年たちに物理や化学、英語、絵画、歴史、聖書などの啓発教育がなされ、それはアカデミックなものだったといわれます。学園の校舎もベテル・ホームと同様に保養農園の青年たちの奉仕によって建てられました。

聖隸は、このような「ベテル・ホーム」と「遠州キリスト学園」を源流として、社会のニーズを先取りしながら、現代社会における保健医療、社会福祉、教育という重要な三者の一体的な発展を遂げ今日に至っています。聖隸の事業の発展は、保健医療・社会福祉の分野において日本では他に類をみないといわれています。

2. 聖隸学園のあゆみ

1949年(昭和24年)、青少年の啓発のために開設した「遠州キリスト学園」の教育精神は、①科学的関心を養う—何事についてもなぜかと問う姿勢をもち、考える力を養う—②他人と共同で使うところは清潔・整頓に心がける③キリスト者として、理性で解決できないことも受容する心を養うことでした。

以後、聖隸学園はキリスト教精神を基盤にして、社会の動向を見据え、人々のニーズを先駆けて捉えながら発展し、保健医療・社会福祉・教育の分野に有能な人材を育ててきました。1978年に開設した「福祉医療ヘルパー学園」は1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定される呼び水になりました。また、聖隸クリストファー看護大学は、日本における12校目の看護大学として、1992年に開設されました。

看護、リハビリテーションならびに社会福祉の大学院博士後期課程、博士前期課程の三研究科および三学部から成る「聖隸クリストファー大学」への発展の経過は以下のとおりです。

1949(昭和24)年	各種学校遠州キリスト学園開設
1952(昭和27)年4月	聖隸准看護婦養成所開設
1959(昭和34)年4月	聖隸准看護婦養成所を聖隸准看護学園と改名
1966(昭和41)年4月	学校法人聖隸学園設立 聖隸学園高等学校（衛生看護科）開設
1969(昭和44)年4月	聖隸学園浜松衛生短期大学衛生看護科(2年課程)開設(入学定員100名)
1974(昭和49)年4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科(3年課程)増設 (入学定員50名) 2年課程を第二衛生看護科とする。 聖隸学園高等学校は衛生看護科から普通科に移行
1977(昭和52)年4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科定員増認可(入学定員100名)
1978(昭和53)年4月	福祉医療ヘルパー学園開設
1980(昭和55)年4月	聖隸学園浜松衛生短期大学専攻科助産学特別専攻開設(入学定員15名)
1988(昭和63)年4月	福祉医療ヘルパー学園を発展的に解消し、聖隸介護福祉専門学校を開設

I 聖隸クリストファー大学の概要

1992(平成 4)年4月	聖隸クリストファー看護大学開設(入学定員100名)
1995(平成 7)年3月	聖隸学園浜松衛生短期大学第二衛生看護学科を廃止
1995(平成7)年 4月	聖隸学園浜松衛生短期大学第一衛生看護学科を看護学科に名称変更
1998(平成10)年4月	聖隸クリストファー看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 (修士課程)開設
2001(平成13)年4月	聖隸学園高等学校を聖隸クリストファー高等学校に名称変更
2002(平成14)年4月	聖隸クリストファー看護大学に社会福祉学部増設(入学定員95名) 聖隸学園浜松衛生短期大学看護学科は看護短期大学部に名称変更 大学は看護学部、社会福祉学部、看護短期大学部の三学部になり、校名を 聖隸クリストファー大学に変更
2003(平成15)年3月	聖隸介護福祉専門学校を発展的に解消し、社会福祉教育は社会福祉学部に 継承
2004(平成16)年4月	聖隸クリストファー大学にリハビリテーション学部増設(入学定員80名) 聖隸クリストファー大学大学院社会福祉学研究科(修士課程)増設 聖隸クリストファー大学看護学部定員増(入学定員140名)
2006(平成18)年3月 4月	聖隸クリストファー大学看護短期大学部看護学科を廃止 聖隸クリストファー大学大学院リハビリテーション科学研究科(修士課 程、定員10名)増設
2007(平成19)年3月	聖隸クリストファー大学看護短期大学部専攻科助産学特別専攻を廃止し、 大学助産学専攻科(定員15名)に移行
2008(平成20)年4月	聖隸クリストファー大学社会福祉学部にこども教育福祉学科増設(入学定 員40名) 聖隸クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科(入学定員10 名)開設
2009(平成21)年4月	聖隸クリストファー中学校開設
2011(平成23)年4月	聖隸クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(入学定員40名)、 臨床介護福祉学科(入学定員40名)及びこども教育福祉学科に改編 聖隸クリストファー大学リハビリテーション学部を理学療法学科(入学定 員30名)、作業療法学科(入学定員30名)、言語聴覚学科(入学定員25名) に改編
	聖隸クリストファー大学大学院を看護学研究科、リハビリテーション科学 研究科、社会福祉学研究科の各博士前期課程・博士後期課程に改編 聖隸クリストファー大学附属クリストファーこども園開設
2014(平成26)年3月	聖隸クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科廃止、各研 究科博士後期課程に移行
2016(平成28)年4月	聖隸クリストファー大学介護福祉専門学校開設
2020(令和 2)年4月	聖隸クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(ソーシャルワー クコース・介護福祉コース 入学定員65名)及びこども教育福祉学科に改編 聖隸クリストファー小学校開設

I 聖隸クリストファー大学の概要

3. 聖隸グループの あゆみ

1930 年に始まったベテル・ホームの活動は、1936 年に聖隸保養農園、1942 年には農園の付属病院開設へと発展しました。当時、実践されていた看護は、①三方原の自然環境を活かした療養環境の調整、②科学的根拠を踏まえた個々の患者の生活援助、③病いや死の受容への援助でした。これらの看護は、この時代欧米で結核患者に実践し大きな成果をもたらしていた英国人医師提唱の「肺病療養法」を看護に携わった人たちが勉強し考えた方法によるものでした。第二次世界大戦直後から、国民の社会福祉や医療への要望に応じ訪問看護、医療社会事業が開始されました。

当時としては画期的であったこのような活動は、戦後のわが国の保健医療・社会福祉の分野における先駆的な事業へと受け継がれています。

社会福祉の分野では、わが国の特別養護老人ホームの基礎を築き老人福祉法の制定へと導いた「浜松十字の園」、有料老人ホームの先がけとなった「浜名湖エデンの園」などがあります。また障害児入所施設「三方原スクエア児童部」、障害者支援施設「三方原スクエア成人部」、重症心身障害児(者)施設「聖隸三方原病院 聖隸おおぞら療育センター」、身体障害者療護施設および救護施設の「聖隸厚生園」、児童福祉施設の保育園など多方面にわたって社会福祉施設を開設し活動しています。

医療の分野においては、わが国最初のホスピスをもつ聖隸三方原病院、わが国で初めて新生児地域医療システムを備えた聖隸浜松病院など県下有数の総合病院として地域医療の中心的な役割を果たしています。また「聖隸予防検診センター」、「聖隸健康診断センター」を開設し、地域住民の健康の維持・増進、疾病予防の推進活動を行っています。さらにわが国の急速な高齢社会に対応して、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、デイサービスセンター、ケアプランセンター等による訪問看護・介護事業や通所介護・居宅介護支援事業が積極的に行われています。

現在、聖隸グループは全国に 300 余りの施設をもつ日本最大の医療・福祉集団に発展し、保健医療・社会福祉の分野で多岐にわたって活動を展開しています。大学がある浜松においては、地域住民の信頼を得て保健・医療・福祉分野における事業の重要な役割を果たしています。

このように聖隸グループは、キリスト教の精神を基盤にして、医療、福祉、教育の分野の人々がお互いに補い、協調しながら発展してきました。聖隸学園は、聖隸グループの一員として、保健医療・社会福祉活動の担い手となる人材を長年にわたって育成しています。

I 聖隸クリストファー大学の概要

4. 大学名「聖隸クリストファー」の由来

聖隸クリストファーは「聖隸」と「クリストファー」の2つのことばからなり、いずれもイエス・キリストにちなんだ意味がこめられています。

「聖隸」とは「聖なる神の奴隸」を意味しています。新約聖書ヨハネによる福音書第13章には、最後の晩餐のとき主イエスは「夕食の席から立ち上がって上着を脱ぎ、手ぬぐいをとて腰に巻き、それから水をたらいに入れて弟子たちの足を洗い……」とあります。当時人の足を洗うのは奴隸の仕事でしたが、キリストは行動をもって弟子たちに最後の教えを示しました。聖隸学園を創設した長谷川保をはじめとする青年キリスト者たちは、この教えを自分たちの理想の生活と考え、聖なる神の奴隸として生きようと決意し、自らを「聖隸」と呼びました。これが「聖隸」の語源です。

「クリストファーChristopher」は、「キリストを運ぶもの・担うもの」という意味で、3世紀半ば頃の半伝説的殉教者の名前です。クリストファー伝説は、6世紀以後主にライン川流域に広がり、いまなお欧州各地において多くの関心と尊敬を集め語り継がれています。伝説によれば、川の渡し守が、嵐の夜、小さい男の子が向こう岸に渡りたいというので、肩車をして渡すと川中で次第に重くなり、やつとの思いで向こう岸に着いたということです。岸についてみると、それはキリストであったといいます。「重くなった」ということに二つの意味があるといわれています。一つは、この世の人々の苦しみ、悲しさの総量をあらわします。二つには、夜の早瀬や深みを渡るとき、自分より重いものを荷わなければ、自分自身も流れにのみ込まれてしまう、ということです。以後キリスト教の精神を担うことの高貴さを表す名称となり、ヨーロッパ諸国に広まりました。

長谷川保は、病気に苦しむ人、障がいをもった人、お年寄りの不安や苦痛、悲しみを理解し、クリストファーがキリストを背負ったように、これらの人々を大事にケアする人が育って欲しいとの願いから「聖隸クリストファー」と命名しました。

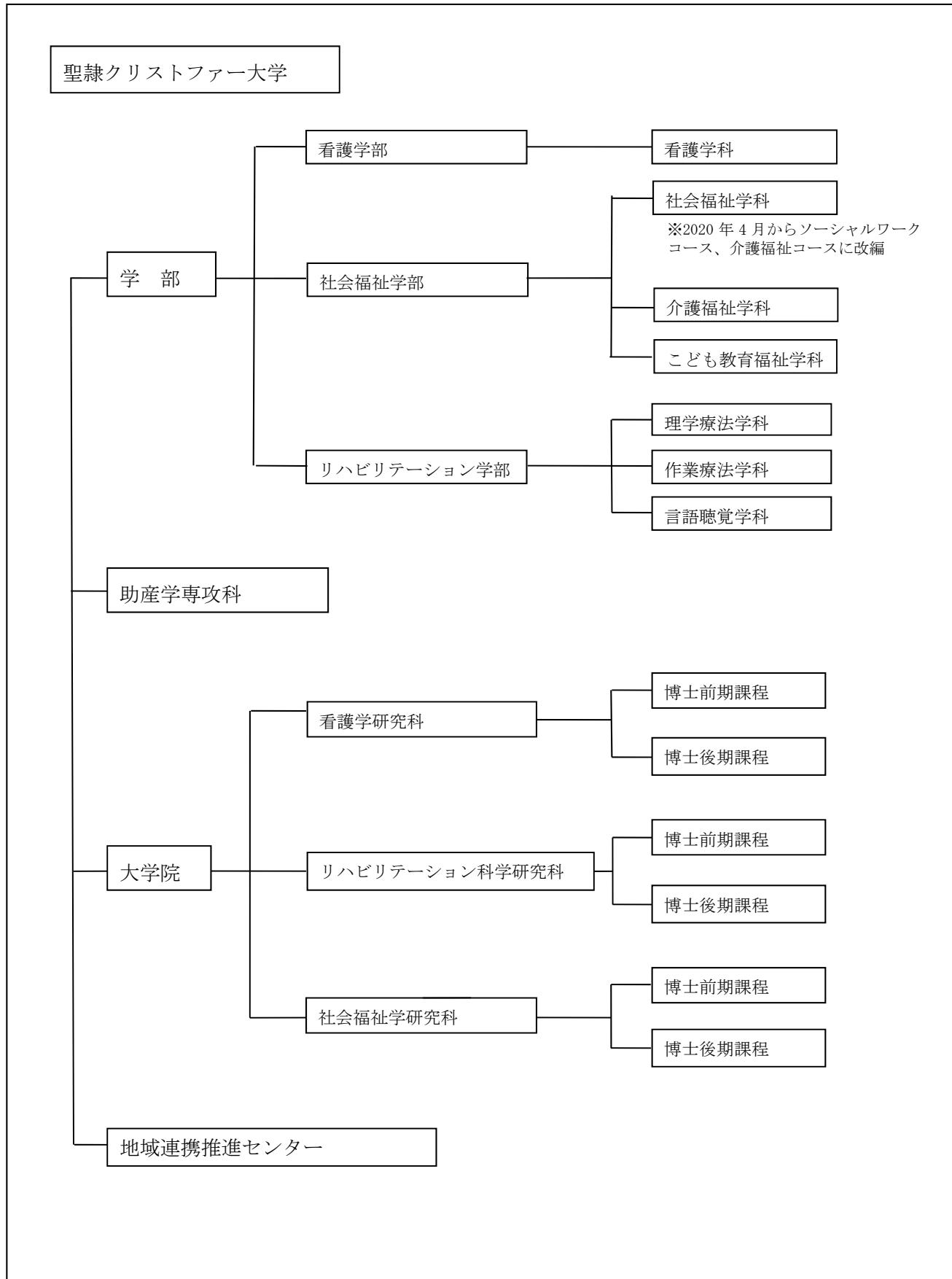
5. 大学のシンボルマーク



大学のシンボルマークの外側の二重円は、最後の晩餐のとき主イエス・キリストが弟子たちの足を洗った「たらい」を表しています。内側の三つの円は、聖隸グループが使命とする医療（赤）、教育（青）、福祉（緑）を象徴しています。中央の十字架はキリスト教を示し、聖隸のすべての事業が、キリスト教の精神によって行われていることを示しています。

この図案は、故アルバート・アットウエル博士（アメリカ人 1978～1981 年聖隸学園に奉職）により 1980 年に聖隸のシンボルマークとして考案されました。

6. 大学の構成



II 建学の精神と大学の教育理念

1. 建学の精神

聖隸学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としています。

「隣人愛」とは、新約聖書の、「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くしてあなたの神である主を愛しなさい」、「隣人を自分のように愛しなさい」—マルコによる福音書12章30-31節に示された精神です。聖隸クリストファー大学はこの建学の精神を継承し、学生の皆さんのが保健医療・社会福祉分野における専門的な知識や技術を修得し、「隣人愛」に基づく実践ができる専門職になることを願って教育しています。

○大学基本聖句(フィリピの信徒への手紙 第1章9節～11節)

わたしはこう祈ります。知る力と見抜く力を身に着けて、あなたがたの愛がますます豊かになり、本当に重要なことを見分けられるように。そして、キリストの日に備えて、清い者、とがめられるところのない者となり、イエス・キリストによって与えられる義の実をあふれるほどに受けて、神の栄光と誉れをたたえることができるようになります。

2. 大学の教育理念

聖隸学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としてきました。聖隸クリストファー大学の理念もこの精神を継承しています。学則第1条に「本学は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする」とあります。

この目的に基づき、本学では、建学の精神であるキリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を教育・研究・諸活動の基本理念とし、建学の精神に裏付けられた保健医療福祉及び教育の専門職業人を育成することによって、人々の健康と幸福、そして地域と世界の福祉に貢献することを教育理念とします。

各学部の教育目標は、共に人を対象とし生活の援助・支援を行うことから人間の理解と、個人を尊重し個人とその生活環境のニードを総合的に判断し、援助する基礎的能力及び自己啓発能力を養い専門職としての育成を図ることです。

III 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 全学の卒業認定・学位授与の方針（DP）

聖隸クリストファー大学は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた保健医療福祉および教育分野の専門職を育成することを教育の基本理念とし、この理念に基づき、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部それぞれの教育目的を定めています。

各学部は、教育目的に則した教育課程および卒業の資格を定めるとともに、以下に掲げる事項を共通基盤とする到達目標を定めます。

卒業においては、各学部の教育課程に学び、各学部が掲げる到達目標に到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身につけている。
2. 専門分野の基本的な知識・理論を体系的に修得している。
3. 様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身につけている。
4. 専門分野や関連諸学の学識を用いて、課題を探求・設定し、多面的に考察することができる。
5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、課題を解決する実践力を身につけている。
6. 自らの専門性とその責務を自覚し、多職種と連携・協働することができる。
7. 地域および国際社会のニーズを捉え、専門職として自己研鑽することができる。

2. DPループリックについて

卒業認定・学位授与の方針は大学、学部・学科等の教育理念、人材養成の目的・目標に基づき、どのような力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の皆さんの学修成果（卒業時に身に付けるべき資質・能力）の目標となるものです。

この方針をレベル毎に細分化した学部 DP ループリックを使って、セメスターごとに自己点検・評価を行い、卒業までの学修成果の達成度を確認できるようにしています。

具体的な実施方法については、初年次教育の中で説明します。

IV 教育・学修

1. 教育課程

大学設置基準に、「大学は、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と定められています。本学各学部の教育課程の特徴は、建学の精神である「隣人愛」を中心とし、保健医療福祉の分野における看護、リハビリテーション及び福祉そして教育の専門職業人の育成をめざして、編成されていることです。

教育課程は専門教育科目と基礎科目からなり、専門教育科目は学部の目的・目標に応じて構成されています。これから学ぼうとする教育課程とその特徴、構成、履修の方法等については、該当する学部、学科のページを読んでください。ここでは全学部に共通する教育課程について説明します。

2. 共通科目

本学の教育全体の基盤となる基礎的な科目として、三つの学部の学生がともに履修する共通科目を置いています。共通科目は、聖隸の理念と歴史、キリスト教科目で構成する「建学の精神」について学ぶ科目群 5 科目、学士力を培う、学びの基盤となる科目で構成する「自然・人間・社会」について学ぶ科目群 25 科目、国際化と地域連携に関わる科目で構成する「国際・地域」について学ぶ科目群 19 科目で構成されており、科目名は下記のとおりです。(英語Ⅲは各学部において特有の英語を学ぶ科目となります。)

<建学の精神について学ぶ科目群>

キリスト教概論	キリスト教人間論	キリスト教の歴史
キリスト教倫理	聖隸の理念と歴史	

<自然・人間・社会について学ぶ科目群>

哲学	文学	心理学
倫理学	女性学	生活福祉文化論
レクリエーション概論	音楽	健康スポーツ論
健康スポーツ実践	スポーツ I	スポーツ II
法学	日本国憲法	経済学
教育学	社会学	現代コミュニティ論
文化人類学	生態学	生物学
日本語表現法	情報処理 A	情報処理 B
キャリアデザイン		

<国際・地域について学ぶ科目群>

英語 I	英語 II	英語 IV
英語 V	中国語	外国語（放送大学）
海外研修	ブラジル文化と言語	現代の国際社会
国際支援入門		
国際支援アクティブラーニング I	国際支援アクティブラーニング II	
地域ケア連携の基礎		
地域実践アクティブラーニング I	地域実践アクティブラーニング II	
地域実践アクティブラーニング III		
ボランティア論	ボランティア演習	大学間交流授業

IV 教育・学修

3. セメスター制

本学では、1つの学年を4月～9月の春セメスター（前期）と10月～3月の秋セメスター（後期）という2つのセメスター制を採用しています。このため、一人の学生についていえば、4学年全体は第1～第8の8つのセメスターからなります。原則として1科目は1セメスターで終了しますが、実習科目や卒業研究等についてはこの限りではありません。

セメスター制の特徴には、共通科目等を春セメスターにも秋セメスターにも開講することにより、科目選択の幅が広がり、また不合格となった科目の再履修も可能となる場合があります。

一方、授業には一部休業期間等を利用し集中講義形式で行われる科目があります。

4. 単位と授業時間・授業回数

本学の教育課程は単位制を採用しています。単位制とは、卒業要件を取得単位数で表す制度です。ここで単位とは、学修の質と量の基準を一つのまとめとして表すもので、科目ごとに単位数が決められています。1単位の授業科目は45時間分の学修を必要とすることが大学設置基準に定められており、この時間には教室での授業時間のほか事前・事後の自己学習の時間が含まれ、それぞれの授業において、随時、授業時間外に行う課題が出されます。

本学が学則に定める1単位当たりの授業時間は、講義と演習については15～30時間、実験・実習・実技については30～45時間です。

2単位30時間の講義科目の場合、教室での授業回数は15回（15コマ）、1単位15時間の講義科目の授業回数は8回としています。

5. 授業時間帯

授業時間帯は下表のとおりです。

月・火・木・金曜日の7時限目と水曜日の6時限目には通常の授業は入りません。補講などがある場合があります。

月・火・木・金曜日の昼休みは、時間割により3時限目または4時限目になります。

水曜日の3時限目は礼拝の時間となっており授業は入りません。そのため水曜日は他の曜日と授業時間が異なりますので注意してください。

授業時間帯

月・火・木・金曜日		水曜日・(土曜日)	
1時限目	8:50～10:10	1時限目	8:50～10:10
2時限目	10:25～11:45	2時限目	10:25～11:45
3時限目	11:55～13:15	(昼休み)	11:45～13:00
4時限目	13:25～14:45	3時限目	13:00～14:20
5時限目	15:00～16:20	4時限目	14:35～15:55
6時限目	16:35～17:55	5時限目	16:10～17:30
(7時限目)	18:05～19:25	(6時限目)	17:40～19:00

IV 教育・学修

6. 時間割	授業の時間割は、セメスターごとに教務事務センターのホームページに掲載しています。
7. 授業時間・教室の変更、休講	<p>(1)授業時間・教室の変更、休講は、「掲示板」に掲示されるほか、当該科目の履修登録者でメールの転送設定をしている学生には携帯電話にも配信されます。</p> <p>(2)休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始後 30 分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、教務事務センターに連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>(3)交通ストライキ、悪天候(台風)などにより交通機関(遠州鉄道バス)が停止した場合、また静岡県西部地方または愛知県東三河地方に暴風警報等が発令された場合は休講になります。ただし、気象条件の悪化等により、通学が困難となることが事前に予測される場合は、警報の発令によらず、前日に休講を決定することがあります。詳しくは「暴風警報等発令時における授業・試験の取扱いについて(ガイドライン) https://blg.seirei.ac.jp/student/typhoon.html」を参照してください。</p> <p>(4)大規模地震の警戒宣言が発令された場合は、「キャンパス・ライフ」に記載されている措置がとられます。</p>
8. 補講	授業は時間割に基づいて進められますが、休講などの事情により、講義の進行が予定よりも遅れた際には、「授業予備日」もしくは「月・火・木・金曜日の 7 時限目、水曜日の 6 時限目」等に補講を行うことがあります。補講の日時・教室などについては掲示により通知します。
9. 欠席の届出	<p>(1)父母、祖父母、兄弟姉妹の忌引きや事故で欠席する場合 忌引き、公の証明書のある事故などによる欠席は、出席として扱います。「公欠願」を教務事務センターへ提出してください。</p> <p>(2)病気その他のやむを得ない事由により授業を 1 週間以上欠席する場合 科目担当教員へ自分で事前(または事後)に申し出て、「欠席届」を教務事務センターへ提出してください。なお、長期に欠席しなければならない場合は、アドバイザー、学生サービスセンターに連絡をしてください。</p>
10. インフルエンザ等による出席停止	<p>インフルエンザ、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)などの学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の定めにより出席停止となります。</p> <p>①授業期間：電話で健康管理センターに連絡する。 試験期間：電話で教務事務センターに連絡する。 実習期間：実習担当教員に連絡する。 以下、インフルエンザに罹患した場合の対応です。</p> <p>②学校保健安全法に基づき、発症後 5 日、かつ解熱後 2 日間「出席停止」となるので、外出せずに静養する。</p> <p>③出席停止期間中は午前、午後自分で体温を測り、「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」の体温記入欄に記録する。</p>

IV 教育・学修

11. 受講態度について

詳しくは「インフルエンザによる出席停止期間について（出席停止期間早見表）」を参照する。
(実習期間中は実習担当教員の指示に従う)。

④完治し出席を再開する際に「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」を教務事務センターに提出する。

※出席停止となった授業は公欠にはなりませんが、本人の不利益にならないよう大学の方針に基づいて科目責任者、実習指導担当教員が追実習等その措置を判断します。

私語、居眠り、授業への遅刻、授業中の離席など受講態度に問題のある学生が、履修者の多い科目等において大きな問題となっています。大学に入学した目的を常に意識し、目的達成のために真摯な態度で受講してください。

<私語>

ここ数年の在学生・卒業生を対象とした満足度調査の結果によると、非常に多くの学生が授業中の私語に対し不満を訴えています。本学では授業を担当する専任教員・非常勤講師が私語のない授業の工夫に努めています。私語が他の学生に対していかに迷惑であるか、他の学生の学習する権利を侵害しているか、自分の学習にとっていかにマイナスであるかを自覚し、授業に臨んでください。

授業は学生と教員が共に創っていくものです。学生と教員が共に協力してより良い授業環境を整えていきましょう。

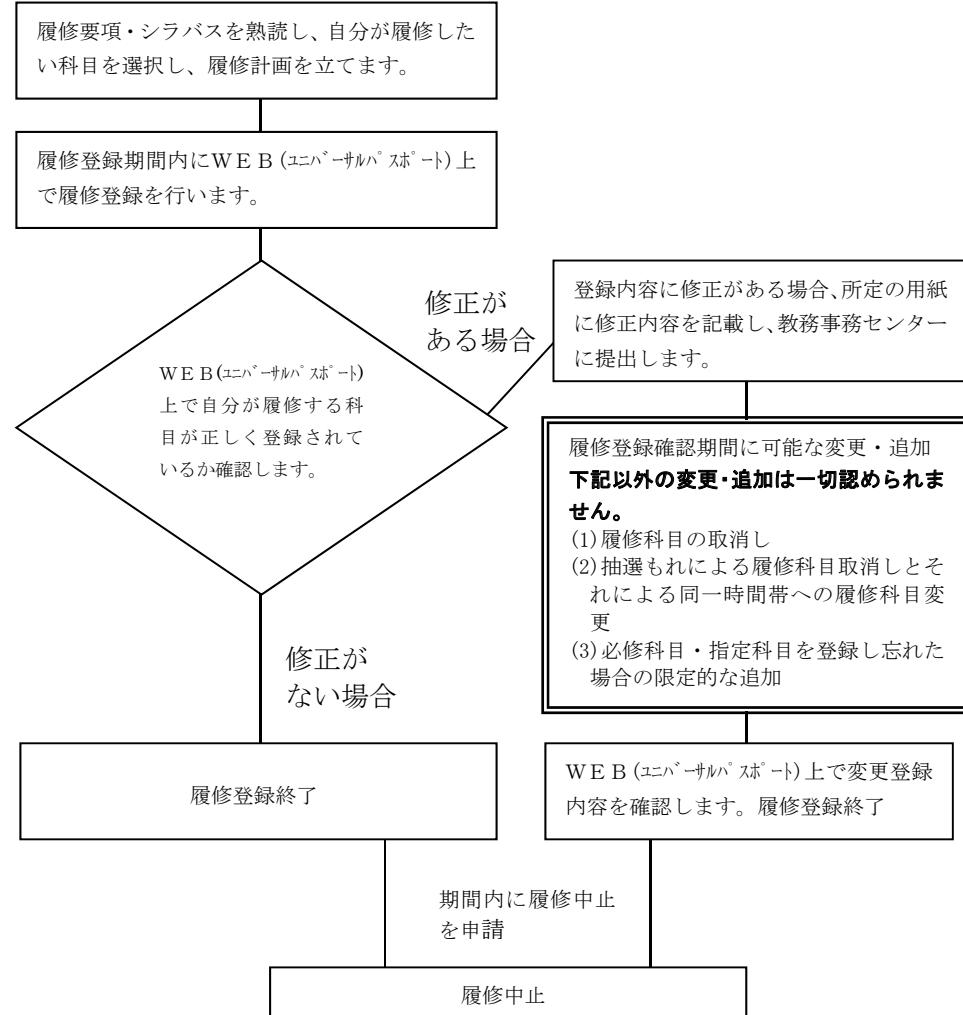
12. 授業中や実習中の事故・けが等

授業中や実習中に自分がケガをしてしまった、他人にケガを負わせてしまった、備品等を壊してしまったなどの場合は、保険の対象になることがありますので、必ず学生サービスセンターに連絡してください。

13. 履修登録と履修中止

科目を履修し単位を取得するためには、各自が履修科目を選択し、自己の責任において履修登録を行う必要があります。履修の届け出は、授業の出席や単位認定に関わる試験など、科目履修の前提となる重要な手続きです。登録手続きの手順に沿って、期日に遅れることのないよう手続きを行ってください。履修登録の手順や日程など詳細については、春セメスターに行われる「履修登録ガイド」で説明しますので、必ず出席してください。

IV 教育・学修



履修登録に関してわからないことがある時は、教務委員の先生やアドバイザー、教務事務センターに相談してください。履修登録をしていない科目については試験を受けることができず、単位を修得できません。必ず期日までに履修登録を完了してください。

「履修中止」とは、選択科目的授業を受けてみたところ、授業内容が勉強したいものと違っていた場合や、授業についていけるだけの知識が不足していた場合など、そのままでは単位を修得することが難しく、不合格となることでGPAが不必要に下がることを防止するため、一定期日までに手続きをすれば履修を中止することができる制度です。

14. キャップ制

学部ごとに、セメスターもしくは学年ごとの履修登録単位数の上限を定めています（P. 148 履修規程参照）。履修登録期間中は上限を超えて履修登録することが可能ですが、履修中止期間までには上限内に単位数がおさまるよう科目を選択しなければいけません。

1) 適用除外科目

キャップ制には、適用除外科目を設定しています。適用除外科目の単位は上限単位数の算定に含まれません。共通科目における適用除外科目は以下のとおりです。

IV 教育・学修

<国際・地域について学ぶ科目群>

海外研修

国際支援アクティブラーニングⅠ

国際支援アクティブラーニングⅡ

地域ケア連携の基礎

地域ケア連携演習

地域実践アクティブラーニングⅠ

地域実践アクティブラーニングⅡ

地域実践アクティブラーニングⅢ

ボランティア演習

学部における適用除外科目がある場合、学部の履修要項に掲載しています。

2) 上限緩和

前セメスターのGPAが3.0以上の学生は、上限単位数を2単位超えて登録することができます。

15. 受験資格

試験の受験資格は以下の要件をすべて満たした者に対して与えられます。

- (1)所定の期間内に履修登録を完了していること。
- (2)各科目の実授業時間数の3分の2以上出席していること。
(実習については別の定めによります。)
- (3)授業料の滞納がなく、休・停学中でないこと。

履修した科目的受験資格は、所定の期間（おおむね試験期間初日の1週間前から）に教務事務センターのホームページで確認することができます。

16. 試験の種類

試験には、定期試験、追試験、再試験があり、筆記試験、実技試験、面接試験、またはレポートによって行われます。また、平素の学修状況、定期試験以外で授業時間内に行われる試験、あるいは論文によって替えることもあります。

追試験、再試験の願い出の手続きは決められた期日までに本人が行います。手続きには試験料（1科目につき1,000円）が必要です。手続き時に受験票を発行するので、必ず受験時に携帯してください。

定期試験 各学期(セメスター)末の定期試験期間に行われる試験です。

定期試験期間は卷末の学年暦を参照

追 試 験

下記の理由により定期試験を欠席した学生に対して行う試験です。原則として当該科目的試験開始以前に教務事務センターに連絡を行った者を対象とします。

欠席理由	提出する証明書等
天災その他の非常災害	被災証明書
交通機関の突発事故	事故証明書
負傷または疾病	医師の診断書
二親等内の親族の死亡による忌引き	会葬礼状等
その他特別な事情	理由書

再 試 験

不合格となった学生に対して行われることがある試験です。教務事務センターに所定の手続き（「再試験受験願」を提出）を経て受けることができます。

IV 教育・学修

17. 試験の時間

定期試験は原則として 60 分で行われます。

18. 受験心得

受験心得

- ①学生証を机上の見えやすい所に置く。学生証を忘れた場合は、教務事務センターで当日限り有効の仮学生証の発行を受ける。
- ②あらかじめ席が指定されている場合は、指定の席で受験する。席が指定されていない場合は、試験監督者の指示に従う。
- ③試験開始後 25 分以内の遅刻者には入室を許可する場合がある。
- ④机上には、学生証と筆記用具のみを置き、それ以外のもの（ペンケース・下敷きを含む）は、かばんに入れ、かばんの口を閉じた上で椅子の下にしまう。
ただし、
 - ・持ち込み・閲覧物が認められている試験の場合、許可されたものを机上に置くことができる。
 - ・時計を机上に置くことはできるが、携帯電話を時計がわりに使用することはできない。
- ⑤試験開始後 30 分を経過した後は退室を認められる場合がある。一旦退室した後は、その科目の試験終了まで再入室できない。
- ⑥途中退室の際は、答案を裏返しにして机上に置く。
- ⑦途中退室も含め、退室時には必ず学生証を持って退出する。
- ⑧退室の際、答案を試験室外に持ち出した場合、当該科目は不合格となるので注意する。
- ⑨回収指示の出ている問題用紙を持ち帰らないよう注意する。
- ⑩途中退室後、試験室の静穏な環境を乱さないよう、静かに待機する。
- ⑪その他
試験を欠席せざるをえない事態が生じた場合には、必ず当該試験の開始以前に教務事務センターに連絡する。（Tel 053-439-1433）

19. 試験における不正行為

不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しません。試験における不正行為に関する規則には、「不正行為とは不正な手段によって試験を受け、または受けさせる行為をいい、例示すると、おおむね次のとおりである」と定めています。

- (1) 他人に受験させ、または受験を依頼すること
- (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を見ること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
- (3) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を他の学生に見せること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
- (4) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと
- (5) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること
- (6) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやりとりすること
- (7) 試験がレポートにより行われる場合に、他人の文章（他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等）を自分が作成したものと偽り、または出典を明示せずに提出すること

上記のほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがあります。詳しくは、「聖隸クリストファー大学試験における不正行為に関する規則」を確認してください。

20. 配慮の必要な学生への対応

特別な事情により学生が定期試験の際に配慮を希望する場合は、原則としてセメスター開始から 1 ヶ月以内に教務事務センターに申し出てください。

IV 教育・学修

21. 単位の認定

授業科目の単位の認定は以下のように行われます。

- ①履修しようとする科目について履修登録をする。
- ②授業科目を履修する。
- ③授業科目責任者がシラバスに示してある「評価方法」に基づく成績評価の結果により所定の単位を認定する。

入学前の既修得単位の認定、他の大学等における授業科目の履修等及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定については、「P. 17~18」を読んでください。

22. 成績の評価

成績評価は S、A、B、C、D の 5 段階で行い、D 評価は不合格とします。

定期試験と追試験の評価基準は、100 点満点の場合、S : 90 点以上、A : 80 点以上、B : 70 点～79 点、C : 60 点～69 点、D : 60 点未満です。シラバスに記載された到達目標をどの程度修得できているかを以下の基準で判断して評価します。再試験の評価基準は、C : 60 点以上、または D:59 点以下のみで、S、A、B の評価はありません。

D (59点以下)	C (60～69点)	B (70～79点)	A (80～89点)	S (90～100点)
最低限のレベルに到達していない。	到達目標の達成には努力が必要だが、最低限のレベルには達している。	到達目標は達成していないが、理解度は高い。	到達目標をほぼ達成している。	到達目標を越えたレベルに達している。

一度修得した科目的評価は取り消すことができません。

D評価となった科目的単位を取得するためにはその科目を再履修しなければなりません。

再履修とは、取得することができなかった単位を取得する必要がある場合に、次セメスター以降に改めて履修登録を行い、履修することをいいます。

23. 成績の通知

成績の発表は、春セメスター開講科目は秋セメスター開始時、秋セメスター開講科目については次年度の春セメスター開始時に成績表を配布して行います。

成績表を受け取った際に、履修登録していたにもかかわらず科目的成績表示がない場合は、すみやかに教務事務センターに問い合わせてください。

24. 保護者への成績表の開示

保護者に対して学習の状況をお知らせするために、春セメスターと秋セメスターの成績表を年に 2 回郵送します。郵送の時期は 4 月下旬頃、10 月下旬頃です。その他、毎年夏から秋に学部ごとに開催する保護者懇談会に出席の保護者には、希望により成績表を開示して学習状況の説明をしています。

保護者への成績表の開示・送付については、個人情報保護の観点から、保護者と学生本人の了解のもとに行うことになっています。保護者と学生の双方またはいずれかがそれを望まない場合には保護者に対して開示・送付はしません。

保護者との相談の結果、送付を希望しない場合は、申出書に保護者・入学予定者連署でその旨記入の上、教務事務センターに提出してください。入学ガイドへの同封書類のほか、申出書の様式は教務事務センターにあります。申出書が提出されない場合は、保護者に対して成績表を開示・送付することに同意したものとして取り扱います。

IV 教育・学修

25. 成績評価等に関する調査願制度

履修している科目の成績評価等（試験の評価・評価方法、受験資格、再試験、追試験など成績評価及び評価に関わる事項）に関して質問・疑義等がある場合には、科目担当の先生等から説明を受けることができます。

成績評価等に関して質問や疑義等がある場合には、まずは科目担当の先生（科目担当者が非常勤講師の場合には教務事務センター）に確認を行ってください。確認をしてもなお質問や疑義等があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願に関する申し合せ」（関連規程 P. 151）に従い調査手続きをとることができます。

手続きについては、教務事務センターに申し出てください。

26. G P A制度

本学では、G P A (Grade Point Average) 制度を導入しています。G P A制度は、学習の質を評価する成績評価として諸外国でも用いられており、合格した科目だけでなく、不合格や履修放棄の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴です。従って学生のみなさんは自分の履修（登録）に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

G P A制度の導入により、学生のみなさんが自分の目標に向かい科目履修を行なう中で、自分自身の成長をしっかりと把握し、学習意欲の向上へと結びつくことを期待しています。

1) G P A算出方法

$GPA = \Sigma (GP \times \text{その科目の単位数}) / \text{総履修登録単位数}$ (不合格科目含む)

$$GP = (TS - 55) / 10 \quad TS : \text{科目の点数}$$

- ・点数が 60 点未満になった科目は GP=0
- ・再試験で合格となった科目は GP=0.5

2) G P A と成績の関係

GPA と成績の関係は以下の通りです。

成績評価	GPA
S (90~100 点)	3.5~4.5
A (80~89 点)	2.5~3.4
B (70~79)	1.5~2.4
C (60~69)	0.5~1.4
D (0~60)	0

IV 教育・学修

27. 放送大学との 単位互換による 単位認定

(学則第36条)

本学は放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学が開設する授業科目を履修して修得した単位が本学の単位として認められます。対象となる科目は、語学科目です。詳細は、春セメスター、秋セメスターのそれぞれの履修者募集の掲示に注意してください。例年セメスター開始3ヶ月前に募集しています。興味のある学生は教務事務センターで確認することができます。

28. 大学以外の教育 施設等における 学修の単位認定

(学則第37条)

大学以外の教育施設等における学修や文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を認定する場合があります。

<英語>

以下の検定機関の与える資格に対して英語科目的単位を認定します。

認定する科目は共通科目の英語Ⅰ・Ⅱです。科目を指定して申請してください。

検定試験の種類	資格	認定科目	認定単位
実用英語検定	準1級以上	英語Ⅰ・Ⅱ *認定を希望する 科目を指定して申 請する	2単位
	2級		1単位
国際連合公用語 英語検定	B級以上		2単位
	C級		1単位
TOEFL	IBT61以上		2単位
	IBT45以上		1単位
TOEIC	600以上		2単位
	500～599以上		1単位

※「TOEIC」は、公開テストのほかIPテストも含みます。

<スポーツ>

文部科学省の認定を受けた社会体育指導者の知識・技能審査事業により認定された資格で、高等学校卒業後に取得した資格を対象とします。

対象となるスポーツ技術

- (1) 競技スポーツ
- (2) 野外活動に関するスポーツや自然体験などに関わる身体活動、社会的活動
- (3) 生涯スポーツやそのスポーツに関わる社会的活動

IV 教育・学修

29. 既修得単位の認定 (学則第38条)

既修得単位とは、本学入学以前に卒業または在学した他の大学、短期大学、専修学校専門課程及び本学の科目等履修において修得した単位を指します。その単位を、本学教育課程の科目の単位として、審査により認定することができます。

前記**27.** **28.** **29.** に関する単位認定は、合計 60 単位までです。単位認定を希望する学生は、所定の期間内に必要書類を添え願い出てください。個別に審査します。

	春セメスター認定分	秋セメスター認定分
大学以外の教育施設等における学修および検定機関が与える資格の認定	4月のオリエンテーション、ガイダンス期間中	8月末まで
既修得単位の認定	入学年度4月オリエンテーション、ガイダンス期間中	入学年度の8月末まで

30. 卒業要件

本学の卒業資格を得るためにには、学則に定められているとおり、修業年限(4年)以上在学し卒業認定に必要な単位を修得しなければなりません。

卒業に必要な単位の内訳等詳しいことは、該当する学部の項を参照してください。

IV 教育・学修

31. 資格取得

本学の特徴は、卒業後、保健医療福祉及び教育の専門職として活躍することができる登録資格や免許状または国家試験受験資格を卒業時に取得できることです。資格には、卒業要件を満たすことで取得が可能な資格と資格取得のために履修登録を行って計画的に履修を行わなければならないものとがあります。該当する学部の資格に関する履修要項を注意深く読み、オリエンテーションを受けてください。

取得可能な資格は、学部により以下のとおりです。

学 部	学 科	資 格
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭 1 種免許状 養護教諭 2 種免許状
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 介護福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 スクールソーシャルワーカー
	こども教育福祉学科	保育士登録資格 幼稚園教諭 1 種免許状 小学校教諭 1 種免許状
	学部共通	社会福祉主任用資格 児童指導主任用資格 初級障がい者スポーツ指導員
リハビリテーション 学部	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
	言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格

看護学部

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

1. 学部の教育目的

看護学部では、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供するために、進歩する看護専門分野および関連諸学の知識と技能を統合し、多職種連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できる看護学分野の指導的人材として労を厭わぬ実践ができる看護専門職者を育成することを目的とします。

2. 学部の教育目標

看護学部看護学科の教育目的を達成するため、以下のように教育目標を掲げます。

- (1) キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を深く理解し、専門職者としての高い倫理観と価値観・態度を身につける。
- (2) 看護の対象者の課題を科学的・論理的、総合的に理解し、個別性に応じて支援するための看護学に関連した基礎および専門知識を体系的に修得する。
- (3) 様々な立場や意見、生活背景をもつ他者を理解し、自らの考え方や意見を、対象に応じて正確・適切に、伝達・説明できるコミュニケーション力（表現力と語彙）を習得する。
- (4) 課題解決に向けて、主体的・かつ仲間と協働して看護専門分野や関連諸学の学識を用いて広い視野で議論し、計画的、短期的／長期的に取り組む方法を、論述することができる。
- (5) さまざまな年代の多様な状況にある人々に対して、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の知識・理論、情報、技能等を総合的に活用し、人々がその人らしく生活できるようになることを目指した看護を実践することができる。
- (6) 保健医療福祉チームにおける看護の役割と、質の高いケアを提供するための多職種連携の必要性を理解し、協働する方法を修得する。
- (7) 多様な文化や生活習慣、価値観・考え方をもつ他者を尊重するための倫理観と、さらに地域社会や国際社会のニーズに応える看護専門職の役割・機能を理解することができる。
- (8) 生涯に亘り看護学・看護実践を追求しようとする意欲と信念・価値観を身につける。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

3. 学部の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

看護学部は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、人々がその人らしく生活できることを目指した質の高いケアを提供する看護の専門職を育成することを教育目的としています。

卒業においては、教育目的に則した教育課程に学び、以下に掲げることに到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身に附けている。
2. 看護の基盤および看護専門分野の基本的な知識・理論や技能を体系的に修得している。
3. 様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係能力と論理的表現力を身に附けている。
4. 看護専門分野や諸学の学識を用いて課題を探求し、多面的に考察することができる。
5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、対象の特性を踏まえた看護の実践力を身に附けている。
6. 看護専門職としての専門性とその責務を自覚し、多職種と連携・協働することができる。
7. 地域および国際社会のニーズを捉え、看護専門職として自己研鑽することができる。

なお、養護教諭の教職課程のディプロマ・ポリシーについては、上記に加えて下記の通りとします。

- (1) 教育に関する基礎的な教養・技能を身に附けている。
- (2) 養護教諭として必要な専門的知識・技能を身に附けている。
- (3) 上記(1)と(2)を活用して児童生徒の健康問題に対応できる実践力を身に附けている。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

4. 学部の教育課程編成・実施の方針 (OP)

カリキュラム編成方針は、教育理念・目的、学部の教育目的・目標、DP を達成し、看護師を志すものとして身につけるべき態度・知識・技能を修得するために、1) 建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかるための自校教育と、人間理解を深めるための多様な教養科目を配置した教養基礎領域 2) 人間や環境についての基礎知識を幅広い視野から体系的に修得する専門基礎領域 3) 対象者の成長・発達段階および健康段階、看護の場の特性を踏まえて、対象の理解と看護に関する基本的な知識と理論、技能を修得するための看護専門領域―の 3 領域から行うものとします。具体的には以下のようにカリキュラムを編成・実施します。

1. キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を深く理解し、看護専門職者としての高い倫理観と価値観・態度を身につけるために、建学の理念と精神の育成に関わるキリスト教関連科目・自校教育科目を置く。また大学での学びの基礎を築き、幅広い知識を身につけ、多様な文化や価値観・生活背景を理解する人間教育に関わる大学教育導入科目と教養基礎科目を配置する。
2. 看護の対象者の課題を科学的・論理的、総合的に理解し、個別性に応じて支援するために、人が生きる環境や身体・心理面の健康、成長・発達を理解するための専門基礎、看護専門科目を配置する。
3. 様々な立場や意見、生活背景をもつ他者を理解し、自らの考え方や意見を、対象に応じて正確・適切に、伝達・説明できるコミュニケーション力と実践力を養うためにキャリア教育科目および専門基礎科目を配置する。
4. さまざまな年代の多様な状況にある人々に対して、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の知識・理論、情報、技能等を総合的に活用し、根拠に基づく基礎的な看護技術を駆使し、看護を科学的に実践できる能力を養うために看護専門科目を配置する。
5. 課題解決に向けて、主体的・かつ仲間と協働して看護専門分野や関連諸学の学識を用いて広い視野で検討するために、看護専門科目を置く。
6. 看護者の役割と責任を自覚し、保健・医療・福祉の関係職種と協働する能力を養うために、専門科目と専門職連携教育科目を置く。
7. 地域および国際的視野で物事をとらえる能力を養うために、国内外の医療、保健、看護を学習する科目や語学、海外研修や国際看護実習を経験する科目を配置する。
8. 生涯に亘り看護学・看護実践を追求しようとする意欲と信念・価値観を養うために、これまでの看護学の学修を統合し、専門職としての自覚を高め、責務を理解し自己の看護観や研究的視点を深める統合科目を配置する。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

5. カリキュラムの構造

1) 教養基礎領域

本学部の開設授業科目は、教養基礎領域、専門基礎領域、看護専門領域の3領域に区分されています。これは、本学部の教育目標に沿って、効果的な教育課程の展開を図るためです。それぞれの意味は次のとおりです。

[教養基礎領域]は、本学建学の理念と人間形成に関わる科目、大学生として必要とされる幅広い見識に関わる科目、および本学の教育を受ける上で不可欠な学習の手段となる科目から成っています。すなわち、この領域は本学の教育全体の基礎となる重要な部分ですので、なるべく早い時期に学習し、この領域で学んだことを以降のすべての学習に活かすことができるよう配慮されています。

建学の精神

本学の建学精神の根幹である生命の尊厳と隣人愛について、聖書の教えに基づく人間観やキリスト教を基本理念とする『聖隸』の事業の始まりとその歴史から学びます。

自然・人間・社会

看護の対象となる人間とそれを取り囲む社会や自然を、多面的に理解するための科目です。

「基礎講座（スチューデントスキル）」では、本学における初年次教育として、協調性やコミュニケーション技術を修得し、大学で学ぶための人間関係を構築できる基礎力を身につけることを目指します。「基礎演習（スタディスキル）」では、レポート作成やプレゼンテーションなどを通して、大学における学習方法の基礎を身に付けることを目指します。

「情報処理A」「情報処理B」では、コンピュータなどの情報機器やインターネットを活用し、情報を収集・整理・編集・発信するための基礎的な知識や技能を身に付けることを目指します。

「生物学」「生命科学」「物理学」「化学」では、看護学生が看護学の基礎となる科学を学習し、生活に関連深い事柄を科学的視点から観ることを目指します。

「統計学の基礎」では、数学・統計学の基礎となる知識や計算力、思考力を身につけることを目指します。

「スポーツI」「スポーツII」「健康スポーツ実践」では、運動実践により心身の健康の維持・増進を図り、身体活動を通して他者との連携、協働などができるることを目指します。

「キャリアデザイン」では、看護職を目指す自分の現状や社会状況を把握し、より明確に、具体的な進路選択がされることを目指します。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

国際・地域

語学については、聞く、話す、読む、書く、という基礎的な学習をします。特に必要性の高い英語については、英語コミュニケーション力を磨き、国際人としての英語力を養います。また、臨床看護に活かせる専門英語や英文の看護関係文献を読むための基礎を身に付けることを目指します。

「地域ケア連携の基礎」では、対人援助における多職種の連携、協働の必要性を理解して、保健医療専門職としての視野を広げることを目指します。「地域実践アクティブラーニング」では、「地域ケア連携の基礎」の学びを活かして実際に地域に出て活動を行い、地域の課題解決を目指します。

「ボランティア論」では、ボランティアとは何かを理解するための基礎知識を学び、「ボランティア演習」では、ボランティア活動を実際に体験し、理論に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動の精神を学びます。

「大学間交流授業」は、本学を含む周辺の大学から成る静岡県西部高等教育ネットワーク会議主催の共同授業であり、それらの大学教員による授業を各大学の学生や社会人と共に学びます。

2) 専門基礎領域

[専門基礎領域]は、よりよい看護実践のために、人間や環境について幅広い視野から学習し、またそのための手段などを修得することを目的とします。

社会と環境

人間の活動を理解するために、家族、職場などの社会面、および人を取り巻く自然環境の面から学びます。それらを学ぶ手段として「保健統計学」「疫学」「公衆衛生学」「保健医療行政論」などがあります。さらに、看護との連携が不可欠な社会福祉関連の基礎知識を学習します。

こころと発達

こころと発達は密接に関連しています。「生涯発達心理学」では、それをライフサイクルとの関連で学習します。「臨床心理学」「カウンセリング」では、対象と接する際の基礎知識を学習します。

からだの仕組みと働き、疾病の成り立ちと回復

人間の身体構造と機能や健康障害について学ぶ科目です。はじめに【からだの仕組みと働き】について学び、次いで【疾病的成り立ちと回復】について学びます。これらの科目には、「解剖学Ⅰ・Ⅱ」「生理学Ⅰ・Ⅱ」「生化学」「代謝・栄養」「微生物・感染」「病理・病態」「健康障害論Ⅰ・Ⅱ」「薬理・薬剤」「臨床栄養」などがあります。看護学を学んでいくための基礎知識や、病気の治療について理解するための専門的な知識を修得することを目的としています。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

3) 看護専門領域

[看護専門領域]は、将来専門職者として看護を実践する能力を養うための、基本的な知識、技術、態度の習得を目的としています。

以下の各領域において、成長・発達段階および健康段階、看護の場の特性を踏まえて、看護の対象の理解と看護の方法について学びます。学外の実習では、今までに学んだ知識や技術を看護の活動の場に臨んで統合し実践します。

基礎看護学

「看護とは何か」「看護職は何をするのか」「看護学とはどのような学問なのか」などの原理を探求すると共に、看護職としても基礎を培います。また、看護の対象である人を生活者として捉え、人間の基本的ニーズを充足するための看護技術の原理・原則を学修し、科学的根拠に基づく基本的援助方法を学び修得します。

成人看護学

青年初期から壮年期までの成人期の人々の健康生活を支援するために、成人期に多い健康障害をとりあげ、健康に影響を及ぼす諸要因をふまえながら、健康問題をもつ人々に対する看護実践に必要な基礎的知識・技術および態度を学習します。

老年看護学

老年期にある人々の加齢・老化を理解し、加齢に伴い日常生活機能が低下した高齢者のQOL向上を支援するための知識・技術のありようを理解します。それらを通して、老年期に特徴的な健康障害が日常生活に及ぼす影響を考慮した看護の知識・技術・態度を学習します。さらに、老年期の生活を支える社会システムや介護保険制度、生活の場としての施設ケアや社会資源等についても学習します。

母性看護学

女性のライフスタイルや女性を取り巻く環境や社会、母性や父性に関する理解を深め、女性の健康および子どもの誕生によって新たな家族を形成する母子とその家族を支援するための看護援助や、人間の性と生殖・出産・子育てに関する援助に必要な基礎的知識と看護実践に必要な技術・態度を学習します。

小児看護学

小児の特性、成長・発達の概要と評価方法を理解し、成長・発達や健康の保持増進のための看護援助や、健康障害または発達障害をもつ小児とその家族の看護を実践するために必要な基礎的な知識と看護実践に必要な技術・態度を学習します。

精神看護学

健康な社会生活を営むための精神活動を支援できるようになるために、精神保健に関する学習を基盤として、精神的な課題を抱える人々への看護実践の方法や、精神保健指導及び生活支援に必要な知識と方法および態度を学習します。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

在宅看護学

疾病や障害を持ちながらも在宅での療養を望む人やその家族に対して、健康レベルの維持と改善、生活の自立、QOL の向上を目的として行われる看護援助に必要な知識・技術・態度を学習します。

看護の統合

「地域包括ケア看護論」「看護倫理」「看護管理論 I・II」「災害看護論」などを学び、より広い視野から今まで学習してきた看護を再考し、専門職としての自覚を高めると同時に責務について学習します。

最終学年では、「看護統合セミナー」「看護研究 II」を通して、これまでの看護学の学習を統合し、自己の看護観や研究的態度を養うための学習をします。「地域ケア連携演習」では、これまでの学習や経験を再確認し活用し、他学部学生とともに事例検討を行い、対人関係における専門職連携・協働の実際を体験します。「国際看護実習」では、国際的視野に基づいた看護を展開できるよう、海外交流協定校での実習を通して学びを深めます。

臨地実習

地域・臨床などの実際の場で、人々の健康の保持増進・健康問題を解決するための看護を実践します。新生児期、小児、成人・老人など各発達段階の人々、あるいは健康な人、妊娠期・分娩期にある女性・さまざまな健康障害をもつ人に直接関わり、対象を総合的に理解して看護を実践するための基礎的な知識・技術・態度を学習します。

さらに、最終学年では、選択した看護学領域における統合実習を通して、既習の知識・技術を統合しながら看護の実践力を高めるための学習をします。

公衆衛生看護学

公衆衛生看護は、疾病構造や社会・経済・文化的変化に伴い地域住民の多様なニーズに対応した柔軟性を要する活動です。その基本となる理念、活動の基盤となる理論、関連する法律、歴史を理解し、対象である個人・家族・集団・組織を含む地域社会及び地域を構成する人々の健康増進・改善を目指して、看護を展開する方法を学習します。また、公衆衛生看護活動の場（行政機関、産業保健、学校保健）の特性と支援方法の学びを深めます。

教職に関する科目

「教職に関する科目」は、養護教諭 1 種免許取得を希望する学生が履修します。「教職概論」「教育課程・方法論」「教育心理学」「教育相談の理論と方法」などの科目では、養護教諭（学校教員）になるために必要な、教育に関する基礎的な理論・知識を広く学習します。また、実際に学校現場で体験する「養護実習」や「学校体験活動」、4 年次に教職課程の総まとめとして行う「教職実践演習」などの科目では実践力を身につけます。

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

6. 教育課程

	1年次		2年次	
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
教養基礎領域				
建学の精神 自然・人間・社会 国際・地域	【建学の精神】聖隸の理念と歴史、キリスト教概論、キリスト教人間論、キリスト教の歴史、キリスト教倫理 【自然・人間・社会】基礎講座、基礎演習、キャリアデザイン、哲学、文学、心理学、倫理学、女性学 生活福祉文化論、レクリエーション概論、音楽、健康スポーツ論、健康スポーツ実践 スポーツI、スポーツII、法学、日本国憲法、経済学、教育学、社会学、現代コミュニティ論 生物学、生命科学、教育原理、教育心理学、教育制度論、物理学、化学、統計学の基礎 医療法学、日本語表現法、情報処理A、情報処理B			
専門基礎領域				
社会と環境		社会福祉概論 家族関係論	公衆衛生学 養護概説	保健統計学 保健医療行政論
こころと発達	生涯発達心理学		臨床心理学	カウンセリング
からだの仕組みと働き	解剖学I 生理学I	解剖学II 生理学II 代謝・栄養	生化学	
疾病の成り立ちと回復		微生物・感染	病理・病態 健康障害論I	健康障害論II 薬理・薬剤 臨床栄養
看護専門領域				
基礎看護学	看護学原論I 基礎看護技術I	看護学原論II 基礎看護技術II	基礎看護技術III 基礎看護技術IV	基礎看護技術V
成人看護学			成人看護学概論	成人看護援助論I
老年看護学			老年看護学概論	老年看護援助論I
母性看護学			母性看護学概論	母性看護援助論I
小児看護学			小児看護学概論	小児看護援助論I
精神看護学			精神看護学概論	精神看護援助論I
在宅看護学				在宅看護学概論
看護の統合				地域包括ケア看護論 国際看護論 国際看研修
臨地実習		地域看護学実習 基礎看護学実習I	基礎看護学実習II	老年看護学実習I
公衆衛生看護学		公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護技術論	公衆衛生看護技術論演習
教職に関する科目				
	教職概論	学校保健	特別支援教育概論 学校体験活動	教育課程・方法論 教育相談の理論と方法

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

3年次		4年次		教養基礎領域
第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター	
【国際・地域】基礎講座、基礎演習、英語Ⅰ、英語Ⅱ、地域ケア連携の基礎、英語Ⅲ（看護英語）、英語Ⅳ 英語Ⅴ、中国語、外国語、海外研修、ブラジル文化と言語、現代の国際社会、文化人類学 国際支援入門、国際支援アクティブラーニングⅠ、国際支援アクティブラーニングⅡ 地域実践アクティブラーニングⅠ、地域実践アクティブラーニングⅡ 地域実践アクティブラーニングⅢ、ボランティア論、ボランティア演習、大学間交流授業				建学の精神 自然・人間・社会 国際・地域
				専門基礎領域
疫学				社会と環境
				こころと 発達
				からだの仕 組みと働き
				疾病の成り 立ちと回復
				看護専門領域
				基礎看護学
成人看護援助論Ⅱ 成人看護援助論Ⅲ 成人看護援助論演習				成人看護学
老年看護援助論Ⅱ				老年看護学
母性看護援助論Ⅱ				母性看護学
小児看護援助論Ⅱ				小児看護学
精神看護援助論Ⅱ				精神看護学
在宅看護援助論				在宅看護学
看護管理論Ⅰ 看護研究Ⅰ		看護統合セミナー 看護研究Ⅱ 地域ケア連携演習 国際看護実習	看護倫理 災害看護論 看護管理論Ⅱ	看護の統合
急性期看護学実習 慢性看護学実習 老年看護学実習Ⅱ 母性看護学実習		小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 統合実習		臨地実習
公衆衛生看護活動論	公衆衛生看護活動論演習	公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護総合演習 公衆衛生看護管理論	公衆衛生 看護学
教職に関する科目				
健康相談活動 道徳・特別活動・総合的な 学習の時間 生徒指導の理論と方法		養護実習事前事後指導 養護実習Ⅰ 養護実習Ⅱ	教職実践演習（養護教諭）	

〔太字は必修科目〕

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

教育課程 [2020年度入学生]

区分	授業科目 〔※：共通科目〕	保健 師 1種	養教 1種 必修 選択	単位数	時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
建学の精神	聖隸の理念と歴史	※		2	30	○	○							必修15単位 選択15単位以上
	キリスト教概論	※		2	30	○	○							
	キリスト教人間論	※		1	15					○	○			
	キリスト教の歴史	※		1	15	○	○							
	キリスト教倫理	※		1	15			○	○					
自然・人間・社会 教養基礎領域	哲学	※		2	30	○		△						注1) 「心理学」と「教育心理学」の2科目を履修することはできません。
	文学	※		2	30	○	○	△	△					
	心理学	※		2	30	○	○	△	△					
	倫理学	※		2	30		○		△					
	女性学	※		2	30	○		△						
	生活福祉文化論	※		2	30	○	○	△	△					
	レクリエーション概論	※		2	30	○	○	△	△					
	音楽	※		1	30	○	○	△	△					
	健康スポーツ論	※	◇	1	15	○	○	△	△					
	健康スポーツ実践	※	◇	1	30	○	○	△	△					
	スポーツI	※	◇	1	30	○	○	△	△					
	スポーツII	※	◇	1	30	○	○	△	△					
	法学	※		2	30	○	○	△	△					
	日本国憲法	※	◆	2	30	○	○	△	△					
	経済学	※		2	30		○		△					
	教育学	※		2	30	○	○	△	△					
	社会学	※		2	30		○		△					
	現代コミュニティ論	※		2	30	○	○	△	△					
	生物学	※		2	30	○		△						
	生命科学			2	30		○							
	教育原理		◆	2	30		○							
	教育心理学		◆	2	30		○							
	教育制度論		◆	2	30			○						
	物理学			2	30	○								
	化学			2	30	○								
	統計学の基礎			2	30		○							
国際・地域	医療法学			1	15				○			△		1単位 以上
	基礎講座			1	15	○								
	基礎演習			1	30	○								
	日本語表現法	※		2	30	○	○	△	△					
	情報処理A	※	◆	1	30	○	○	△	△					
	情報処理B	※	◆	1	30	○	○	△	△					
	キャリアデザイン	※		1	15					○				
	英語I	※		1	30	○								
	英語II	※		1	30		○							
	英語III（看護英語）			1	30			○						
	英語IV	※		1	30				○					
	英語V	※		1	30					○				
	中国語	※		1	30			○	○					
	外国語	※		1	30	○	○							
	海外研修	※		1	30	○	○							

・選択科目のうち、資格又は免許状の取得に必要な科目 [◆…必須、◇…選択]

・授業科目の開講セメスター [○…履修可、△…時間割によっては履修可]

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

区分	授業科目 〔※：共通科目〕	保健 師 1種	養教 単位数 必修 選択	時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
社会と 環境	保健統計学		2	30					○				必修26単位 選択2単位以上
	疫学		2	30						○			
	公衆衛生学		2	30				○					
	保健医療行政論		2	30					○				
	社会福祉概論		2	30			○						
	家族関係論		2	30			○						
	養護概説	◆	2	30				○					
専門基礎領域	生涯発達心理学		2	30		○							必修36単位
	臨床心理学		2	30			○						
	カウンセリング		2	30				○					
からだ の仕組みと働き	解剖学 I		2	30		○							必修36単位
	解剖学 II		1	30			○						
	生理学 I		2	30		○							
	生理学 II		1	30			○						
	生化学		1	30				○					
	代謝・栄養		1	30			○						
	微生物・感染		1	30			○						
疾病の 成り立ちと回復	病理・病態		1	30				○					必修36単位
	健康障害論 I		1	30				○					
	健康障害論 II		1	30					○				
	薬理・薬剤		1	30					○				
	臨床栄養		1	30					○				
	看護学原論 I		2	30		○							
	看護学原論 II		1	15			○						
基礎看護学	基礎看護技術 I		1	30		○							必修36単位
	基礎看護技術 II		2	60			○						
	基礎看護技術 III		1	30				○					
	基礎看護技術 IV		1	30				○					
	基礎看護技術 V		2	60					○				
	成人看護学概論		2	30			○						
	成人看護援助論 I		1	30				○					
成人看護学	成人看護援助論 II		1	30					○				必修36単位
	成人看護援助論 III		1	30					○				
	成人看護援助論演習		1	30					○				
	老年看護学概論		2	30			○						
	老年看護援助論 I		1	30				○					
看護専門領域	老年看護援助論 II		1	30					○				必修36単位
	母性看護学概論		2	30			○						
	母性看護援助論 I		1	30				○					
看護専門領域	母性看護援助論 II		1	30					○				必修36単位
	小児看護学概論		2	30			○						
	小児看護援助論 I		1	30				○					
看護専門領域	小児看護援助論 II		1	30					○				必修36単位
	精神看護学概論		2	30			○						
	精神看護援助論 I		1	30				○					
在宅看護学	精神看護援助論 II		1	30					○				必修36単位
	在宅看護学概論		2	30				○					
看護の統合	在宅看護援助論		2	30					○				必修7単位 選択2単位以上
	地域包括ケア看護論		2	30					○				
看護の統合	看護倫理		1	15								○	必修7単位 選択2単位以上
	看護管理論 I		1	15						○			
	看護管理論 II		1	15							○		
	国際看護論		1	15					○			△	
	災害看護論		1	15							○		
	看護研究 I		1	30						○			
	看護研究 II		1	30							○	○	
看護の統合	看護統合セミナー		1	30							○	○	必修7単位 選択2単位以上
	地域ケア連携演習	※	1	30							○		
	国際看護研修		1	30					○				
	国際看護実習		2	90							○		

・選択科目のうち、資格又は免許状の取得に必要な科目 [◆…必須、◇…選択]

・授業科目の開講セメスター [○…履修可、△…時間割によっては履修可]

I 学部の教育目標と教育課程（カリキュラム）

区分	授業科目 〔※：共通科目〕	保健 師 1種	養教 師 1種	単位数		時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
				必修	選択		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
看護専門領域	地域看護学実習			1		45		○								必修24単位
	基礎看護学実習Ⅰ			1		45		○								
	基礎看護学実習Ⅱ			2		90			○							
	急性期看護学実習			3		135						○	○			
	慢性看護学実習			3		135						○	○			
	老年看護学実習Ⅰ			1		45				○						
	老年看護学実習Ⅱ			3		135					○	○				
	母性看護学実習			2		90					○	○				
	小児看護学実習			2		90					○	○				
	精神看護学実習			2		90					○	○				
	在宅看護学実習			2		90					○	○				
	統合実習			2		90						○				
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論			2		30		○								必修2単位
	公衆衛生看護技術論	◆			2	30			○							
	公衆衛生看護技術論演習	◆		1		30				○						
	公衆衛生看護活動論	◆		2		30					○					
	公衆衛生看護活動論演習	◆		1		30						○				
	公衆衛生看護総合演習	◆		1		30							○			
	公衆衛生看護管理論	◆		1		15							○			
	公衆衛生看護学実習	◆		4		180							○			
教職に関する科目	教職概論	◆		2		30	○									124単位 (必修105単位)
	学校保健	◆		2		30		○								
	健康相談活動	◆		2		30					○					
	特別支援教育概論	◆		1		15			○							
	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	◆		2		30						○				
	教育課程・方法論	◆		2		30				○						
	生徒指導の理論と方法	◆		1		15					○					
	教育相談の理論と方法	◆		2		30				○						
	学校体験活動	◆		1		15			○							
	養護実習事前事後指導	◆		1		15							○	○		
	養護実習Ⅰ	◆		1		45							○			
	養護実習Ⅱ	◆		3		135							○			
	教職実践演習（養護教諭）	◆		2		30							○			
卒業に必要な単位数																124単位 (必修105単位)

・選択科目のうち、資格又は免許状の取得に必要な科目〔◆…必須、◇…選択〕

・授業科目の開講セメスター〔○…履修可、△…時間割によっては履修可〕

II 履修の方法

1. 卒業認定に必要な単位

本学の卒業認定に必要な単位は 124 単位以上（学則第 39 条第 2 項参照）と定められており、その内訳は次のとおりです（学則 別表 1-1 参照）。

(1) 教養基礎領域科目

教養基礎領域は、[建学の精神]・[自然・人間・社会]・[国際・地域]の 3 分野に分かれています。卒業までに、25 単位以上（必修 10 単位）の修得が必要です。なおこの領域の大部分の科目は、「共通科目」となっており、社会福祉学部、リハビリテーション学部の学生も履修が可能となっています。「共通科目」の中には春・秋セメスター各々に開講される科目もありますが、学年進行により、開講されていても履修が困難な場合もあります。必要な修得単位数は次のとおりです。

○建学の精神

・聖隸の精神とキリスト教

「聖隸の理念と歴史」「キリスト教概論」（各 2 単位）は必修科目です。選択科目の「キリスト教人間論」「キリスト教の歴史」「キリスト教倫理」（各 1 単位）は、本学の建学の精神に関わる科目ですので、可能な限り履修することが望されます。

○自然・人間・社会

「基礎講座」「基礎演習」「キャリアデザイン」（各 1 単位）は必修科目です。

「生物学」「物理学」「化学」「統計学の基礎」は、専門基礎領域、看護専門領域の土台となる重要な科目です。可能な限り履修することがのぞまれます。

○国際・地域

「英語 I」「英語 II」「地域ケア連携の基礎」（各 1 単位）は必修科目です。また、「英語 III（看護英語）」「英語 IV」「英語 V」「中国語」「外国語」「海外研修」（各 1 単位）の中から 1 単位以上を修得する必要があります。外国語はこれから時代に重要な科目です。可能な限り履修し、語学力を養っていきましょう。

(2) 専門基礎領域科目

専門基礎領域科目は、卒業までに 28 単位以上（必修 26 単位）の修得が必要です。

対象を、環境を含め全人的に捉えることが看護の基礎になります。看護専門領域と関連性の深い科目が配置されていますので、履修単位を増やすようにしてください。

II 履修の方法

(3) 看護専門領域科目

看護専門領域科目は、卒業までに 71 単位以上（必修 69 単位）の修得が必要です。看護の統合のうち「地域包括ケア看護論」（2 単位）「看護倫理」「看護管理論 I」「災害看護論」「看護研究 I」「看護統合セミナー」（各 1 単位）は必修です。

さらに「看護管理論 II」「国際看護論」「看護研究 II」「地域ケア連携演習」「国際看護研修」（各 1 単位）「国際看護実習」（2 単位）の中から 2 単位以上の修得が必要です。卒業後看護師として臨床で働く人、保健師として活躍したい人、大学院を目指したい人、国際的な場で活躍したい人など、それぞれの目的にそって選択するとよいでしょう。多くの科目が 4 年次開講ですので、3 年次終了までに履修計画を考えておきましょう。

2. 履修の要点

以下に履修方法の概要を示しますが、詳しいことは学年始めの履修ガイドにおいて説明します。当日は履修についての注意・説明があり、関連資料等が配付されますから必ず出席してください。履修について不明な点や迷った場合には、教務事務センター、アドバイザーなどに相談にいきましょう。

(1) 履修科目の学年別進行

履修は、原則として、看護学部教育課程に示した進度にそって行います。

(2) 選択科目の履修

選択科目については、可能な範囲内で学年を越えて履修することができます。教養基礎領域科目と専門基礎領域科目の一部は、共通科目となっています。しかし、学年進行により、開講されていても受講が困難となる科目もあります。履修時期については、看護学部教育課程に示した進度を参考にしてください。選択科目は、主として看護に必要な人間理解を中心とした科目です。選択科目の履修については、在学中の活動や卒業後の進路、興味・関心を考慮してできるだけ多くの科目を修得することが望れます。苦手としている科目に挑戦して履修するのもよいでしょう。

II 履修の方法

3. 臨地実習を履修するための前提科目

臨地実習の履修にあたっては、それぞれの実習領域に関連のある看護専門領域科目の単位を修得していることが前提となります。また、健康診断を受診しなければ、臨地実習を履修することができません。

臨地実習前提科目について

臨地実習科目名	臨地実習前提科目
地域看護学実習	前提科目はありません
基礎看護学実習 I	看護学原論 I 基礎看護技術 I
基礎看護学実習 II	看護学原論 II 基礎看護技術 II 基礎看護学実習 I
老年看護学実習 I	前提科目はありません
急性期看護学実習 慢性看護学実習	成人看護学概論 成人看護援助論 I 成人看護援助論 II 成人看護援助論 III 成人看護援助論演習
老年看護学実習 II	老年看護学概論 老年看護援助論 I 老年看護援助論 II 老年看護学実習 I
母性看護学実習	母性看護学概論 母性看護援助論 I 母性看護援助論 II
小児看護学実習	小児看護学概論 小児看護援助論 I 小児看護援助論 II
精神看護学実習	精神看護学概論 精神看護援助論 I 精神看護援助論 II
在宅看護学実習	在宅看護学概論 在宅看護援助論
統合実習	原則として、地域看護学実習、急性期看護学実習、慢性看護学実習、老年看護学実習 II、母性看護学実習、小児看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習の履修を終了していること

III 保健師課程

在学中に所定の保健師国家試験受験資格に必要な単位を修得することにより、保健師国家試験受験資格を取得することができます。

保健師課程では、保健師能力の育成や職業アイデンティティの育成など、資格取得にかかる教育のさらなる充実をはかっています。

1. 保健師国家試験受験資格に必要な科目の選択

保健師国家試験受験資格取得のためには、看護師教育課程の卒業に必要な単位数（124 単位）に加えて、以下の科目を選択履修すること（12 単位の修得）が必要です。

「将来保健師になる強い意志、保健師資格を取得しその資格を活かす強い意志」を持って学習することが必要です。

公衆衛生看護学では、1 年次から「公衆衛生看護学概論」「地域看護学実習」を看護師国家試験受験資格のための必修科目として、健康の保持増進や地域の特性を把握し、生活する人々の健康支援などの看護実践能力向上にも努めています。

保健師課程では「公衆衛生看護学概論」を基盤として、「公衆衛生看護技術論」「公衆衛生看護技術論演習」で、個人・家族・集団・地域の健康問題解決に必要な保健師の援助技術を学んでいきます。そして「公衆衛生看護活動論」「公衆衛生看護活動論演習」では、地域の健康課題の明確化や解決策の計画を立案する能力を強化していきます。「公衆衛生看護総合演習」では、活動の評価、改善のための新たな事業化や施策化のプロセスを学習します。

また「災害看護論」を履修することで災害時の知識・技術を学び、「公衆衛生看管理論」では、地域の健康危機管理と公衆衛生看護管理を学習します。

臨地看護学実習は、学生全員が履修する「地域看護学実習」1 単位を基盤に、保健師課程の「公衆衛生看護学実習」4 単位を選択し、保健師としての実践力の強化を目指します。

2 年次（第 3 セメスター）から保健師課程の選択科目の履修が始まります。

*2 年次

「公衆衛生看護技術論」（2 単位）

「公衆衛生看護技術論演習」（1 単位）

*3 年次

「公衆衛生看護活動論」（2 单位）

「公衆衛生看護活動論演習」（1 单位）

*4 年次

「公衆衛生看護学実習」（4 单位）

「公衆衛生看護総合演習」（1 单位）

「公衆衛生看護管理論」（1 单位）

III 保健師課程

2. 保健師国家試験受験資格取得に関する履修の流れ

1. 学年進行にあわせ、保健師課程のガイダンス及び個別面接を行います。
 - ①入学時ガイダンス： 入学時と 1 年次に行うガイダンスは、保健師課程の概要を説明し、皆さんが保健師課程の特徴をよく理解した上で、選択履修の検討ができるようにするために行います。内容は、保健師課程選択制の経緯、本学の保健師課程の特徴、保健師課程の科目進度と概略、選択条件や一定の学力の必要性についての説明です。
 - ②1 年次（12 月ごろ；全学生対象）：保健師の活動、保健師課程の科目進度と具体的な内容、選択の条件、保健師国家試験、保健師の就職状況等について説明します。
 - ③2 年次（4 月；全学生対象）：第 3 セメスターから始まる保健師課程選択科目の具体的な内容と学習方法について説明します。
 - ④2 年次（2 月；保健師課程選択科目履修者対象）：第 5 セメスターからの保健師課程選択科目の内容と進度、公衆衛生看護学実習（4 年次 4 単位）の具体的な内容を説明し、実習の調査を行います。
 - ⑤3 年次（保健師課程選択科目履修者対象）：これから保健師課程選択科目の具体的な内容、事前学修、国家試験対策、就職対策について説明します。
 2. 保健師課程の履修に関する個別相談を、必要時に行います。
- * 保健師課程を選択する学生は、各年次において開講される必修科目（資格又は免許状の取得に必要な科目も含む）について、年次ごとに未修得科目がないことが履修条件になります。
- * 公衆衛生看護学実習の履修には、別途実習交通費が必要となります。
- * 2 年次以降、保健師課程と教職課程（養護教諭 1 種免許状の取得）の両方の課程を選択することはできません。

IV 教職課程

1. 養護教諭 1 種免許状の取得に必要な科目

在学中に所定の単位を修得することにより養護教諭 1 種免許状及び 2 種免許状を取得することができます。

養護教諭 1 種免許状取得のためには、以下の科目を履修・修得することが必要です。卒業に必要な単位数(124 単位)に加えて、教職に関する科目 22 単位の修得が必要です。1 年次春セメスターから計画的に履修を進めてください。「将来養護教諭になることをめざす強い意志」を持って学習することが必要です。

1 年次・2 年次

【教養基礎領域（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目）】

〔日本国憲法〕 日本国憲法 2 単位

〔体育〕 スポーツ I ・ スポーツ II ・ 健康スポーツ実践・健康スポーツ論の 4 科目より
2 科目 2 単位以上

〔外国語コミュニケーション〕 英語 I ・ 英語 II 2 単位

〔情報機器の操作〕 情報処理 A ・ 情報処理 B 2 単位

【教養基礎領域】

(1 年次) 教育原理 2 単位、教育心理学 2 単位

(2 年次) 教育制度論 2 単位

【専門基礎領域】

(2 年次) 養護概説 2 単位

【教職に関する科目】

(1 年次) 教職概論 2 単位、学校保健 2 単位

(2 年次) 特別支援教育概論 1 単位、教育課程・方法論 2 単位、
教育相談の理論と方法 2 単位、学校体験活動 1 単位

3 年次

【教職に関する科目】

健康相談活動 2 単位、道徳・特別活動・総合的な学習の時間 2 単位、
生徒指導の理論と方法 1 単位

4 年次

【教職に関する科目】

養護実習事前事後指導 1 単位、養護実習 I 1 単位、養護実習 II 3 単位、
教職実践演習（養護教諭） 2 単位

IV 教職課程

2. 養護教諭 1 種免許状の取得に関する履修の流れ

- 1年次 養護教諭 1 種免許状取得科目の履修開始
- 2年次 3 年次以降の履修者の決定
- 3年次 実習希望校の決定
- 4年次 養護実習事前事後指導、養護実習 I・II、教職実践演習（養護教諭）の履修

* 養護実習 I・II の履修には、別途実習費（15,000 円程度）が必要となります。

* 養護実習 I・II の履修には、以下に掲げる科目を修得していることが前提となります。

(P. 42 「養護教諭 1 種免許状の取得に必要な科目」参照)

- ・教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位以上
- ・養護に関する科目（小児看護学実習、精神看護学実習を除く） 31 単位
- ・教育の基礎的理解に関する科目 11 単位
- ・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 7 単位
- ・大学が独自に設定する科目 1 単位

- * 必修科目的単位未修得等により在学期間が 4 年を超えること（卒業延期）が決まった学生は、原則として、それ以降、養護教諭課程の履修を継続できません。
- * 4 年次 9 月に養護実習 II（3 週間）が行われるため、養護教諭課程を履修する学生は、同時期に開講される「国際看護実習」「地域ケア連携演習」は履修できません（養護実習の日程が優先されます）。
- * 2 年次以降、教職課程と保健師課程の両方の課程を選択することはできません。

3. 養護教諭 2 種免許状の取得に必要な科目

養護教諭 2 種免許状は、以下の科目を選択履修した上で、保健師の資格を取得した後、教育委員会に申請することにより取得できます。

【教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

[日本国憲法] 日本国憲法 2 単位

[体育] スポーツ I・スポーツ II・健康スポーツ実践・健康スポーツ論
の 4 科目より 2 科目 2 単位以上

[外国語コミュニケーション] 英語 I・英語 II 2 単位

[情報機器の操作] 情報処理 A・情報処理 B 2 単位

* 必修科目ではありませんが、養護教諭 2 種免許取得を希望する学生は「学校保健」（1 年次）を履修してください。

IV 教職課程

□養護教諭1種免許状の取得に必要な科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位 数	左記に対応する 開設授業科目	履修セメスター						備考	
			必須選択	1年次		2年次		3年次		
				春	秋	春	秋	春	秋	
第6条の員に許定法め施る行科規目則	体育	日本国憲法	2		○	△				2 単位を修得
		スポーツ I	1	○	○	△	△			左記 4 科目から 2 科目 2 単位以上を修得
		スポーツ II	1	○	○	△	△			
		健康スポーツ論	1	○	○	△	△			
		健康スポーツ実践	1	○	○	△	△			
	外国語コミュニケーション	英語 I	1		○	△				2 単位を修得
		英語 II	1			○	△			
	情報機器の操作	情報処理 A	1		○	○	△	△		2 単位を修得
		情報処理 B	1		○	○	△	△		
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	疫学	2					○		35 単位を修得
		保健医療行政論	2				○			
		学校保健	2				○			
		養護概説	2			○				
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	健康相談活動	2					○		
		臨床栄養	1				○			
	栄養学(食品学を含む。)	代謝・栄養	1		○					
		解剖学 I	2	○						
		解剖学 II	1		○					
		生理学 I	2	○						
		生理学 II	1		○					
	「微生物学、免疫学、薬理学」	微生物・感染	1		○					
		薬理・薬剤	1			○				
	精神保健	精神看護学概論	2			○				
		精神看護援助論 II	1				○			
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	看護学原論 I	2	○						
		基礎看護技術 I	1	○						
		小児看護学概論	2		○					
		小児看護援助論 II	2			○				
		在宅看護援助論	1				○			
		小児看護学実習	2					○	○	
		精神看護学実習	2					○	○	
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	2		○					11 単位を修得
		教職概論	2	○						
		教育制度論	2			○				
		生涯発達心理学	2	○						
		教育心理学	2		○					
		特別支援教育概論	1			○				
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2					○		7 単位を修得
		教育課程・方法論	2				○			
		生徒指導の理論と方法	1					○		
		教育相談の理論と方法	2			○				
教育実践に関する科目	7	養護実習事前事後指導	1						○ ○	7 単位を修得
		養護実習 I	1						○	
		養護実習 II	3						○	
		教職実践演習(養護教諭)	2						○	
大学が独自に設定する科目	7	学校体験活動	1			○				1 単位を修得

※授業科目の開講セメスター [○…履修可、△…時間割によっては履修可]

(5)専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、対象の特性を踏まえた看護の実践力を身につけています。	(6)看護専門職としての専門性とその責務を自覚し、多職種連携・協働することができる。	(7)地域おこしや国際社会のニーズを捉え、看護専門職として自己研鑽することができる。								
1 年 次	N19-D5-2-専門-1 N19-D5-2-専門-2	公衆衛生看護技術論演習								
2 年 次	N19-D5-3-4-専門-1 N19-D5-3-4-専門-2 N19-D5-3-4-専門-3 N19-D5-3-4-専門-4 N19-D5-3-4-専門-5 N19-D5-3-4-専門-6 N19-D5-3-4-専門-7 N19-D5-3-4-専門-8 N19-D5-3-4-専門-9 N19-D5-3-4-専門-10 N19-D5-3-4-専門-11 N19-D5-3-4-専門-12	成人看護援助論演習 急生期看護学実習 慢生看護学実習 老年看護学実習 母乳看護学実習 小兒看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 統合実習 公衆衛生看護活動論演習 公衆衛生看護総合演習	N19-D6-3-4-専門-1 N19-D6-3-4-専門-2 N19-D6-3-4-専門-3 N19-D6-3-4-専門-4 N19-D6-3-4-専門-5 N19-D6-3-4-専門-6 N19-D6-3-4-専門-7 N19-D6-3-4-専門-8 N19-D6-3-4-専門-9 N19-D6-3-4-専門-10 N19-D6-3-4-専門-11 N19-D6-3-4-専門-12	看護倫理 I 看護管理論 II 災害看護論 公衆衛生看護管理論 公衆衛生看護学実習	N19-D7-3-4-教養基礎-1 N19-D7-3-4-教養基礎-2 N19-D7-3-4-専門-1 N19-D7-3-4-専門-2 N19-D7-3-4-専門-3 N19-D7-3-4-専門-4 N19-D7-3-4-専門-5 N19-D7-3-4-専門-6 N19-D7-3-4-専門-7 N19-D7-3-4-専門-8 N19-D7-3-4-専門-9 N19-D7-3-4-専門-10 N19-D7-3-4-専門-11 N19-D7-3-4-専門-12	看護倫理 I 看護管理論 II 災害看護論 公衆衛生看護管理論 公衆衛生看護学実習	N19-D7-2-教養基礎-1 N19-D7-2-教養基礎-2 N19-D7-2-教養基礎-3 N19-D7-2-教養基礎-4 N19-D7-2-教養基礎-5 N19-D7-2-教養基礎-6 N19-D7-2-教養基礎-7 N19-D7-2-教養基礎-8 N19-D7-2-教養基礎-9 N19-D7-2-教養基礎-10 N19-D7-2-教養基礎-11 N19-D7-2-教養基礎-12 N19-D7-2-専門-1 N19-D7-2-専門-2	英語 IV 中国語 国際支援アクトイブラーニング I 国際支援アクトイブラーニング II 地城実践アクトイブラーニング ボランティア演習 大学間交流授業 国際看護研修	英語 I 英語 II 英語 III 英語 IV 中国語 国際支援アクトイブラーニング I 国際支援アクトイブラーニング II 地城実践アクトイブラーニング ボランティア演習 大学間交流授業 国際看護研修	英語 I 英語 II 英語 III 英語 IV 中国語 国際支援アクトイブラーニング I 国際支援アクトイブラーニング II 地城実践アクトイブラーニング ボランティア演習 大学間交流授業 国際看護研修

社会福祉学部

I-1 学部・学科の教育目的・目標

学部・学科の 教育目的・目標

社会福祉学部は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の福祉と生活上の困難を抱える人々の自立および生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設、多職種との連携、協働して、その責務を果たすことができる高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた福祉専門職者を養成することを目的とする。

学部の教育目的を達成するために以下のように教育目標を掲げる。

- (1) キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」について理解し、専門職としての高い倫理観に基づく態度を身につける。
- (2) さまざまな対象者の有する背景や課題を科学的、論理的、総合的に理解し支援するために必要な教養と社会福祉分野の理論や知識を体系的に修得する。
- (3) 受容的・共感的態度を形成しつつ、社会福祉の基本的なコミュニケーションや支援の技術を修得する。
- (4) 対象者の特性に応じ基礎的な社会福祉分野（社会福祉・介護福祉・保育）の知識や技能、関連領域との知識を活用し、設定した課題について考察する力を身につける。
- (5) 実践の場で必要とされる社会福祉専門職としての理論や知識、技術等を総合的に活用し、対象者の課題解決につなげることができる力を身につける。
- (6) 対人援助・社会支援において、他者の役割が理解でき、自らの役割を果たしながら多種職や組織と連携・協働できるように人間性を養い、知識・技術を修得する。
- (7) 多様な文化や価値観を理解し、社会福祉に関する地域社会や国際社会に広く視野を広げ貢献できる力を身につける。

なお、小学校教諭、幼稚園教諭については、上記に加えて下記の通りとします。

- (1) 教育に関する確かな知識・理論や技能及び豊かな表現力を身につけている。
- (2) 教育者としてのふさわしい教養を身につけて、使命感と責任感に基づいた確かな実践力を備えている。

各学科の目的・目標は以下の通りである。

(1) 社会福祉学科

社会福祉学科は、介護や生活支援、相談援助等を必要とする人々の日常生活あるいは社会生活を送る上で諸問題を家族や地域社会といった社会関係の中で理解し、科学的に評価し、必要な福祉的支援を行うと同時に、地域共生社会の構築に貢献できる社会福祉専門職の養成を目的とする。そのため必要な専門的態度・知識・技術を修得することを目標とする。

(2) こども教育福祉学科

こども教育福祉学科は、こどもに関わる国際水準の教育・保育の専門性と、こども・家庭・地域の福祉に関わる専門性を兼ね備え、国際的な視点に立って多様な人々が支え合い、学び合い、育ち合う地域共生社会を実現できる実践力をもったこども教育福祉の専門職の養成を目的とする。そのため必要な教育・保育・福祉の専門的な知識・技術・態度を修得することを目標とする。

I-2 学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学部の卒業認定・学位授与の方針（DP） 社会福祉学科

社会福祉学科は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の福祉と生活上の困難を抱える人々の自立及び生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設、他職種との連携、共同して、その責務を果たすことができる高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた社会福祉分野の専門職者を養成することを教育目的としています。

卒業においては、教育目的に則した教育課程に学び、以下に掲げることに到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身に附けています。
2. 社会福祉専門職に求められる専門分野の基本的な知識・理論を体系的に修得している。
3. 様々な価値観を持つ人々を理解・受容できる対人関係力と論理的表現力を身に附けています。
4. 自らの専門分野や関連諸学の学識を用いて、生活問題、社会問題を認識し、課題を探求・設定し、多面的に考察することができる。
5. 社会福祉分野の知識・技能を総合的に活用し、対象・課題に応じた支援を提供する実践力を身に附けています。
6. 社会福祉専門職としての責務と役割を自覚し、住民や多様な専門職と連携・協働することができる。
7. 社会福祉に関する地域社会および国際社会のニーズを捉え、社会福祉専門職として貢献し、自己研鑽することができる。

こども教育福祉学科

こども教育福祉学科は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の福祉と生活上の困難を抱える人々の自立及び生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設、他職種との連携、共同して、その責務を果たすことができる高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた福祉専門職者を養成することを教育目的としています。

卒業においては、教育目的に則した教育課程に学び、以下に掲げることに到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、学位を授与します。

1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と高い倫理観と教育・保育の専門職者として必要な豊かな教養を身に附けています。
2. 教育・保育の専門職者に求められる専門分野の基本的な知識・理論や技術を体系的に修得している。
3. 様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身に附けています。
4. 設定した課題について自らの専門分野や関連諸学の学識を用いて広い視野で議論し、考察することができる。
5. 専門分野の知識・理論や技術等を総合的に活用して、個々の子どもに合わせて援助・指導する実践力を備えている。
6. 教育・保育の領域において自らの専門性を自覚し、多職種と連携・協働することができる。
7. 教育・保育に関する地域社会・国際社会のニーズを捉え、専門職として使命感を持ちながら貢献し、自己研鑽することができる。

I-3 学部の教育課程の編成・実施方針 (CP)

学部の教育課程編成・実施の方針 (CP)

<社会福祉学科>

カリキュラム編成方針は、社会福祉士・介護福祉士を志す者として身につけるべき態度・知識・技術を修得するために、1) 建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかるための自校教育と人間理解を深めるための多様な教養基礎科目を配置した教養基礎領域 2) 関連諸学の基礎知識や社会福祉士・介護福祉士の基礎知識を体系的に修得する専門基礎領域 3) さまざまな対象者の有する課題を科学的、論理的、総合的に理解し支援するために必要な社会福祉・介護福祉の基本的な知識と理論、および技術を修得するための専門領域一の3領域から編成します。具体的には上記の教育目標により、以下のカリキュラムを編成・実施します。

1. キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を深く理解し、社会福祉、介護福祉の専門職者としての高い倫理観と価値観・態度を身につけるために、建学の理念と精神の育成に関わる自校教育科目および人間形成に関わるキリスト教関連科目を置く。また大学での学びの基礎を築き、幅広い知識を身につけ、物事を総合的に捉え的確に判断できる教養を養うために大学教育導入科目と教養科目を置く。
2. 対象者の多様性を理解し、適切な社会福祉援助の実践ができるようになるため、関連諸学の基礎知識や社会福祉の各専門分野の基礎的な知識・理論や技能を体系的に理解し修得するために専門基礎科目を置く。
3. 対象者を全人的に理解し、適切な対人関係を築くことのできるコミュニケーション力と実践力を養うためにキャリア教育科目および専門基礎科目を置く。
4. 対象者を理解し、基礎的な社会福祉援助法の実践のため、各専門分野の基礎的な評価や援助技術を修得するために専門科目を置く。
5. 設定された課題や自身の疑問に対し、専門分野や関連諸学の学識を統合し、課題を探求する態度と知識、技術を身につけるために専門科目を置く。
6. 社会福祉、介護福祉の専門職者の役割と責任を自覚し、多職種との連携・協働が実践できる態度と知識・技術を修得するために専門科目と専門職連携教育科目を置く。
7. 地域および国際社会の課題に関心を深め、国際的にも活躍できる国際感覚および語学力・表現力を養うために語学や海外研修および国際福祉実習の科目を置く。

<こども教育福祉学科>

カリキュラム編成方針は、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の教育・保育専門職者を志す者として身につけるべき態度・知識・技術を修得するために、1) 建学の精神に基づいた人間性の涵養をはかるための自校教育と人間理解を深めるための多様な教養基礎科目を配置した教養基礎領域 2) 関連諸学の基礎知識や小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の基礎知識を体系的に修得する専門基礎領域 3) さまざまな対象者の有する課題を科学的、論理的、総合的に理解し支援するために必要な小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の基礎的な知識と理論、および技術を修得するための専門領域一の3領域から編成します。具体的には上記の教育目標により、以下のカリキュラムを編成・実施します。

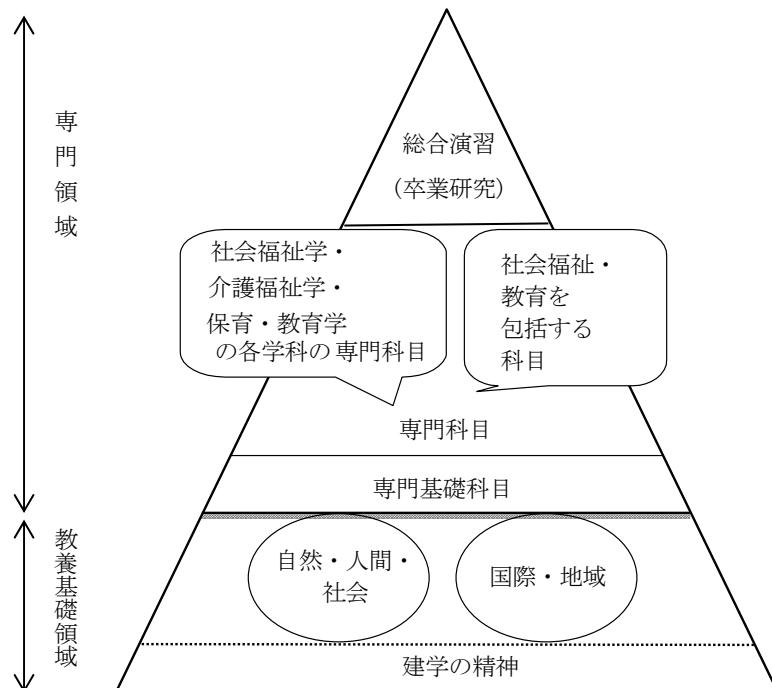
1. キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を深く理解し、小学校教諭、幼稚園教諭、(保育教諭)、保育士の教育・保育の専門職者として高い倫理観と価値観・態度を身につけるために、建学の理念と精神の育成に関わる自校教育科目および人間形成に関わるキリスト教関連科目を置く。また大学での学びの基礎を築き、幅広い知識を身につけ、物事を総合的に捉え的確に判断できる教養を養うために大学教育導入科目と教養科目を置く。
2. 対象者の多様性を理解し、適切な教育・保育の指導・援助の実践ができるようになるため、関連諸学の基礎知識や各専門分野の基礎的な知識・理論や技能を体系的に理解し取得するために専門基礎科目を置く。
3. 対象者を全般的に理解し、適切な対人関係を築くことができるコミュニケーション力と実践力を養うためにキャリア教育科目および専門基礎科目を置く。
4. 対象者を理解し、基礎的な教育・保育方法の実践のために、各専門分野の基礎的な評価や指導・援助の技術を修得するために専門科目を置く。
5. 設定された課題や自身の疑問に対し、自分の専門分野や関連諸学の学識を統合し、課題を探求する態度と知識、技術を身につけるために専門科目を置く。
6. 小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等の教育・保育専門職者の役割と責任を自覚し、多職種との連携・協働が実践できる態度と知識・技術を修得するために専門科目と専門職連携教育科目を置く。
7. 地域および国際社会の課題に関心を深め、国際的にも活躍できる国際感覚（異文化理解）および語学力・表現力を養うために語学や海外研修、国際ボランティア及び国際福祉実習の科目を置く。

I-4 学部のカリキュラム

1. カリキュラムの構造

(1) 基本構造

本学部での学修には、隣人愛に基盤をおいた人間性を涵養しながら、支援するために必要となる知識や技術を修得することに加え、人と環境を捉える視点を幅広くもつことが求められます。本学部ではこのような学修を可能とするために、カリキュラムは以下のよう構造となっています。専門領域の詳細については、各学科のカリキュラムの特徴に記載します。



(2) 教養基礎領域

大学の学修において専門的知識・技術の修得の重要性はいうまでもありません。と同時に、幅広い視野に立ち人間全般に関する深い教養と物事を総合的に捉える力を養うこと、また時代が大きく変化する中で、その時代に合わせて変えなければならないこと、いくら時代が変化しても継承しなくてはいけないものを見抜く力を養うことも重要となります。

このような力を養うために、教養基礎領域は、本学の「建学の精神」を学び人間形成にかかわる科目、大学生として必要とされる幅広い見識に関わる科目からなり、以下の3つの科目群にわかれ、それぞれの領域ごとに卒業に必要な単位数が決められています。

1) 建学の精神

建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」について、本学の母体である聖隸の歴史や理念について学びます。また、聖書に示された人間観と隣人愛に根ざした行動力を学び、キリスト教を通して人格の形成をします。

2) 自然・人間・社会

健やかで健康的な精神と身体、人間とそれを取りまく社会や自然を多面的に学び、科学的なものの見方を身につけます。多様な人々とコミュニケーションを図れるように、高い倫理観と豊かな教養を養います。

また、大学での学びに必要とされるスタディ・スキルやスクーデント・スキルを修得する「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、情報収集・分析の方法やインターネットを活用して情報のやり取りをするための情報リテラシーを学ぶ「情報処理A・B」など、幅広く学び視野を広げ現代社会に必要な力を身につけています。

(3) 講義・演習・実習 が連動した教育課程

3) 国際・地域

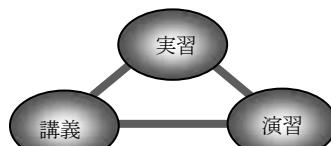
国際社会に貢献するためにはコミュニケーションを図るための言語を修得することが望まれます。そのため複数の外国語科目が設定されています。外国語科目では聞く、話す、読む、書く力、そしてコミュニケーション力を高め、それと同時にそれらの言語を使用する国々の現状や文化を学びます。

自ら考え行動し、実際の現場で経験を積むことで実践力を養う科目として「ボランティア演習」「地域実践アクティブラーニング」「国際実践アクティブラーニング」があります。地域における社会貢献活動や国際的な支援活動を実践します。

対人支援専門職の総合大学として看護・リハビリテーション学部の学生と学び合う「地域ケア連携の基礎」は、地域の中で「専門職同士が協働すること」の基礎を学修します。

「大学間交流授業」は、西部地域にある大学で学ぶ学生や社会人と共に学ぶ機会が与えられる講義です。

大学における学修では、単に知識を増やすことだけではなく、自分が得た知識を深めることが必要です。特に対人支援専門職を目指す学生にとって、「講義」で学んだ知識や技術を「演習」で実際に使ってみたり、さらに「実習」や「インターンシップ」でそれらを対人支援の場で知識や技術を統合して身につけたりすることが重要になります。



本学部のカリキュラムは、「講義」科目を基盤にして「演習」「実習」科目が配置されています。学生の効果的な学修、またキャリア・プラン等を考察した上で、授業科目の配置セメスターを決定しました。教育課程表にある「開講セメスター」は、それを示しています。

2. 科目の種類

(1) 必修科目と選択 科目

すべての授業科目は、「必修科目」と「選択科目」に分かれて、教養基礎領域、専門領域のいずれかに配置されています。

「必修科目」は、「卒業するために必ず履修しなければならない科目」です。

「選択科目」は、「資格の取得の仕方や学生の興味・関心などにより、自らが選択する科目」です。

(2) 指定科目

国家資格を取得するためには、各資格課程において指定された科目を修得することが必要となります。それらの科目は「指定科目」と呼ばれます。

各資格で必要とされる指定科目の数や種類は異なりますので、各学科の「資格の取得」を参照してください。

3. キャップ制と 適用除外科目

社会福祉学部の学年ごとの履修登録単位数の上限は年間49単位です。原則として、春セメスター25単位、秋セメスター24単位とします。

全学で適用除外されている科目(p. 12)に加えて、以下の科目をキャップ制適用除外科目とします。

福祉実習Ⅰ～Ⅳ、インターンシップⅠ*～Ⅲ

*ただし、社会福祉学科のインターンシップⅠは含まない。

II-1 社会福祉学科のカリキュラムの特徴と構成

1. カリキュラムの特徴

社会福祉専門職の役割の本質は、妊産婦からこども、若者、成人、高齢者まで、ライフサイクルの全ての過程で“誰もが自分自身の力を發揮し、豊かな生活を送ることができるよう支援すること”です。

一方、現代社会は、人口減少・超高齢社会の進展の中で、年金・医療等社会保障制度の見直し、高齢者介護問題への対応をはじめ、子どもの貧困、若者のひきこもり、障がい者やお年寄りの地域からの孤立など、解決が求められる問題が山積しています。こうした問題への対応策として、近年、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現が喫緊の課題となり、目の前の問題を解決し、よりよい社会を築く「社会福祉専門職」への期待が高まっています。

社会福祉学科では、現代社会、地域社会からの期待に応え、①こどもから障がい者、お年寄りまで問題を丸ごと支える、②地域住民が我が事として福祉課題に取り組むことを支える、③社会福祉現場だけではなく、医療、教育、司法、地域などで活躍できる福祉人材を育成したいと考えています。そのため以下ののような教育カリキュラムのもと、学生の教育を行っています。

(1)教養基礎領域

本学建学の理念と人間形成に関わる科目、大学生として必要とされる幅広い見識に関わる科目等から構成される、教育全体の基礎となる科目群です。

(2)専門基礎科目

よりよい社会福祉援助に向けた学修の基礎となる科目、一方で福祉専門職として応用力、研究力を醸成するための科目から構成されています。

(3)ソーシャルワーク関連科目

主に相談援助に携わるソーシャルワーカーとなるための理論を学ぶことを目的としています。

(4)介護福祉関連科目

介護福祉専門職となるための理論を学ぶことを目的としています。

(5)社会福祉実践科目

より専門性の高いソーシャルワーク、介護福祉実践の技術を習得するための演習・実習科目、その他社会福祉実践の視野を広げるための実習科目から構成されています。

(6)社会福祉展開科目

入学直後から卒業間際まで、より広い視野で社会福祉を学ぶために本学独自の科目として配置した科目群です。

2. 2つのコース

社会福祉学科では国家資格である介護福祉士を中心としながら社会福祉士の資格取得を目指すのか、社会福祉士を中心としながら精神保健福祉士の資格取得を目指すのか、により、介護福祉コースまたはソーシャルワークコースを選択します。それぞれのコースの目的・目標は下記のとおりです。

(1) 介護福祉コース

- ・「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、生活上の支援が必要な人、あるいは支援が必要になりそうな人に対して、介護福祉の視点で働きかけることができる
- ・時代の要請に柔軟に対応し、自立支援の視点や福祉工学を積極的に取り入れ、最先端の介護福祉を実践できる
- ・今後高齢化が進む諸外国に対して、最新の介護福祉の知見を発信できる
- ・社会資源を最大限かつ有効に活用し、ソーシャルワークの視点を生かした介護福祉を実践できる

(2) ソーシャルワークコース

- ・「生命の尊厳と隣人愛」に基づき、病気や障害、貧困などにより、弱い立場になってしまった人に、熱い思いで寄り添い、冷静に分析し、問題解決に向けて行動できる
- ・医療・福祉・教育・産業・地域等の関係職種や協働者と連携し、個人と環境の間の多様で複雑な相互作用に働きかけることができる
- ・社会の問題や矛盾を開拓し、地域づくりやサービス開発、政策への提言ができる

なお、各コースで取得可能な資格は下記のとおりです。

介護福祉コース	介護福祉士	社会福祉士
ソーシャルワークコース	社会福祉士	精神保健福祉士

(その他の資格取得についてはP. 72 参照)

3. コース選択のプロセス

コースの選択については、次のように進めます。

入学直後のコース決定

新入生オリエンテーションの中でコース選択の概要を説明した上で、コース説明会・相談会、シンポジウムを実施します。

それらの情報を踏まえ、介護福祉コースかソーシャルワークコースかを決定します。

2年次からの介護福祉コースへの変更

ソーシャルワークコース学生を対象とした介護福祉コースに関する説明会・相談会を実施します。それらの情報を踏まえ、2年次から介護福祉コースにコース変更することができます。

(同様に、3年次より介護福祉コースにコース変更することも可能です)

4. 5つのプログラムとキャリア・プラン

社会福祉学科には5つのプログラムがあります。これらのプログラムは卒業後のキャリア・プランと連動し、将来像を見据えた学びの道標となります。

マネジメント/アクティブライフプログラム

行政・社会福祉法人など、福祉現場を支える機関のマネジャー、または障がい者・高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援する専門職を育成するプログラムです。

保健医療ソーシャルワーカープログラム

医療ソーシャルワーカー (MSW)、精神保健福祉士 (PSW) 等、医療機関、精神保健福祉領域で相談援助の専門職を育成するプログラムです。

こども・スクールソーシャルワーカープログラム

子どもたちが生活の中で直面する様々な困難に対応するスクールソーシャルワーカー (SSW)、児童福祉司等、児童福祉の専門職を育成するプログラムです。

福祉工学・自立支援プログラム

福祉工学・自立支援など、時代の要請に対応できる高度な知識や技術を兼ね備えた、リーダーシップを発揮できる介護福祉専門職を目指すためのプログラムです。

共生型生活支援プログラム

高齢者や障害者から子どもまで、幅広く、かつ切れ目のない支援ができる介護福祉専門職を育成するプログラムです。

5. プログラム選択のプロセスと資格取得にかかる「選考」

学生はそれまでの学びと取得希望資格、将来なりたい社会福祉援助者像などを総合的に検討した上でプログラムを選択し、2年次の第4セメスターで仮登録をし、3年次の第6セメスターに本登録をします。

なお、「精神保健福祉士」国家試験受験資格取得を目指す場合（ソーシャルワーカーコース学生のみ）、「医療ソーシャルワーカー」を目指す場合は「保健医療ソーシャルワーカープログラム」に登録します。また「スクールソーシャルワーカー養成課程」受講希望者（ソーシャルワーカーコース学生のみ）については「こども・スクールソーシャルワーカープログラム」に登録することになりますが、精神保健福祉士国家試験受験資格取得も希望する場合は「保健医療ソーシャルワーカープログラム」に登録します。ただし、本登録の際にこれらを希望する場合は「選考」を実施します。

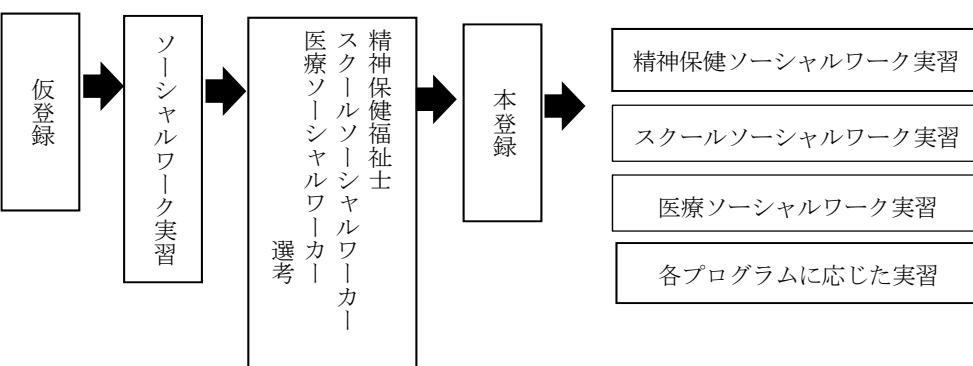
以上について、1~3年までの各ガイダンスで説明しますので、自らのキャリア・プランをよく考え、教員や保護者とも相談し、希望資格への理解と動機付けを高めましょう。

4セメ

5セメ

6セメ

6~7セメ



2つのコースで選択可能なプログラムは、下表のとおりです。

コース	プログラム	マネジメント／アクティブライフ	保健医療ソーシャルワーク	こども・スクールソーシャルワーカー	福祉工学・自立支援	共生型生活支援
介護福祉コース	<input type="radio"/>	<small>注1</small> <input type="radio"/>	<small>注2</small> <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ソーシャルワークコース	<input type="radio"/>	<small>注3</small> <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

注1：社会福祉士をベースに医療ソーシャルワーカーを目指すことができます。ただし、精神保健福祉士国家試験受験資格は取得できません。

注2：社会福祉士をベースに児童福祉専門職を目指すことができます。ただし、スクールソーシャルワーク養成課程は受講できません。

注3：ソーシャルワークコースの学生で精神保健福祉士の資格取得を希望する場合、原則として、3年次春セメスターまでの社会福祉士・精神保健福祉士の指定科目すべてを取得できていることが条件となります。

またスクールソーシャルワーカーと医療ソーシャルワーカーを同時に選択することはできません。

II-2 実習科目の構成とその内容

1. 実習科目の種類と概要

(1) 実習科目の種類と配置セメスター

社会福祉学科の実習は「国家資格と関連する科目」と「本学独自科目」に大別されます。各実習科目の配置セメスターは下表の通りです。

種別	科目名	セメスター
国家資格関連実習	介護福祉実習（介護福祉コース）	第1～3セメスター
	ソーシャルワーク実習	第5～6セメスター
	精神保健ソーシャルワーク実習（ソーシャルワークコース）	第7セメスター
本学独自関連実習	スクールソーシャルワーク実習（ソーシャルワークコース）	第6～7セメスター
	医療ソーシャルワーク実習	第6～7セメスター
	福祉実習Ⅰ～Ⅳ	第2～8セメスター
	国際福祉実習Ⅰ～Ⅳ	第4～8セメスター
	インターンシップ入門（ソーシャルワークコース）	第1～2セメスター
	インターンシップⅠ（ソーシャルワークコース）	第4セメスター
	インターンシップⅡ	第6～7セメスター
	インターンシップⅢ	第5～8セメスター

(2) 実習科目の特徴

- 1) スクールソーシャルワーク実習
- 2) 医療ソーシャルワーク実習
- 3) 福祉実習Ⅰ～Ⅳ
- 4) 国際福祉実習
- 5) インターンシップ入門
- 6) インターンシップⅠ
- 7) インターンシップⅡ
- 8) インターンシップⅢ

スクールソーシャルワーカーが配置されている教育機関等で実習を行う科目です。

医療機関（病院・診療所・老人保健施設）の医療福祉部門において実習を行う科目です。

第2～8セメスターの間で自由に選択できる科目です。学生自らの関心や目的に応じて、実習先や実習内容を教員や実習先の職員と調整して決定していきます。

インド、ブラジル、韓国などの社会福祉施設で実習を行い、その国の社会福祉事情や文化を体験的に学びます。第4～8セメスターで開講されます。実習期間に応じて科目名がⅠからⅣまで設定しています。

ソーシャルワークコース第1セメスターに開講される必修科目です。社会福祉現場での多様性を学び、自分自身についても振り返りを重ねる機会を得ると同時に、インターンシップⅠやソーシャルワーク実習の事前学習として位置づけられている科目です。

ソーシャルワークコース第4セメスターに開講される必修科目です。3年次のソーシャルワーク実習に向けて、学生の主体性を形成することを目的としています。

第6～7セメスターにかけて多角的に経営をする大規模法人において介護福祉士の特性を活かす活動について提案ができる力を修得し、対人援助職の役割を理解することを目的としています。

第5～8セメスターで選択できる科目です。就職先選択のため外部機関で行われるインターンシップに参加する場合、プログラムと連動した実習を行う場合に履修します。

2. 実習・インターンシップと実習指導	実習・インターンシップ科目を修得するには、実習先等での実習のほかに、必ず大学において事前指導と事後指導を受けます。その際実習科目、実習指導を同時に履修する必要があります。 但し、資格外の本学独自関連実習である「国際福祉実習」「福祉実習」ならびに「インターンシップ入門」、「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」では、本科目のうちで事前指導、事後指導を実施します。
3. 実習・インターンシップの費用	別途徴収します。また、実習やインターンシップにおける滞在費・宿泊費・食費・交通費等は、全額自己負担となります。詳しくは各実習・インターンシップのオリエンテーションで説明します。

II-3 演習科目の構成とその内容

1. 実践系演習と 教養・研究系演習	<p>演習科目は、「実践系演習」と「教養・研究系演習」に大別されます。</p> <p>「実践系演習」は、具体的な援助スキルを修得できるように、講義で学んだ援助スキルを学生同士で実際に使ってみる形式で進められる授業です。</p> <p>「教養・研究系演習」とは、大学を卒業して社会人として、また実践者として必要となる「読む」「書く」「考える」「探求する」「討議する」などの能力を養い、専門的な学修を進めることを目的としています。小グループ形式で授業を行います。</p> <p>第1・2セメスターに開講され、大学で学ぶための基礎的な諸能力を養い、4年間の学修の基盤を形成することを目的とします。</p>
1) 基礎演習Ⅰ・Ⅱ (学部必修)	第3セメスターに開講される本科目は、社会福祉の専門領域を学ぶために必要とされる学修能力を養うことなどを目的としています。
2) 社会福祉演習 (ソーシャルワーカー コース必修)	第6~8セメスターに開講されます。学生は自分の関心に基づいてテーマを設定し、大学での学修の総括として、テーマについて担当教員の指導のもと学修を深め、最終的には成果物にまとめるなどします。

II-4 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル(社会福祉学科)

社会福祉学部社会福祉学科 教育課程

区分	授業科目	共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	資格課程				
					1年次		2年次		3年次		4年次			社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	SSW	
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
建 学 の 精 神	聖隸の理念と歴史	★	30	2	◎	◎								17 単位以上				
	キリスト教概論	★	30	2	◎	◎												
教 養 基 礎 領 域	キリスト教人間論	★	15	1								○						
	キリスト教の歴史	★	15	1	○	○												
	キリスト教倫理	★	15	1			○	○										
	哲学	★	30	2	○		○						○					
	文学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	心理学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	倫理学	★	30	2		○		○		○	○	○	○					
	女性学	★	30	2	○		○						○					
	生活福祉文化論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	レクリエーション概論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	音楽	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	健康スポーツ論	★	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	健康スポーツ実践	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	スポーツI	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	スポーツII	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	法学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	日本国憲法	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	経済学	★	30	2		○		○	○	○	○	○	○					
	教育学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	社会学	★	30	2			○	○	○	○	○	○	○					
	現代コミュニティ論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	生物学	★	30	2	○		○					○						
国 際 ・ 地 域	基礎演習I		30	1	◎									8 単位以上				
	基礎演習II		30	1		◎												
	日本語表現法	★	30	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆					
	情報処理A	★	30	1	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆					
	情報処理B	★	30	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	キャリアデザイン	★	15	1						◎								
	英語I	★	30	1	◎													
	英語II	★	30	1		◎												
	英語III		30	1			○											
	英語IV	★	30	1				○										
	英語V	★	30	1					○									
	中国語	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	外国語	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	海外研修	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	ブラジル文化と言語	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	現代の国際社会	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	文化人類学	★	30	2	○		○						○					
	国際支援入門	★	15	1	○													
	国際支援アクティブラーニングI	★	30	1				○										
	国際支援アクティブラーニングII	★	30	1				○										
	地域ケア連携の基礎	★	15	1	◎													
	地域実践アクティブラーニングI	★	30	1			○		○		○							
	地域実践アクティブラーニングII	★	30	1					○		○							
	地域実践アクティブラーニングIII	★	30	1								○						
	ボランティア論	★	15	1	○		○											
	ボランティア演習	★	30	1		○		○		○		○	○					
	大学間交流授業	★	30	2		○		○		○		○	○					

「開講年次」欄の◎と○は、それぞれ卒業要件のための必修科目と選択科目です。●はソーシャルワークコースの必修科目です。

◆はソーシャルワークコース・介護福祉コースの必修科目です。

「資格課程」欄の○は、それぞれ国家試験受験資格取得のために必要な科目です。

授業科目			共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	資格課程						
						1年次		2年次		3年次		4年次			コースルワーク	ソーシャルワーカー	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	SSW
専門基礎科目	ソーシャルワーカー	社会福祉入門		30	2	◎									14単位	◎	◎				
		社会福祉学概論 I		30	2	◎										◎	◎	○	○	○	○
		ソーシャルワーク総論 I		30	2	◎										◎	◎	○	○	○	
		ソーシャルワーク演習 I		30	2		◎									◎	◎	○	○	○	○
		総合演習 I		30	2							◎				◎	◎	○	○	○	
		総合演習 II		30	2								◎			◎	◎	○	○	○	
専門門類連科科目	ソーシャルワーカー	総合演習 III		30	2								◎		72単位以上	◎	◎	○	○	○	
		社会福祉学概論 II		30	2								○			○	○	○	○	○	
		ソーシャルワーク総論 II		30	2			○								○	○	○	○	○	
		ソーシャルワーク論 I		30	2			○								○	○	○	○	○	
		ソーシャルワーク論 II		30	2			○								○	○	○	○	○	
		ソーシャルワーク論 III		30	2					○						○	○	○	○	○	
		ソーシャルワーク論 IV		30	2								○			○	○	○	○	○	
		社会保障論 I		30	2							○				○	○	○	○	○	
		社会保障論 II		30	2							○				○	○	○	○	○	
		高齢者福祉論		30	2				○							○	○	○	○	○	
		介護福祉論		30	2			○								○	○	○	○	○	
		障害者福祉論		30	2			○								○	○	○	○	○	
		児童・家庭福祉論		30	2			○								○	○	○	○	○	○
		地域福祉論 I		30	2			○								○	○	○	○	○	○
		地域福祉論 II		30	2				○							○	○	○	○	○	○
		公的扶助論		30	2			○								○	○	○	○	○	○
		社会福祉経営論		30	2								○			○	○	○	○	○	○
		医療福祉論		30	2				○							○	○	○	○	○	○
		社会福祉行政論		15	1							○				○	○	○	○	○	○
		福祉計画論		15	1							○				○	○	○	○	○	○
		就労支援論		15	1				○							○	○	○	○	○	○
		司法福祉論		15	1							○				○	○	○	○	○	○
		社会調査論		30	2							○				○	○	○	○	○	○
		医学概論		30	2			○								○	○	○	○	○	○
領域科目	精神保健福祉	精神保健福祉制度論 I		30	2				○						72単位以上	○		○			
		精神保健福祉制度論 II		30	2					○						○		○			
		精神保健生活支援システム論		30	2								○			○		○			
		精神保健ソーシャルワーク総論		30	2			○								○		○			
		精神保健ソーシャルワーク各論 I		30	2					○						○		○			
		精神保健ソーシャルワーク各論 II		30	2						○					○		○			
		精神障害リハビリテーション I		30	2						○					○		○			
		精神障害リハビリテーション II		30	2								○			○		○			
		精神医学 I		30	2						○					○		○			
		精神医学 II		30	2							○				○		○			
		精神保健学 I		30	2					○						○		○			
		精神保健学 II		30	2						○					○		○			
		スクール（学校）ソーシャルワーク論		30	2					○						○		○			
介護福祉	介護	人間の尊厳と自立		30	2								○		72単位以上	○		○			
		介護福祉管理論		30	2								○			○		○			
		介護の基本 I		30	2			○								○		○			
		介護の基本 II		30	2			○								○		○			
		介護の基本 III		30	2				○							○		○			
		介護の基本 IV		30	2					○						○		○			
		介護の基本 V		30	2						○					○		○			
		介護の基本 VI		30	2								○			○		○			
		介護過程 I		30	2			○								○		○			
		介護過程 II		30	2				○							○		○			
		発達と老化 I		30	2						○					○		○			
		発達と老化 II		30	2							○				○		○			
		認知症の理解 I		30	2					○						○		○			

授業科目			共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	資格課程						
						1年次		2年次		3年次		4年次			コース	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	SSW	
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		ルワーカー	ソーシャルワーカー	ソーシャルワーカー	ソーシャルワーカー	ソーシャルワーカー		
専門科目	介護福祉関連科目	認知症の理解Ⅱ		30	2								○	72単位以上	○	○		○			
		障害の理解		30	2					○					○	○	○		○		
		こことからだⅠ		30	2	○									○	○	○		○		
		こことからだⅡ		30	2				○						○	○	○		○		
		こことからだⅢ		30	2								○		○	○	○		○		
		医療的ケアⅠ		30	2				○						○	○	○		○		
		医療的ケアⅡ		30	2					○					○	○	○		○		
	社会福祉実践科目	ソーシャルワーク演習Ⅱ		30	2			○							○	○	○	○	○		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ		30	2				○						○	○	○		○		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ		30	2					○					○	○	○		○		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ		30	2						○				○	○	○		○		
		ソーシャルワーク演習Ⅵ		15	1								○		○	○	○		○		
		ソーシャルワーク実習		180	4					○					○	○	○		○		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		30	1			○							○	○	○		○		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		60	2					○					○	○	○		○		
		精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ		30	2								○		○	○	○		○		
		精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ		30	2								○		○	○	○		○		
		精神保健ソーシャルワーク実習指導		90	3								○		○	○	○		○		
		精神保健ソーシャルワーク実習		210	5								○		○	○	○		○		
		生活支援技術Ⅰ		60	2	○									○	○	○		○		
		生活支援技術Ⅱ		60	2		○								○	○	○		○		
		生活支援技術Ⅲ		60	2			○							○	○	○		○		
		生活支援技術Ⅳ		60	2				○						○	○	○		○		
		生活支援技術Ⅴ		60	2					○					○	○	○		○		
		介護過程Ⅲ		30	1			○							○	○	○		○		
		介護過程Ⅳ		30	1				○						○	○	○		○		
		介護過程Ⅴ		30	1					○					○	○	○		○		
		コミュニケーション技術Ⅰ		30	1	○									○	○	○		○		
		コミュニケーション技術Ⅱ		30	1					○					○	○	○		○		
		介護総合演習Ⅰ		30	1	○									○	○	○		○		
		介護総合演習Ⅱ		30	1			○							○	○	○		○		
		介護総合演習Ⅲ		30	1				○						○	○	○		○		
		介護総合演習Ⅳ		30	1					○					○	○	○		○		
		介護実習Ⅰ		90	2	○									○	○	○		○		
		介護実習Ⅱ		180	4		○								○	○	○		○		
		介護実習Ⅲ		180	4			○							○	○	○		○		
		医療的ケアⅢ		30	1								○		○	○	○		○		
		生活サポート演習Ⅰ		30	2	○									○	○	○		○		
		生活サポート演習Ⅱ		30	2		○								○	○	○		○		
		インターンシップ入門		60	2	○									○	○	○		○		
		インターンシップⅠ		90	2				○						○	○	○		○		
		インターンシップⅠ実習指導		30	2					○					○	○	○		○		
		スクールソーシャルワーク演習		15	1						○				○	○	○		○		
		スクールソーシャルワーク実習指導		30	2							○			○	○	○		○		
		スクールソーシャルワーク実習		90	2							○			○	○	○		○		
		医療ソーシャルワーク演習		15	1					○					○	○	○		○		
		医療ソーシャルワーク実習指導		30	2							○			○	○	○		○		
		医療ソーシャルワーク実習		90	2							○			○	○	○		○		
		地域ケア連携演習	★	30	1								○		○	○	○		○		
		マネジメント演習		15	1								○		○	○	○		○		
		国際福祉実習Ⅰ		90	2					○	○	○	○		○	○	○		○		
		国際福祉実習Ⅱ		90	2					○	○	○	○		○	○	○		○		
		国際福祉実習Ⅲ		90	2					○	○	○	○		○	○	○		○		
		国際福祉実習Ⅳ		90	2					○	○	○	○		○	○	○		○		
		福祉実習Ⅰ		90	2		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
		福祉実習Ⅱ		90	2		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
		福祉実習Ⅲ		90	2		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
		福祉実習Ⅳ		90	2		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
		インターンシップⅡ		90	2						○				○	○	○		○		
		インターンシップⅢ		45	1						○	○	○		○	○	○		○		

授業科目			共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	コース		資格課程				
						1年次		2年次		3年次		4年次			ソーシャルワーカー	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	SSW	
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ								
専門領域 専門科目 社会福祉展開科目	専門科目 社会福祉展開科目	ライフサイクルとソーシャルワーク I		30	2	○									72単位以上	○					
		ライフサイクルとソーシャルワーク II		30	2		○									○					
		社会福祉演習		30	2			○								○					
		臨床原論		15	1											○	○				
		キリスト教社会福祉		15	1				○							○	○				
		社会福祉発達史		15	1				○							○	○				
		臨床心理学		30	2				○							○	○				
		発達心理学		30	2		○									○	○			○	
		アダプティッド・スポーツ		30	2		○									○	○				
		特別支援教育		15	1				○							○	○			○	
		ジョブコーチ論		15	1											○	○				
		トップマネジメント論		15	1											○	○				
		児童・家庭支援とソーシャルワーク		30	2											○	○				
		自立支援論		30	2											○	○				
		福祉サービス工学入門		30	2											○	○				
		介護福祉実践演習		30	1											○	○				
		共生型サービス論		30	2											○	○				

*マネジメント / アクティブライフプログラムの履修推奨科目は、「マネジメント演習」「トップマネジメント論」「ジョブコーチ論」「特別支援教育」「就労支援論」です。

*保健医療ソーシャルワークプログラムの履修推奨科目は、「医療ソーシャルワーク演習」「医療ソーシャルワーク実習指導」「医療ソーシャルワーク実習」です。また「地域ケア連携演習」は必ず履修してください。

*こども・スクールソーシャルワークプログラムの履修推奨科目は、認定スクールソーシャルワーカー指定科目と「児童・家庭支援とソーシャルワーク」です。

*福祉工学・自立支援プログラムの履修推奨科目は、「福祉サービス工学入門」と「自立支援論」です。

*共生型生活支援プログラムの履修推奨科目は、「共生型サービス論」と「介護福祉実践演習」です。

*ソーシャルワークコース1年次生においては「ライフサイクルとソーシャルワーク I」「ライフサイクルとソーシャルワーク II」のうち、1科目は必ず履修してください。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)

(5)社会福祉分野の知識・技能を総合的に活用し、対象・課題に応じた支援を提供する実戦力を身につけていく。		(6)社会福祉専門職としての責務と役割を自覚し、住民や多様な専門職と連携・協働することができる。	
(7)社会福祉に関する地域社会における国際社会との二ヶ子を捉え、社会福祉専門職として貢献し、自己研鑽することができる。			
年次	年次	年次	年次
1	1	1	1
SW20-05-1-専門-1 SW20-05-1-専門-2 SW20-05-1-専門-3 SW20-05-1-専門-4 SW20-05-1-専門-5 SW20-05-1-専門-6 SW20-05-1-専門-7	介護実習Ⅰ 福祉社業器Ⅰ 福祉社業器Ⅱ 福祉社業器Ⅲ 福祉社業器Ⅳ アドバティック・スポーツ	介護実習Ⅱ 介護実習Ⅲ 介護実習Ⅳ 介護実習Ⅴ 介護実習Ⅵ 介護実習Ⅶ	介護実習Ⅰ 教養基礎-1 教養基礎-2 教養基礎-3 教養基礎-4 教養基礎-5 教養基礎-6 教養基礎-7 教養基礎-8 教養基礎-9 教養基礎-10 教養基礎-11 教養基礎-12 教養基礎-13
SW20-05-2-専門-1 SW20-05-2-専門-2 SW20-05-2-専門-3 SW20-05-2-専門-4 SW20-05-2-専門-5 SW20-05-2-専門-6 SW20-05-2-専門-7	介護総合演習Ⅳ 介護総合演習Ⅴ 介護実習Ⅲ オンラインシップⅠ オンラインシップⅠ 実習指導	介護総合演習Ⅳ 介護実習Ⅲ 介護実習Ⅳ 介護実習Ⅴ 介護実習Ⅵ 介護実習Ⅶ	教養基礎-1 教養基礎-2 教養基礎-3 教養基礎-4 教養基礎-5 教養基礎-6 教養基礎-7 教養基礎-8 教養基礎-9 教養基礎-10 教養基礎-11 教養基礎-12 教養基礎-13
2	2	2	2
SW20-05-3-専門-1 SW20-05-3-専門-2 SW20-05-3-専門-3 SW20-05-3-専門-4 SW20-05-3-専門-5 SW20-05-3-専門-6 SW20-05-3-専門-7 SW20-05-3-専門-8 SW20-05-3-専門-9 SW20-05-3-専門-10	ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅴ 精神保健ソーシャルワーク実習指導 精神保健ソーシャルワーク実習指導 生活支援技術Ⅳ 医療的ケアⅢ カーディオソーシャルワーク実習指導 医療ソーシャルワーク実習 医療ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク各論Ⅱ ソーシャルワーク各論Ⅲ ソーシャルワーク演習 医療ソーシャルワーク演習	教養基礎-1 教養基礎-2 教養基礎-3 専門-1
3	3	3	3
SW20-05-4-専門-1 SW20-05-4-専門-2 SW20-05-4-専門-3 SW20-05-4-専門-4	精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ 精神保健ソーシャルワーク実習 精神生活支援技術Ⅳ 精神保健ソーシャルワーク実習	精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ 精神保健ソーシャルワーク実習 精神保健ソーシャルワーク実習 精神保健ソーシャルワーク実習	原論-1 原論-2 原論-3 原論-4
4	4	4	4
SW20-05-5-専門-1 SW20-05-5-専門-2 SW20-05-5-専門-3 SW20-05-5-専門-4	ソーシャルワーク演習Ⅵ マネジメント演習 ソーシャルメント論 自立支援論	ソーシャルワーク演習Ⅵ マネジメント演習 ソーシャルメント論 自立支援論	地域ケア連携演習 臨床原論

履修モデル（ソーシャルワークコース）

- 社会福祉士取得のための科目
- 精神保健福祉士取得のための科目
- ◎スクールソーシャルワーカー取得のための科目
- ▲介護福祉コース科目

II

卷之三

II-5 編入学生の学修

編入学生は3年次への編入学となります。

1. ソーシャルワーカーコースへの編入学

1) 卒業に必要な単位

ソーシャルワークコースへの編入学生には、編入学以前の学校での修得単位を最大限尊重する意味と資格取得という入学の目的を考慮し、「教養基礎領域 25 単位、専門領域 86 単位、教養基礎領域・専門領域及び他学科履修科目から 14 単位」という規程は適用されません。しかし、「I-2 学部のカリキュラムの構造と科目的種類」と「II-1 社会福祉学科のカリキュラムの特徴と構成」に記載されている内容をよく理解し、可能な限り各資格の指定科目以外で配置されている本学の必修科目を履修することを勧めます。

2) 在学年数

63 単位 既修得として認定された資格指定科目的単位は含みません。

※入学時に 62 単位が既修得単位として認定されるので、本学において 63 単位以上を修得してください。

3) 資格取得

2 年 (4 年以内)

指定科目の履修により以下の資格の取得が可能です。

- ・社会福祉士国家試験受験資格
- ・精神保健福祉士国家試験受験資格
- ・社会福祉主任用資格
- ・初級障がい者スポーツ指導員
- ・児童指導員用資格

資格取得に関して、以下のこと留意してください。

1. 社会福祉士と精神保健福祉士両方の国家試験受験資格を取得する場合は、2年間で履修することが困難です。
2. 原則として精神保健福祉士の国家試験受験資格のみの履修はできません。ただし、既に社会福祉士を取得（見込みを含む）、又は福祉専門職としての相談援助業務の経験がある場合はこの限りではありません。
3. 精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする場合、入学後その「選考」を行います。

以下の科目を全員履修する必要があります。

「総合演習 I・II・III」

4) 履修計画

P. 58 参照

5) 教育課程表

2. 介護福祉コースへの編入学

介護福祉士国家試験受験資格取得を希望される方は必然的に介護福祉コースへの編入学となります。

介護福祉コースへの編入学生は、編入学以前の学校での既修得単位を本学科教育課程上の科目的内容や時間数と照らし合わせ可能な限り単位認定したうえで、教育課程上定められた卒業要件を満たす必要があります。キャップ制の範囲内で必修科目を履修しながら介護福祉士指定科目を履修する必要がありますので、単位認定できる単位数によっては2年間での卒業が困難な場合があります。各自の状況にあわせて相談しながら履修計画を立てていきます。

1) 卒業に必要な単位

P. 67 参照

2) 在学年数

2 年 (4 年以内)

3) 資格取得

指定科目の履修により以下の資格の取得が可能です。

- ・介護福祉士国家試験受験資格
- ・児童指導員用資格
- ・社会福祉主任用資格

資格取得に関して、以下のこと留意してください。

1. 3年次に領域介護に関する科目が不合格になった場合、2年間で履修することが困難です。
2. 介護福祉士を基礎資格としているコースです。

4) 教育課程表

P. 58 参照

II-6 卒業に必要な単位数

1. 卒業の資格

(学則 39・40 条)

卒業の資格は、所定の修業年限以上在学し、学則に定める卒業に必要な単位を修得した者に与えられます。

2. 卒業に必要な単位数の内訳

(学則 29 条別表
1-2, 1-3, 39 条 2 項)

社会福祉学科

教養基礎領域 計 25 単位 (必修 10 単位)	建学の精神 自然・人間・社会 国際・地域	17 単位(必修 7 単位) 8 単位(必修 3 单位)
専門領域 計 86 単位 (必修 14 単位)	専門基礎科目 専門科目	14 単位(必修 14 単位) 72 単位
上記に加え教養基礎領域・専門領域及び 他学科履修科目から 14 単位		14 単位
卒業に必要な単位数		125 単位 (必修 24 単位)

3. 他学科履修制度

本制度は、社会福祉の専門知識をより広く学修できる機会を提供することを目的として創設されました。これによって、こども教育福祉学科の教育課程にある専門領域の授業科目を一部履修することが可能となり、修得した単位は 14 単位を上限に卒業単位として認定されます。

本学科の他学科科目履修が可能な授業科目は以下の通りです。

こども教育福祉学科 科目名
保育原理 乳児保育 I 乳児保育 II 障害児保育 子育て支援
教育原理 子ども家庭支援の心理学 幼児理解の理論と方法
子どもの保健 子どもの健康と安全 子どもの食と栄養
保育内容総論 保育内容(健康) 保育内容(言葉)
保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(表現)
こどもと音楽 こどもと体育 こどもと美術 こどもと言葉
社会的養護 I 社会的養護 II 子ども家庭支援論
多様な子どもの理解 多様な子どもの支援

*但し、履修者数が学科の定員を超える場合は、履修できないことがあります。

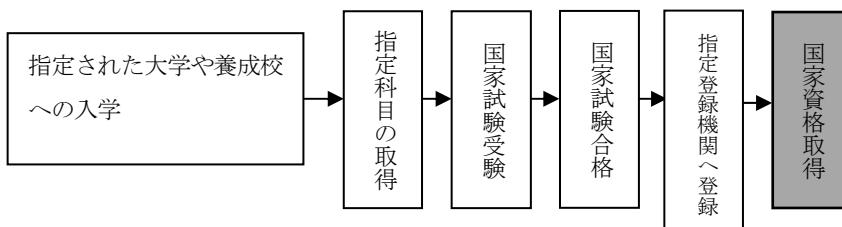
*保育士試験には社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士資格所有者を対象とした科目免除制度があります。上記 3 資格いずれかの所有者（登録者）は保育士試験 7 科目のうち 3 科目「社会的養護」「子ども家庭福祉」「社会福祉」が免除になります。さらに本学のような指定保育士養成施設において保育士指定科目を履修し修得した場合、免除となる試験科目もあります。将来保育士試験受験を目指す学生は教員と相談した上で他学科履修制度を活用してください。

II-7 資格の取得

1. 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格取得

1. 国家試験受験資格

「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」は「国家資格」と呼ばれ、それらを取得するためには、「国家試験」を受験し、合格する必要があります。そして、国家試験の受験資格を得るために大学や養成校などで一定の科目を取得しなければなりません。これを「国家試験受験資格」の取得といいます。本学科では「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」がこれに該当します。



なお、国家試験受験及び資格の登録には、社会福祉振興・試験センターが定める関係費用が必要になります。

2. 各資格の職務

「社会福祉士」「精神保健福祉士」という国家資格を持つ人の職務は、つぎのように各法律（「社会福祉士及び介護福祉士法」「精神保健福祉士法」）で定められています。

社会福祉士	社会福祉士は、専門的知識及び技術を持って、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを職務とする。
精神保健福祉士	精神保健福祉士は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを職務とする。
介護福祉士	介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを職務とする。

2. 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の指定科目

「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の国家試験受験資格を得るために、必ず履修しなければならない科目が決められています。これを「指定科目」と呼びます。厚生労働省令で定める各資格の「指定科目」は以下のとおりです。

本学科において「指定科目」を修めるためには、次の表に示す本学開講科目を全て履修し、単位を修得してください。

(ただし、受験資格として * 印の科目から 1 科目)

1. 社会福祉士の指定科目一覧

指定科目	本学開講科目	単位
人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2
心理学理論と心理的支援	心理学	2
社会理論と社会システム	社会学	2
現代社会と福祉	社会福祉学概論 I 社会福祉学概論 II	2 2
社会調査の基礎	社会調査論	2
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク総論 I ソーシャルワーク総論 II	2 2
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論 I ソーシャルワーク論 II ソーシャルワーク論 III ソーシャルワーク論 IV	2 2 2 2
地域福祉の理論と方法	地域福祉論 I 地域福祉論 II	2 2
福祉行財政と福祉計画	社会福祉行政論 福祉計画論	1 1
福祉サービスの組織と経営	社会福祉経営論	2
社会保障	社会保障論 I 社会保障論 II	2 2

指定科目	本学開講科目	単位
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	介護福祉論	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	障害者福祉論	2
低所得者に対する支援と生活保護制度	児童・家庭福祉論	2
保健医療サービス	公的扶助論	2
就労支援サービス	保健福祉論	2
権利擁護と成年後見制度	就労支援論	1
更生保護制度	法学	2
相談援助演習	司法福祉論	1
	ソーシャルワーク演習 I	2
	ソーシャルワーク演習 II	2
	ソーシャルワーク演習 III	2
	ソーシャルワーク演習 IV	2
	ソーシャルワーク演習 V	2
	ソーシャルワーク演習 VI	1
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導 I	1
	ソーシャルワーク実習指導 II	2
相談援助実習	ソーシャルワーク実習	4

2. 精神保健福祉士の指定科目一覧

指定科目	本学開講科目	単位
人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2
心理学理論と心理的支援	心理学	2
社会理論と社会システム	社会学	2
現代社会と福祉	社会福祉学概論 I 社会福祉学概論 II	2 2
地域福祉の理論と方法	地域福祉論 I 地域福祉論 II	2 2
社会保障	社会保障論 I 社会保障論 II	2 2
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	2
福祉行財政と福祉計画	社会福祉行政論 福祉計画論	1 1
保健医療サービス	医療福祉論	2
権利擁護と成年後見制度	法学	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2
精神疾患とその治療	精神医学 I 精神医学 II	2 2

指定科目	本学開講科目	単位
精神保健の課題と支援	精神保健学 I	2
	精神保健学 II	2
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	ソーシャルワーク総論 I	2
	ソーシャルワーク総論 II	2
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健ソーシャルワーク総論	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健ソーシャルワーク各論 I	2
	精神保健ソーシャルワーク各論 II	2
	精神障害リハビリテーション I	2
	精神障害リハビリテーション II	2
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉制度論 I	2
	精神保健福祉制度論 II	2
精神障害者の生活支援システム	精神保健生活支援システム論	2
精神保健福祉援助演習（基礎）	ソーシャルワーク演習 I	2
	ソーシャルワーク演習 II	2
精神保健福祉援助演習（専門）	ソーシャルワーク演習 I	2
	ソーシャルワーク演習 II	2
精神保健福祉援助実習指導	精神保健ソーシャルワーク実習指導	3
精神保健福祉援助実習	精神保健ソーシャルワーク実習	5

3. 介護福祉士の指定科目一覧

指定科目	本学開講科目	単位
人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2
人間関係とコミュニケーション	ソーシャルワーク演習 I	2
	介護福祉管理論	2
社会の理解	介護福祉論	2
	社会福祉学概論 I	2
	地域福祉論 I	2
	高齢者福祉論	2
人間と社会に関する選択科目	法学	2
	社会学	2
介護の基本	介護の基本 I	2
	介護の基本 II	2
	介護の基本 III	2
	介護の基本 IV	2
	介護の基本 V	2
	介護の基本 VI	2
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 I	1
	コミュニケーション技術 II	1
生活支援技術	生活支援技術 I	2
	生活支援技術 II	2
	生活支援技術 III	2
	生活支援技術 IV	2
	生活支援技術 V	2

指定科目	本学開講科目	単位
介護過程	介護過程 I	2
	介護過程 II	2
	介護過程 III	1
	介護過程 IV	1
	介護過程 V	1
介護総合演習	介護総合演習 I	1
	介護総合演習 II	1
	介護総合演習 III	1
	介護総合演習 IV	1
介護実習	介護実習 I	2
	介護実習 II	4
	介護実習 III	4
こころとからだのしくみ	こころとからだ I	2
	こころとからだ II	2
	こころとからだ III	2
	医学概論	2
発達と老化の理解	発達と老化 I	2
	発達と老化 II	2
認知症の理解	認知症の理解 I	2
	認知症の理解 II	2
障害の理解	障害者福祉論	2
	障害の理解	2
医療的ケア	医療的ケア I	2
	医療的ケア II	2
	医療的ケア III	1

3. スクールソーシャルワーカーの資格取得

1. スクールソーシャルワーカー

1 スクールソーシャルワーカーとは

スクールソーシャルワーカーとは、原則18歳未満の児童生徒を対象とした学校等において、学校及び日常での生活を営む上での課題の解決を要する児童生徒とその家庭への支援を行う職種です。日本ソーシャルワーク教育学校連盟によって認定されたスクールソーシャルワーク教育課程を修了した上で、社会福祉士、または精神保健福祉士の国家試験に合格した者に与えられる資格です。

2. 指定科目

本学科でこの資格を取得するには、社会福祉士指定科目を履修した上で、下表の「指定科目」を履修し、第5セメスターに学内で行う選考に合格しなければ、第6セメスター以降のスクールソーシャルワーク実習、スクールソーシャルワーク実習指導、スクールソーシャルワーク演習を履修することはできません。なお、資格の登録は無料です。

指定科目	本学開講科目	単位
スクールソーシャルワーク論	スクール（学校）ソーシャルワーク論	2
スクールソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	2
スクールソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	2
スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	1
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容	教育学	2
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法」を含む科目の教育内容	発達心理学 特別支援教育	2 1
精神保健の課題と支援	精神保健学 I	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	2

II-8 その他の資格取得

1. 社会福祉主事

1. 社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉行政の第一線の現業機関である福祉事務所で仕事をする際に必要となる資格です。この資格は「任用資格」とよばれ、公務員になり福祉事務所の職員として任用されるときに必要となります。

2. 指定科目

2. 児童指導員

1. 児童指導員とは

児童指導員は、児童福祉施設等で仕事をする際に必要となる資格です。この資格は「任用資格」とよばれ、児童福祉施設の職員として任用されるときに必要となります。

2. 指定科目

「指定科目」はありません。本学科を卒業すれば自動的に付与されます。

3. 初級障がい者スポーツ指導員

1. 初級障がい者スポーツ指導員とは

初級障がい者スポーツ指導員は、障がい者のスポーツ参加のきっかけ作りを支援する指導員です。健康や安全管理に配慮した指導を行い、スポーツの喜びや楽しさを伝える役割を担います。地域の大会や教室など、スポーツ現場におけるサポートを行います。

この資格は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「認定資格」です。公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は 1964 年東京パラリンピックを契機に設立された、日本国内の障がい者スポーツの統括組織です。

資格取得後は、経験を積み講習会を受講することで中級・上級指導員にステップアップできます。

2. 指定科目

本学科でこの資格を取得するには、「指定科目」を履修し、登録する必要があります。

基準カリキュラム	必要時間数	本学開講科目	単位	備考
障がい者スポーツに関する諸施策	1.5	社会福祉学概論 I アダプティッド・スポーツ	2 2	*
コミュニケーションスキルの基礎	1.5	ソーシャルワーク演習 I	2	
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	1.5			
障がい者スポーツの意義と理念	1.5			
各地域の障がい者スポーツ推進の取り組み	1.5			
安全管理	1.5			
各障がいの理解	6			
各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫（実技）	3			
全国障害者スポーツ大会の概要	1.5			
障がいのある人との交流（実技）	1.5	アダプティッド・スポーツ 地域実践アクティブラーニング I・II・III	2 1	*
				**

* 「アダプティッド・スポーツ」は、1 年次秋セメスター開講科目です。2 年次生以降に履修することも可能です。

** 「地域実践アクティブラーニング I・II・III」はアダプティッド・スポーツについて、1 単位以上履修してください。

実際に、地域のアダプティッド・スポーツ活動に参加します。

III-1 こども教育福祉学科のカリキュラムの特徴と構成

1. カリキュラム構成の特徴

家族関係、近隣関係の変化により、子育て不安や虐待などが大きな社会問題となっている現代、子どもに関わる専門職者には、子どもに対するより高度なケアのほか、家族に対する支援や、子育てしやすい地域環境づくり等が求められてきています。そのため、こども教育福祉学科では、社会福祉に関する理念・価値・方法を基盤に、子どもへの保育と教育、家族支援、地域環境づくりに対応できる専門職者の養成を目指し、以下の共通テーマを学科の学びの柱として掲げています。

(1) 教育・保育に関する技術と相談援助

子どもの教育・保育（特別支援を含む）のための知識と技術、家族によりそうための相談援助の知識と技術、地域におけるネットワーキングの知識と技術をしっかりと学びます。

(2) 実践的な学修

講義を基盤とした演習・実習・インターンシップ・ボランティア等の現場体験を重視し、実践的な指導法を学びます。

(3) 社会参加

人々の社会参加を支援するとともに、自らも社会の一員として貢献できる専門職者を目指して学修します。

2. 取得資格とキャリア・プラン

こども教育福祉学科では3つの資格が取得できます。これらの資格は卒業後のキャリア・プランと連動し、将来像を見据えた学びの道標となります。将来を考えた資格組み合わせの主なものを以下に示します。

保育士・幼稚園教諭1種免許状

保育所、幼稚園、認定こども園等で、主に就学前の子どもの保育・幼児教育を行う専門職者を目指します。また、子育て支援や地域の関係機関との連携に必要な専門知識を身につけ、家族や地域を支えるための学びを深めます。

小学校教諭1種免許状・幼稚園教諭1種免許状

小学校等で、主に児童期の子どもの教育に携わる以下のような専門職者を目指します。

- ・社会福祉をベースにこどもを取り巻く生活上の問題に対して、制度やサービス、環境面から支援を行うことができる教員
- ・多職種と連携しながら、多文化共生社会の中で多様なこどもたちの育ちを支えることができるチーム学校の中心となる教員
- ・主体性や国際的な視点を持った全人教育を推進する教員

保育士（・児童指導員・社会福祉主事）

障がいのある子どもや社会的養護を必要とする子どもの施設等で、養育・療育・保育を行う専門職者を目指します。人によりそうためのコミュニケーション・相談援助・ネットワーキングの知識と技術・就労支援や自立支援の方法をしっかりと学びます。また、子育て支援や地域の関係機関との連携に必要な専門知識を身につけ、家族や地域を支えるための学びを深めます。

3. 希望取得資格決定までの流れ

- 1 年次 4 月 新入生オリエンテーション 取得できる資格の説明
1 年次 9 月 秋セメスター開始時 基礎免許・資格希望届の提出
1 年次 1 月 秋セメスター終了時 免許・資格取得に関するガイダンス
2 年次 4 月 春セメスターガイダンス 免許・資格希望届の提出
*以降の免許・資格希望の変更には、免許・資格変更届(保護者印が必要)を提出します。
*基礎免許・資格の変更は、2 年次秋セメスター終了時もしくは 4 年次春セメスター終了時に基礎免許・資格変更希望願を提出します。

保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の 3 資格の取得を希望する場合、原則として、前年度までの必修科目、資格指定科目をすべて取得できていることを条件とします。必修科目、資格指定科目を 2 科目以上取得できていない場合は、4 年間で 3 資格すべてを取得することは困難になります。

ガイダンス等を通して、自らのキャリア・プランをよく考え、教員や保護者とも相談し、希望資格への理解と動機付けを高めましょう。

III-2 実習科目の構成とその内容

1. 実習科目の種類と概要

(1) 資格実習 実習科目の種類

資格	科目名
①保育士登録資格	保育実習 IA、IB、II、III (第 4~6 セメスター)
②幼稚園教諭 1 種免許状	教育実習(幼) (第 7 セメスター)
③小学校教諭 1 種免許状	教育実習(小) (第 7 セメスター)

資格実習については別途、「実習の手引き」などを配付し、詳細についてオリエンテーションを行います。

(2) 資格外実習

1) 国際福祉実習

インド、ブラジル、韓国などの社会福祉施設で実習を行い、その国の社会福祉事情や文化を体験的に学びます。第 4~8 セメスターで開講されます。実習期間に応じて科目名が I から II まで設定しています。

2) 国際教育実習

海外(英語圏)の学校などで実習を行い、その国の教育事情や文化を体験的に学びます。第 4~8 セメスターで開講されます。実習期間に応じて科目名が I から II まで設定しています。

3) 小学校インターナーシップ

小学校教諭を目指す学生は、自ら選んだ小学校及び聖隸クリストファー小学校において、インターナーシップを行います。第 4~6 セメスターで開講されます。

4) 福祉実習

学生が自らの関心や目的に応じて福祉施設における実習先、実習内容などを先方と調整し行われる実習を福祉実習と位置付けています。第 3~8 セメスターで開講されます。

5) インターンシップ

学生が自らの関心や目的に応じて福祉施設以外のインターンシップ先、インターンシップ内容などを先方と調整し行われる実習をインターンシップと位置付けています。第 3~8 セメスターで開講されます。

2. 実習・インターンシップの費用	別途徴収します。また、実習やインターンシップにおける滞在費・宿泊費・食費・交通費等は、全額自己負担となります。詳しくは各実習・インターンシップで説明します。
3. 実習・インターンシップと実習指導	<p>各実習・インターンシップ科目を修得するには、実習先等での実習のほかに、必ず大学において事前指導と事後指導を受けます。</p> <p>「資格実習」では、各資格の指定科目になっている「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「教育実習指導」を履修する必要があります。詳しくは履修ガイダンス等で説明します。</p> <p>「国際福祉実習」、「国際教育実習」、「小学校インターンシップ」、「福祉実習」、「インターンシップ」では、原則として担当教員から事前指導、事後指導を受けることになります。</p>

III-3 演習科目の構成とその内容

1. 実践系演習と 教養・研究系演習	「実技系演習」とは、保育に関する具体的な技術を修得できるように、フィールドワーク等を取り入れながら保育者として必要な実践的な力量を培います。実際の現場に即した技術を実践する形式で進められる授業です。また、具体的な援助スキルを修得できるように、講義で学んだ援助スキルを学生同士の間で実際に使ってみる形式で進められる授業です。 「教養・研究系演習」とは、大学を卒業して社会人として、また実践者として必要となる「読む」「書く」「考える」「探求する」「討議する」などの能力を養い、専門的な学修を進める目的としています。小グループ形式で授業を行います。
2. 基礎演習Ⅰ・Ⅱ	第1・2セメスターに開講され、大学で学ぶための基礎的な諸能力を養い、4年間の学修の基盤を形成することを目的とします。
3. 総合演習Ⅰ・Ⅱ	第6・7・8セメスターに開講されます。学生は自分の関心に基づいてテーマを設定し、大学での学修の総括として、テーマについて担当教員の指導のもと学修を深め、最終的には成果物にまとめるなどします。
4. 保育実践演習 教職実践演習 (幼・小)	第8セメスターに開講されます。これまでの履修カルテや実習評価をもとに、実践者としてのスキルアップを図ります。また演習を通して社会性や対人関係能力を高め、現場に出た際の責任感や心構えを構築していくことを目的とします。

III-4 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル(こども教育福祉学科)

社会福祉学部こども教育福祉学科 教育課程

区分	授業科目	共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	
					1年次		2年次		3年次		4年次			
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
建学の精神	聖隸の理念と歴史	★	30	2	◎	◎								17単位以上
	キリスト教概論	★	30	2	◎	◎								
自然・人間・社会	キリスト教人間論	★	15	1					○	○				
	キリスト教の歴史	★	15	1	○	○								
	キリスト教倫理	★	15	1		○	○							
	哲学	★	30	2	○		○		○		○	○		
	文学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	心理学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	倫理学	★	30	2		○		○		○		○		
	女性学	★	30	2	○		○		○		○		○	
	生活福祉文化論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	レクリエーション概論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	音楽	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康スポーツ論	★	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康スポーツ実践	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	スポーツI	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	スポーツII	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	法學	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日本国憲法	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	経済学	★	30	2		○		○		○		○		
	教育学	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	社会学	★	30	2			○	○	○	○	○	○	○	
	現代コミュニティ論	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	生物学	★	30	2	○		○		○		○		○	
教養基礎領域	基礎演習I		30	1	◎									8単位以上
	基礎演習II		30	1		◎								
	日本語表現法	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	情報処理A	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	情報処理B	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	キャリアデザイン	★	15	1					◎					
	英語I	★	30	1	◎									
	英語II	★	30	1		◎								
	英語III		30	1			○							
	英語IV	★	30	1				○						
	英語V	★	30	1					○					
	中国語	★	30	1			○	○	○	○	○	○	○	
	外国語	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海外研修	★	30	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブラジル文化と言語	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	現代の国際社会	★	30	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	文化人類学	★	30	2	○		○		○		○		○	
	国際支援入門	★	15	1	○									
	国際支援アクティブラーニングI	★	30	1			○							
	国際支援アクティブラーニングII	★	30	1			○							
	地域ケア連携の基礎	★	15	1	◎									
	地域実践アクティブラーニングI	★	30	1		○		○		○		○		
	地域実践アクティブラーニングII	★	30	1			○		○		○		○	
	地域実践アクティブラーニングIII	★	30	1							○			
	ボランティア論	★	15	1	○						○			
	ボランティア演習	★	30	1		○		○		○		○		
	大学間交流授業	★	30	2		○		○		○		○		

「開講年次」欄の◎と○は、それぞれ卒業要件のための必修科目と選択科目です。

教養基礎領域の共通科目は5~8セメスターにも開講されますが、可能な限り4セメスターまでに履修します。

区分	授業科目	共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数
					1年次		2年次		3年次		4年次		
1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ						
専門基礎科目	キリスト教教育		15	1				○					14単位以上
	キリスト教保育		15	1				○					
	キリスト教社会福祉		15	1				○					
	社会福祉学概論 I		30	2	◎								
	ソーシャルワーク総論 I		30	2	◎								
	ソーシャルワーク演習 I		30	2		◎				◎			
	総合演習 I		30	2						◎			
	総合演習 II		30	2						◎			
	保育実践演習		30	2							○		
	教職実践演習（幼・小）		30	2							○		
専門領域	地域ケア連携演習	★	30	1							○		72単位以上
	教育原理		30	2	○								
	教職概論		30	2	○								
	教育制度論		30	2						○			
	教育心理学		30	2				○					
	発達心理学		30	2		○							
	特別支援教育		15	1			○						
	教育課程論		30	2					○				
	道徳理論と指導法		30	2				○					
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		30	2				○					
	教育方法・技術論		30	2				○					
	生徒・進路指導論		30	2				○					
	教育相談		30	2				○					
	幼児理解の理論と方法		30	1		○							
	教育実習指導		45	1						○			
	教育実習（幼・小）		180	4						○			
	国語科指導法		30	2		○							
	社会科指導法		30	2			○						
	算数科指導法		30	2		○							
	理科指導法		30	2			○						
	生活科指導法		30	2				○					
	音楽科指導法		30	2				○					
	図画工作科指導法		30	2				○					
	家庭科指導法		30	2				○					
	体育科指導法		30	2				○					
	英語指導法		30	2				○					
	国語		30	2	○								
	社会		30	2		○							
	算数		30	2	○								
	理科		30	2			○						
	こどもと生活		30	2	○								
	こどもと音楽		30	1		○							
	こどもと美術		30	1		○							
	家庭		30	2			○						
	こどもと体育		30	1	○								
	こどもと英語		30	2				○					
	こどもと言葉		30	1			○						
	子どもの歌と伴奏		30	1				○					
	器楽		30	1	○								
	保育内容（健康）		30	2				○					
	保育内容（言葉）		30	2				○					
	保育内容（人間関係）		30	2				○					
	保育内容（環境）		30	2				○					
	保育内容（表現）		30	2				○					
	保育内容総論		30	2					○				
	障害児保育		30	2					○				
	臨床心理学		30	2					○				

区分	授業科目	共通科目	時間数	単位数	開講年次								卒業に必要な単位数	
					1年次		2年次		3年次		4年次			
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門領域	小学校インターンシップⅠ		45	1					○					7 2 単位以上
	小学校インターンシップⅡ		45	1						○				
	小学校インターンシップⅢ		45	1							○			
	国際バカロレア教育概論		30	2							○			
	国際バカロレア教育課程論		30	2							○			
	国際バカロレア教育方法論		30	2								○		
	国際バカロレア教育学習アセスメント		30	2								○		
	国際バカロレア教育総合演習		30	2								○		
	多文化共生と教育		30	2							○			
	多様な子どもの理解		30	2						○				
	多様な子どもの支援		30	2							○			
	プログラミング教育Ⅰ		30	1								○		
	プログラミング教育Ⅱ		30	1								○		
	国際教育実習Ⅰ		30	2					○	○	○	○	○	
	国際教育実習Ⅱ		30	2					○	○	○	○	○	
	保育原理		30	2	○									
	子ども家庭支援論		30	2						○				
	社会的養護Ⅰ		30	2			○							
	保育者論		30	1		○								
	子ども家庭支援の心理学		30	2	○									
	子どもの保健		30	2			○							
	子どもの食と栄養		30	2		○								
	保育の計画と評価		15	1					○					
	乳児保育Ⅰ		30	2	○									
	乳児保育Ⅱ		15	1		○								
	子どもの健康と安全		15	1					○					
	社会的養護Ⅱ		15	1					○					
	子育て支援		15	1							○			
	保育実習指導Ⅰ		60	2					○					
	保育実習指導Ⅱ		15	1						○				
	保育実習指導Ⅲ		15	1							○			
	保育実習ⅠA		90	2					○					
	保育実習ⅠB		90	2						○				
	保育実習Ⅱ		90	2							○			
	保育実習Ⅲ		90	2							○			
	児童・家庭福祉論		30	2			○							
	社会福祉学概論Ⅱ		30	2							○			
	ソーシャルワーク総論Ⅱ		30	2		○								
	ソーシャルワーク論Ⅰ		30	2		○								
	ソーシャルワーク論Ⅱ		30	2			○							
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		30	2			○							
	地域福祉論Ⅰ		30	2			○							
	社会福祉発達史		15	1				○						
	アダプティッド・スポーツ		30	2		○								
	国際福祉実習Ⅰ		90	2					○	○	○	○	○	
	国際福祉実習Ⅱ		90	2					○	○	○	○	○	
	インターンシップⅠ		90	2			○	○	○	○	○	○	○	
	インターンシップⅡ		90	2			○	○	○	○	○	○	○	
	福祉実習Ⅰ		90	2			○	○	○	○	○	○	○	
	福祉実習Ⅱ		90	2			○	○	○	○	○	○	○	

		卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）		
		卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）		
		<p>(1) 健康の精神である「生命の尊厳と尊人愛」に則して必要な教養を身に育てている。</p> <p>(2) 教育・保育の専門職者として必要な知識や技術を体系的に修得している。</p>	<p>(3) 総合的な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身につけている。</p> <p>(4) 設定した課題について自らの専門分野や関連諸学の学識を用いて広い視野で議論し、考察することができる。</p>	
1 年 次	2 年 次	<p>SC20-D1-1-教養基礎-1 聖職の理念と歴史 キリスト教人間論 キリスト教の歴史 キリスト教倫理 哲学 心理学 心眼学 生物学 社会生物学 女性生物学 生活福祉文化論 レクリエーション概論 健栄 健康フロー論 健康スポーツ スポーツソーシュ 日本国憲法 経済学 教育学 社会学 現代コミュニケーション理論 生物学 教養基礎-13 教養基礎-14 教養基礎-15 教養基礎-16 教養基礎-17 教養基礎-18 教養基礎-19 教養基礎-20 教養基礎-21 教養基礎-22 教養基礎-23 教養基礎-24</p> <p>キリスト教教育 キリスト教保育 キリスト教社会福祉</p>	<p>SC20-D2-1-専門基礎-1 ソーシャルワーカー論 専門基礎-2 専門基礎-3 専門基礎-4 専門基礎-5 専門基礎-6 専門基礎-7 専門基礎-8 専門基礎-9 専門基礎-10 専門基礎-11 専門基礎-12 専門基礎-13 専門基礎-14 専門基礎-15 専門基礎-16 専門基礎-17 専門基礎-18 専門基礎-19 専門基礎-20 専門基礎-21 専門基礎-22 専門基礎-23 専門基礎-24</p> <p>SC20-D2-2-専門-1 SC20-D2-2-専門-2 SC20-D2-2-専門-3 SC20-D2-2-専門-4 SC20-D2-2-専門-5 SC20-D2-2-専門-6 SC20-D2-2-専門-7 SC20-D2-2-専門-8 SC20-D2-2-専門-9 SC20-D2-2-専門-10 SC20-D2-2-専門-11 SC20-D2-2-専門-12 SC20-D2-2-専門-13 SC20-D2-2-専門-14 SC20-D2-2-専門-15 SC20-D2-2-専門-16 SC20-D2-2-専門-17 SC20-D2-2-専門-18 SC20-D2-2-専門-19 SC20-D2-2-専門-20 SC20-D2-2-専門-21 SC20-D2-2-専門-22 SC20-D2-2-専門-23 SC20-D2-2-専門-24</p> <p>SC20-D2-2-専門-1 SC20-D2-2-専門-2 SC20-D2-2-専門-3 SC20-D2-2-専門-4 SC20-D2-2-専門-5 SC20-D2-2-専門-6 SC20-D2-2-専門-7 SC20-D2-2-専門-8 SC20-D2-2-専門-9 SC20-D2-2-専門-10 SC20-D2-2-専門-11 SC20-D2-2-専門-12 SC20-D2-2-専門-13 SC20-D2-2-専門-14 SC20-D2-2-専門-15 SC20-D2-2-専門-16 SC20-D2-2-専門-17 SC20-D2-2-専門-18 SC20-D2-2-専門-19 SC20-D2-2-専門-20 SC20-D2-2-専門-21 SC20-D2-2-専門-22 SC20-D2-2-専門-23 SC20-D2-2-専門-24 SC20-D2-2-専門-25 SC20-D2-2-専門-26</p>	<p>SC20-D3-1-教養基礎-1 ソーシャルワーカー統論 専門基礎-2 専門基礎-3 専門基礎-4 専門基礎-5 専門基礎-6 専門基礎-7 専門基礎-8 専門基礎-9 専門基礎-10 専門基礎-11 専門基礎-12 専門基礎-13 専門基礎-14 専門基礎-15 専門基礎-16 専門基礎-17 専門基礎-18 専門基礎-19 専門基礎-20 専門基礎-21 専門基礎-22 専門基礎-23 専門基礎-24</p> <p>SC20-D3-2-専門-1 SC20-D3-2-専門-2 SC20-D3-2-専門-3 SC20-D3-2-専門-4</p>
3 年 次			<p>SC20-D4-3-教養基礎-1 SC20-D4-3-専門基礎-1</p> <p>キーリアザデザイン 総合演習 I</p>	
4 年 次		<p>SC20-D4-4-専門基礎-1 SC20-D4-4-専門基礎-2</p> <p>プロジェクトマネジメント プロジェクトマネジメント I 総合演習 II</p>		

	(5)専門分野の知識・理論や技術等を総合的に活用して、個々の子どもに合わせて授業・指導する実践力を備えている。	卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)
SC20-05-1-専門-1 年 次	アダブレット・スポーツ	SC20-06-1-専門-1 教職概論
SC20-05-2-専門-1 年 次	小学校インターンシップⅠ 保育実習指導Ⅰ インターンシップⅡ 福地実習Ⅰ 福地実習Ⅱ	SC20-05-2-専門-1 SC20-05-2-専門-2 SC20-05-2-専門-3 SC20-05-2-専門-4 SC20-05-2-専門-5 SC20-05-2-専門-6 SC20-05-2-専門-7
2 年 次	小学校インターンシップⅠ 保育実習指導Ⅰ インターンシップⅡ 福地実習Ⅰ 福地実習Ⅱ	SC20-05-2-専門-1 SC20-05-2-専門-2 SC20-05-2-専門-3 SC20-05-2-専門-4 SC20-05-2-専門-5 SC20-05-2-専門-6 SC20-05-2-専門-7
3 年 次	小学校インターンシップⅡ 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ 保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ	SC20-05-3-専門-1 SC20-05-3-専門-2 SC20-05-3-専門-3 SC20-05-3-専門-4 SC20-05-3-専門-5 SC20-05-3-専門-6
4 年 次	保育実践演習 教職実践指導 教育実習	SC20-05-4-専門-1 SC20-05-4-専門-2 SC20-05-4-専門-3 SC20-05-4-専門-4

費修モデル（ニども教育福祉学科）

III-5 卒業に必要な単位数

1. 卒業の資格

(学則 39・40 条)

卒業の資格は、所定の修業年限以上在学し、学則に定める卒業に必要な単位を修得した者に与えられます。

2. 卒業に必要な単位数の内訳

(学則 29 条別表
1-2, 1-5, 39 条 2 項)

こども教育福祉学科

教養基礎領域 計 25 単位 (必修 10 単位)	建学の精神 自然・人間・社会 国際・地域	17 単位(必修 7 単位) 8 単位(必修 3 単位)
専門領域 86 単位 (必修 10 単位)	専門基礎科目 専門科目	14 単位(必修 10 単位) 72 単位
上記に加え教養基礎領域・専門科目 から 14 単位		14 単位
卒業に必要な単位数		125 単位 (必修 20 単位)

3. 基礎とする免許・資格に基づき卒業に必要となる単位数

数

- 1) 小学校教諭 1 種免許状を科目履修上の基礎とする免許・資格として届出した者は、卒業までに p. 84 の表に定める履修要件に従い、小学校教諭 1 種免許状の指定科目から 76 単位以上修得する必要があります。
- 2) 幼稚園教諭 1 種免許状を科目履修上の基礎とする免許・資格として届出した者は、卒業までに p. 85 の表に定める履修要件に従い、幼稚園教諭 1 種免許状の指定科目から 59 単位以上修得する必要があります。
- 3) 保育士を科目履修上の基礎とする免許・資格として届出した者は、卒業までに P. 88 の表に定める履修要件に従い、教職免許状の指定科目から 59 単位以上修得する必要があります。

4. 他学科履修制度

本制度は、社会福祉の専門知識をより広く学修できる機会を提供することを目的として創設されました。これによって、他学科の教育課程にある専門領域の授業科目を一部履修することが可能となります。

本学科の他学科科目履修が可能な授業科目は以下の通りです。

科 目 名
医学概論 社会調査論 社会福祉行政論 福祉計画論 社会福祉経営論 社会保障論 I 社会保障論 II 高齢者福祉論 介護福祉論 障害者福祉論 公的扶助論 医療福祉論 就労支援論 司法福祉論

*但し、履修者数が学科の定員を超える場合は、履修できないことがあります。

III-6 教職課程

1. 小学校教諭 1 種免許状

1. 小学校教諭 1 種免許状

日本の小学校の教員になるためには、小学校教諭免許状が必要です。小学校教諭免許状を取得するためには、取得したい免許状に対応した教職課程のある大学に入学し、法令で定められた科目及び単位を修得して卒業した後、各都道府県教育委員会に教員免許状の授与申請を行うことが必要です。

2. 小学校教諭の職務

「小学校教諭 1 種免許状」という国家資格を持つ人の職務は、「学校教育法」に基づいて定められています。

1
種
免
許
状
小
學
校
教
諭

小学校教諭は、小学校において児童の教育をつかさどることを職務とする。

3. 小学校教諭 1 種免許状の指定科目

「小学校教諭 1 種免許状」の国家資格を得るために、必ず履修しなければならない科目が決められています。文部科学省令で定める「指定科目」は P. 84 の表のとおりです。

2. 幼稚園教諭 1 種免許状

1. 幼稚園教諭 1 種免許状

幼稚園教諭 1 種免許状取得には、4年制大学で必要な単位を修得して卒業する方法、2 種免許取得後、教職経験を5年以上積み、その他一定の要件を満たして得る方法があります。本学科で所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会に申請すると、「幼稚園教諭 1 種免許状」を得ることができます。

2. 幼稚園教諭の職務

「幼稚園教諭 1 種免許状」という国家資格を持つ人の職務は、「学校教育法」に基づいて定められています。

1
種
免
許
状
幼
稚
園
教
諭

幼稚園教諭は、幼稚園において園児の教育・保育をつかさどることを職務とする。

3. 幼稚園教諭 1 種免許状の指定科目

「幼稚園教諭 1 種免許状」の国家資格を得るために、必ず履修しなければならない科目が決められています。文部科学省令で定める「指定科目」は P. 85 の表のとおりです。

3. 教職課程の指定科目

1. 小学校教諭 1 種免許状の指定科目一覧

指定科目	本学開講科目	単位	単位修得要件	指定科目	本学開講科目	単位	備考
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語	2	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	社会	社会	2		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2
	算数	算数	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2
	理科	理科	2		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
	生活	こどもと生活	2		発達心理学	2	6 単位すべて修得する
	音楽	こどもと音楽	1		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	
	図画工作	こどもと美術	1		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	
	家庭	家庭	2		道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	
	体育	こどもと体育	1		総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	
	外国語	こどもと英語	2		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	国語科指導法	2		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	20 単位すべて修得する
	社会	社会科指導法	2		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	
	算数	算数科指導法	2		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	
	理科	理科指導法	2		教育実習	教育実習指導	
	生活	生活科指導法	2		教育実習	教育実習（幼・小）	
	音楽	音楽科指導法	2		教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	
	図画工作	図画工作科指導法	2				
	家庭	家庭科指導法	2				
	体育	体育科指導法	2				
	外国語	英語指導法	2				
大学が独自に設定する科目	小学校インターンシップⅠ	1	3 単位すべて修得する	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	20 単位すべて修得する
	小学校インターンシップⅡ	1			総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	
	小学校インターンシップⅢ	1			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	
教職免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2		生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	
	体育	スポーツ I	1		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	
		スポーツ II	1		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	
		健康スポーツ実践	1		教育実習	教育実習指導	
		健康スポーツ論	1		教育実習	教育実習（幼・小）	
	外国語コミュニケーション	英語 I	1		教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	
		英語 II	1				
	情報機器の操作	情報処理 A	1				
		情報処理 B	1				

2. 幼稚園教諭 1 種免許状の指定科目一覧

指定科目	本学開講科目	単位	単位修得要件	指定科目	本学開講科目	単位	単位修得要件	
領域に関する専門的事項	国語	日本語表現法	2	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	6 単位すべて履修する	
		こどもと言葉	1		教育原理	2		
	算数	算数	2		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2		
	生活	こどもと生活	2			2		
	音楽	音楽	1		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2		
		器楽	1			2		
		こどもの歌と伴奏	1			2		
		こどもと音楽	1			2		
	図画工作	こどもと美術	1		教育制度論	2		
	体育	こどもと体育	1			2		
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	2	14 単位すべて履修する		教育心理学	2	教育心理学 2 単位を必ず履修する※1	
	保育内容（健康）	2			発達心理学	2		
	保育内容（人間関係）	2				2		
	保育内容（環境）	2	特別支援教育	1				
	保育内容（言葉）	2		1				
	保育内容（表現）	2	教育課程論	2				
	障害児保育	2		2				
大学が独自に設定する科目	倫理学	2	※1	教育実践に関する科目	教育方法・技術論	2	15 単位すべて履修する	
	臨床心理学	2				2		
教職免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2		
		スポーツ I	1			2		
	体育	スポーツ II	1	2 単位以上履修する	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2		
		健康スポーツ実践	1			2		
		健康スポーツ論	1		幼児理解の理論及び方法	1		
		英語 I	1			1		
	外国語コミュニケーション	英語 II	1	2 単位すべて履修する	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2		
		情報処理 A	1			2		
	情報機器の操作	情報処理 B	1		教育実習	1		
						4		

※1 その他単位修得要件

上記 51 単位に加えて、さらに下記①～③から併せて 8 単位以上を修得。

- ①「領域に関する専門的事項」：6 単位を超えて修得した単位
- ②「大学が独自に設定する科目」：「倫理学」「臨床心理学」から修得した単位
- ③「教育の基礎的理解に関する科目」：「発達心理学」から修得した単位

III-7 保育士の資格取得

1. 保育士の資格取得

1. 保育士資格

「保育士」は「国家資格」と呼ばれます。保育士資格取得には、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する大学を卒業する方法、都道府県が実施する保育士試験に合格する方法があります。保育士として働く場合は、登録事務処理センターに保育士登録をする必要があります。本学科は国から養成校として認可を受けているので、本学科で資格取得に必要な科目を履修して卒業すると、「保育士」の「登録資格」を取得することができます。

2. 保育士の職務

「保育士」の国家資格を持つ人の職務は、次のように「児童福祉法」で定められています。

保育士

保育士は、登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを職務とする。

2. 保育士の指定科目

1. 保育士の指定科目一覧

「保育士」の国家資格を得るために必ず履修しなければならない科目が決められています。厚生労働省令で定める「指定科目」は以下のとおりです。

本学科において「指定科目」を修めるためには、次の表に示す科目を履修し、単位を修得してください。

指定科目		本学開講科目	単位数
教養科目	外国語・体育以外の科目	聖隸の理念と歴史	2
		キリスト教概論	2
		心理学	2
		レクリエーション概論	2
		法学	2
		日本国憲法	2
	外国語	社会学	2
		英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
	体育	中国語	1
		健康スポーツ論	1
		健康スポーツ実践	1
		スポーツⅠ	1
		スポーツⅡ	1

指定科目		本学開講科目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育原理	2
		教育原理	2
		子ども家庭福祉	2
		社会福祉	2
		子どもの家庭支援論	2
		社会的養護Ⅰ	2
	保育の内容・方法に関する科目	社会的養護Ⅱ	2
		保育者論	1
		教職概論	2
		保育の心理学	2
保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習	発達心理学	2
		子ども家庭支援の心理学	2
		子どもの理解と援助	1
		幼児理解の理論と方法	1
		子どもの保健	2
	保育内容の理解と方法	子どもの食と栄養	2
		保育の計画と評価	1
		教育課程論	2
		保育内容総論	2
		保育内容(健康)	2
保育実習	保育実習	保育内容(言葉)	2
		保育内容(人間関係)	2
		保育内容(環境)	2
		保育内容(表現)	2
		こどもと言葉	1
	保育実習指導	こどもと音楽	1
		こどもと体育	1
		こどもと美術	1
		乳児保育Ⅰ	2
		乳児保育Ⅱ	1
保育実習	総合演習	子どもの健康と安全	1
		障害児保育	2
		社会的養護Ⅱ	1
		子育て支援	1
		保育実習ⅠA	2
	保育実習指導	保育実習ⅠB	2
		保育実習指導Ⅰ	2
		保育実践演習	2
		キリスト教教育	1
		キリスト教保育	1
保育実習	(各保育士養成施設において設定)	キリスト教社会福祉	1
		ソーシャルワーク論Ⅰ	2
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2
		教育心理学	2
		臨床心理学	2
	保育の内容・方法に関する科目	多様な子どもの理解	2
		音楽	1
		こどもと生活	2
		こどもの歌と伴奏	1
		器楽	1
保育実習	多様な子どもの支援	多様な子どもの支援	2
		保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2
		保育実習Ⅲ	2
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1
		保育実習指導Ⅲ	1

3. 保育士を科目履修上の基礎とする免許・資格として届出た者が必ず取得すべき教職免許状指定科目

保育士を科目履修上の基礎とする免許・資格として届出た者は卒業までに下記の履修要件に従い、教職免許状の指定科目から 59 単位以上修得する必要があります。

指定科目	本学開講科目	単位	単位修得要件	指定科目	本学開講科目	単位	単位修得要件
小学校教科に関する専門的事項および幼稚園領域に関する専門的事項	国語	国語	2	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
		日本語表現法	2			教育概論	2
		こどもと言葉	1		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育制度論	2
	社会	社会	2		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育心理学	2
	算数	算数	2		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	2
	理科	理科	2		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1
	生活	こどもと生活	2		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2
	音楽	音楽	1		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	2
		器楽	1		幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	1
		こどもの歌と伴奏	1		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
		こどもと音楽	1				
	図画工作	こどもと美術	1				
	家庭	家庭	2				
	体育	こどもと体育	1				
	外国語	こどもと英語	2				
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	保育内容総論	2	教職免許法施行規則第66条の6に定める科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8 単位すべて履修する	
		保育内容（健康）	2				
		保育内容（人間関係）	2				
		保育内容（環境）	2				
		保育内容（言葉）	2				
		保育内容（表現）	2				
		障害児保育	2				
教職免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2				
	体育	スポーツ I	1				
		スポーツ II	1				
		健康スポーツ実践	1				
		健康スポーツ論	1				
外國語コミュニケーション	英語 I	1	2 単位すべて履修する				
	英語 II	1	2 単位すべて履修する				
情報機器の操作	情報処理 A	1	2 単位すべて履修する				
	情報処理 B	1	2 単位すべて履修する				

※1 その他単位修得要件

上記 51 単位に加えて、さらに下記①、②から併せて 8 単位以上を修得。

①「小学校教科に関する専門的事項」および「幼稚園領域に関する専門的事項」：13 単位を超えて修得した単位

②「教育の基礎的理解に関する科目」：「発達心理学」から修得した単位

III-8 その他の資格取得

1. 社会福祉主事

1. 社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉行政の第一線の現業機関である福祉事務所で仕事をする際に必要となる資格です。この資格は「任用資格」とよばれ、公務員になり福祉事務所の職員として任用されるときに必要となります。

2. 指定科目

以下の科目から、3科目以上履修すれば付与されます。

「保育原理」「児童・家庭福祉論」「教育学」「法学」「心理学」「社会学」

2. 児童指導員

1. 児童指導員とは

児童指導員は、児童福祉施設等で仕事をする際に必要となる資格です。この資格は「任用資格」とよばれ、児童福祉施設の職員として任用されるときに必要となります。

2. 指定科目

「指定科目」はありません。本学科を卒業すれば自動的に付与されます。

3. 初級障がい者スポーツ指導員

1. 初級障がい者スポーツ指導員とは

初級障がい者スポーツ指導員は、障がい者のスポーツ参加のきっかけ作りを支援する指導員です。健康や安全管理に配慮した指導を行い、スポーツの喜びや楽しさを伝える役割を担います。地域の大会や教室など、スポーツ現場におけるサポートを行います。

この資格は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「認定資格」です。公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は1964年東京パラリンピックを契機に設立された、日本国内の障がい者スポーツの統括組織です。

資格取得後は、経験を積み講習会を受講することで中級・上級指導員にステップアップできます。

2. 指定科目

本学科でこの資格を取得するには、「指定科目」を履修し、登録する必要があります。

基準カリキュラム	必要時間数	本学開講科目	単位	備考
障がい者スポーツに関する諸施策	1.5	社会福祉学概論Ⅰ アダプティッド・スポーツ	2 2	*
コミュニケーションスキルの基礎	1.5	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	1.5			
障がい者スポーツの意義と理念	1.5			
各地域の障がい者スポーツ推進の取り組み	1.5			
安全管理	1.5			
各障がいの理解	6			
各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(実技)	3			
全国障害者スポーツ大会の概要	1.5			
障がいのある人との交流(実技)	1.5	アダプティッド・スポーツ 地域実践アクティブラーニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ	2 1	*

* 「アダプティッド・スポーツ」は、1年次秋セメスター開講科目です。2年次生以降に履修することも可能です。

** 「地域実践アクティブラーニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」はアダプティッド・スポーツについて、1単位以上履修してください。

実際に、地域のアダプティッド・スポーツ活動に参加します。

リハビリテーション学部

I-1 学部・学科の教育目的・目標

学部・学科の教育 目的・目標

リハビリテーション学部では建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づく深い人間理解の上に、高度な知識・技能を修得し、また多職種との連携・協働してその責務を果たし、国内外の新しい動向にも対応できるリハビリテーション分野の指導的人材となる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を育成することを教育目的とします。

リハビリテーション学部の教育目的を達成するため、以下のように学部の教育目標を掲げます。

- (1) キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を理解し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士としての高い倫理観と態度および豊かな教養を身につける。
- (2) 医学的基礎知識および理学療法学・作業療法学・言語聴覚学の基本的な知識・理論や技能を体系的に修得する。
- (3) 様々な立場や考え方をもつ他者を尊重し、自らの考えや意見を適切に伝達・説明できるコミュニケーション力を習得する。
- (4) 課題解決に向けて、自身の専門分野と関連諸学の知見を統合し、探求する態度と生涯学修力を身につける。
- (5) 対象者の疾患と病態、障害特性に応じた基礎的な理学療法・作業療法・言語聴覚療法の治療・指導・援助の技術を修得する。
- (6) 保健医療福祉チームにおける一員として、それぞれの役割と責任を自覚し、多職種との連携・協働が実践できる態度と知識・技術を修得する。
- (7) 国際的な課題に関心を深め、国際的にも活躍できる国際感覚および語学力・表現力を身につける。

各学科の目的・目標は以下の通りです。

(1) 理学療法学科

理学療法学科では、人体の構造や機能、疾患と障害などの理解の上に、運動・電気刺激・温熱・冷却による治療や、障害を補うための杖や車いす・住宅改造に関する知識と技術を修得すること、また骨・筋・神経の疾患・障害に加え、呼吸・循環などの内部障害やスポーツ障害に対する高度な理学療法を修得することを目的とする。そのために、近年の医療技術の進歩と高度複雑化する社会の要求と期待に応えられるよう、自ら判断し行動する能力と学問的志向性を養うこととする。

(2) 作業療法学科

作業療法学科では、「身体または精神に障害のある、またはそれが予測される人々に対し、作業活動を通じて心身機能の回復・維持を図り、主体的な生活の獲得のための治療・指導・援助を行う」という作業療法の定義を基盤とした内容を修得することを目的とする。この目的のために、心身機能や疾患・障害特性などの医学的知識、作業活動の特性と意味などの作業療法に必要な高度の専門的知識・技術を獲得し、科学的な思考力と、人の心理・社会的側面を視野に入れた幅広い実践能力を養うことを目標とする。

(3) 言語聴覚学科

言語聴覚療法は言語、聴覚、発声発語、嚥下等に障害のある人々に対して評価・訓練・指導・助言を行い、機能の獲得や回復・維持・向上を図り社会参加を支援することを目的としている。この目的に沿って言語聴覚療法・領域における高度専門職者としてふさわしい知識・技術を修得し、さらに、科学的、客観的な思考力と実践力のある専門職として専門分野ならびに関係領域の発展に貢献できる人材の養成を目標とする。

I-2 学部の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

学部の卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- リハビリテーション学部では、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の医療・福祉と生活上の困難を抱える人々の自立及び生活の質の向上を支援するために、専門機関や施設、他職種との連携、共同して、その責務を果たすことができる高度な知識・技術と実践力を兼ね備えたリハビリテーション専門職者を養成することとし、その教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定めています。
1. 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養に裏付けられた倫理観を身につけている。
 2. リハビリテーション専門分野の基本的な知識・理論・技能を体系的に修得している。
 3. リハビリテーション専門職者に求められる様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身につけている。
 4. 専門分野や関連諸学の学識を用いて、リハビリテーション上の課題を探求・設定し、多面的に考察することができる。
 5. 専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、リハビリテーション上の課題を解決する実践力を身につけている。
 6. リハビリテーション領域において自らの専門性と責務を自覚し、多職種と連携・協働することができる。
 7. 地域および国際社会のニーズを捉え、リハビリテーション専門職として自己研鑽することができる。

I-3 学部の教育課程の編成・実施方針 (CP)

学部の教育課程編成・実施の方針 (CP)

1. キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を理解し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士としての高い倫理観と態度を養うため、建学の理念と精神の育成に関わる自校教育科目および人間形成に関わるキリスト教関連科目を置く（講義）。また大学での学びの基礎を築き、幅広い知識を広げ、物事を総合的に捉え的確に判断できる教養を養うため、大学教育導入科目と教養教育科目を置く。
2. 疾患や病態、心身機能の障害特性を理解し、適切な理学療法・作業療法・言語聴覚療法が実施できるようになるため、医学的基礎知識および各専門分野の基礎的な知識・理論や技能を体系的に理解し修得する専門基礎科目を置く。
3. 対象者を全人的に理解し、適切な対人関係を築くため、コミュニケーション力と実践力を養うキャリア教育科目および専門基礎科目を置く。
4. 設定された課題や自身の疑問に対し、自身の専門分野や関連諸学の学識を統合し、課題を探求する態度と研究方法論を身につけるため、専門科目、研究基礎科目および各分野の発展的専門科目を置く。
5. 対象者の疾患と病態、障害特性を適切に理解し、基礎的な理学療法・作業療法・言語聴覚療法の基礎的な検査・評価と治療・指導・援助技能を修得するため、専門科目および臨床教育科目を置く。
6. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の役割と責任を自覚し、多職種との連携・協働が実践できる態度と知識・技能を修得するため、専門科目と専門職連携教育科目を置く。
7. 国際社会の課題に関心を深め、国際的にも活躍できる国際感覚および語学力・表現力を養うため、語学や海外研修および実習の科目を置く。

I-4 学部のカリキュラム

1. 教育課程

開設授業科目は教養基礎領域と専門領域の二つの領域からなり、1年次からそれぞれの科目を履修しながら4年間で教養基礎領域と専門領域が有機的に連携した一貫教育が行われます。それぞれの意味は次のとおりです。

(1) 教養基礎領域

「教養基礎領域」は、本学の建学の理念と人間形成に関わる科目、大学生として必要とされる幅広い見識に関わる科目からなり、知識を広げ大学での学びの基礎を築き、人間全般に関する深い教養と物事を総合的に捉え的確に判断できる力を養う科目で構成されています。

建学の精神：

建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」、本学の母体である聖隸の歴史や理念について学びます。また、聖書に示された人間観と隣人愛に根ざした行動力を学び、キリスト教を通して人格の形成をします。

自然・人間・社会：

健やかで健康的な精神と身体、人間とそれを取りまく社会や自然を多面的に学び、科学的なものの見方を身につけます。多様な人々とコミュニケーションを図れるように、高い倫理観と豊かな教養を養います。大学での学びに必要になる学習技能を学ぶ科目、情報収集・分析の方法や、インターネットを活用して情報のやり取りをするためのコンピュータリテラシーや情報リテラシーを学ぶ科目、キャリア形成をする科目など、幅広く学び視野を広げ現代社会に必要な力を身につけます。

国際・地域：

国際社会に貢献するためにはコミュニケーションを図るための言語を修得することが望まれます。そのため複数の外国語科目が設定されています。外国語科目では聞く、話す、読む、書く力、そしてコミュニケーション力を高め、それと同時にそれらの言語を使用する国々の現状や文化を学びます。特に必要性の高い英語については、英語によるプレゼンテーションや討論ができるようになりますことを目指します。

自ら考え行動し、実際の現場で経験を積むことで実践力を養う科目を設定しています。国際的な支援活動や地域における社会貢献活動を実践します。

リハビリテーション専門職の専門性と位置づけ、隣接する他の職種との違いや特徴を理解し、他職種と連携する力を養う科目を配置しています。

「大学間交流授業」は、静岡県西部高等教育ネットワークによる共同授業で、「環境と人間」をテーマに9大学の先生のオムニバス講義を、他大学の学生や社会人と共に学ぶことができます。

(2) 専門領域

専門領域はリハビリテーションの実践に必要とされる知識と専門技術を修得するための科目が学年の進行に応じて学科毎に体系的に編成されています。

専門基礎科目と専門科目の二つの授業区分からなり、1年次から教養基礎領域と連携しながら、「主体的に変化に対応し、自らの将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断のできる力」を養い、医療技術活動を実践していく力を養います。

専門基礎科目：

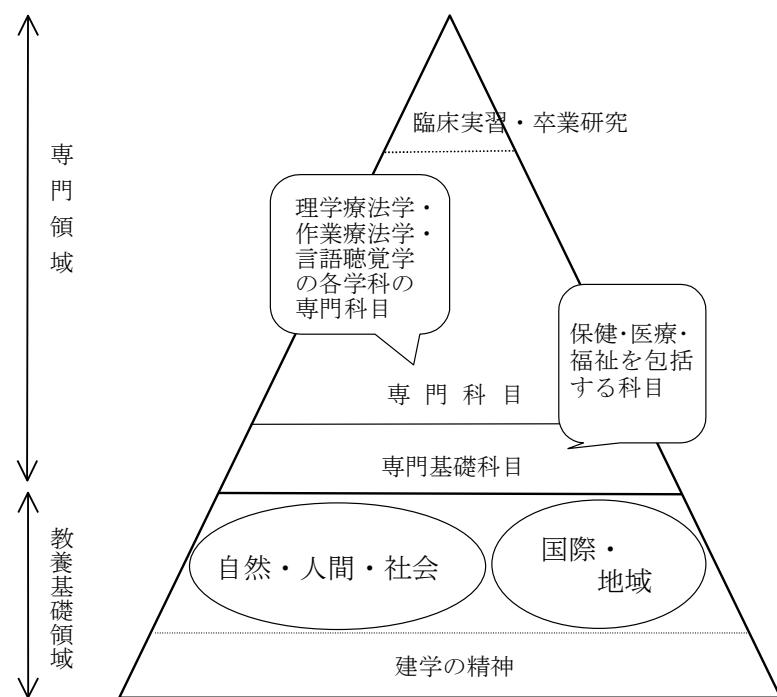
医療技術専門職として必要な医療・技術の基礎知識やリハビリテーションの概要を学ぶ科目です。主に1・2年次に配置されています。

専門科目：

各学科の専門知識・技術の修得とその体系化をはかるための科目が1年次から4年次まで段階的に配置されています。全ての学科で、基礎および見学実習、評価実習、総合臨床実習を行い、授業で学んだことを臨床の現場で実践し、専門分野の知識・技術を統合し体得していきます。また、4年次には研究能力と、最新の知識技術について幅広く学びます。

2. カリキュラム の構造

本学部のカリキュラムは、以下のような構造となっています。



II-1 履修の方法(理学療法学科)

1. カリキュラム の特徴と構成

理学療法学科では、医療者としての倫理観、深い教養と高度の専門性を兼ね備えた、病院や施設、地域社会でリーダーとして貢献し得る理学療法士（いわゆる理学療法プロフェッショナル）を育成することを教育目標としています。

具体的な教育ビジョンは、以下です。

- ・理学療法の進歩に柔軟に対応できる理学療法士
- ・世界に情報を発信できる国際的な視野を持った理学療法士
- ・プロフェッショナルになる土台を持ち、リーダーとなりえる理学療法士
- ・他者に共感する人間味あふれる心を持った理学療法士

これらの教育目標とビジョンを具現化するために、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）と学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、各年次の到達目標に基づいて、初年次教育、一般教養科目、医学・医学療法専門科目から成るカリキュラム構築を行い（図）、また教育手法では“創造性”と“自ら考え行動する力”を育むためのアクティブラーニング（学生の能動的学習形態）を展開します。

2. 卒業認定に 必要な単位

理学療法学科の卒業認定に必要な単位は 125 単位以上（学則第 39 条第 2 項参照）と定められており、その内訳は次のとおりです（学則 別表 1-5、1-6 参照）。

(1) 教養基礎領域科目

教養基礎領域は、「建学の精神」・「自然・人間・社会」・「国際・地域」の 3 分野に分かれています。卒業までに、「建学の精神」および「自然・人間・社会」で 15 単位、「国際・地域」で 7 単位、以上に加えて教養基礎領域から 3 単位、合計 25 単位以上（必修 10 単位）の修得が必要です。

なお、この領域の大部分の科目は、「共通科目」となっており、看護学部、社会福祉学部の学生も履修が可能となっています。「共通科目」の中には春・秋セメスター各自に開講される科目もありますが、学年進行により、開講されていても履修が困難な場合もあります。3 分野の詳細は次のとおりです。

○建学の精神、自然・人間・社会：15 単位以上（必修 6 単位）

・建学の精神

「聖隸の理念と歴史」（2 単位）、「キリスト教概論」（2 単位）は必修科目です。選択科目の「キリスト教人間論」「キリスト教の歴史」「キリスト教倫理」（各 1 単位）は、本学の建学の精神に関わる科目ですので、可能な限り履修することが望されます。

・自然・人間・社会

「基礎演習」と「キャリアデザイン」（各 1 単位）は必修科目です。情報処理はこれからの時代に重要な科目です。可能な限り履修し、情報処理能力を養いましょう。そのほか、リハビリテーションの対象となる人間とそれを取りまく社会や自然を多面的に理解するための科目、運動や健康、社会の仕組み、法律、倫理など様々な領域があります。バランスよく選択し履修しましょう。

II-1 履修の方法(理学療法学科)

○国際・地域：7 単位以上（必修 4 単位）

英語科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「入門リハビリテーション英語（英語Ⅲ）」（各 1 単位）は必修科目です。さらに英語力を高めたい人は「英語Ⅳ」「英語Ⅴ」も履修しましょう。外国語はそのほかに、「中国語」「外国語」があります。また「ブラジル文化と言語」もあります。

国際支援の実践力を高めるための科目が設定されています。「国際支援アクティブラーニングⅠ」は国内で、「国際支援アクティブラーニングⅡ」は国外での支援活動の実践をします。国内外での支援活動を実践する前に、「国際支援入門」を受講することを推奨します。

「地域ケア連携の基礎」（1 単位）は必修科目であり、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部の学部間連携授業になります。専門基礎科目である「地域ケア連携演習」とともに、それぞれの専門性を尊重し、相互理解を深め、連携・協働する力を身につける重要な科目です。

「地域ケアアクティブラーニングⅠ」～「地域ケアアクティブラーニングⅢ」は地域活動を実践する科目です。学内の学びのみならず地域に出て実際の現場から学べるメリットは大きいです。

「大学間交流授業」は、静岡県西部高等教育ネットワークによる共同授業で、「環境と人間」をテーマに 9 大学の先生のオムニバス講義を、他大学の学生や社会人と共に学ぶことができます。

(2) 専門領域科目

卒業までに、専門基礎科目で 31 単位、専門科目で 66 単位、以上に加えて専門領域から 3 単位、合計 100 単位以上（必修 97 単位）の修得が必要です。

1) 専門基礎科目：31 単位以上（必修 31 単位）

専門基礎科目は、卒業までに 31 単位以上（必修 31 単位）の修得が必要です。主に 1、2 年次に配当にされています。また、国際的な視野を広げるための選択科目を設けています。

2) 専門科目：66 単位以上（必修 66 単位）

専門領域の科目の中の専門科目は 66 単位以上（必修 66 単位）の修得が必要です。履修モデルに示すようにセメスター毎に学習テーマが設けられており、1 年次から 4 年次まで段階的に履修していきます。

II-1 履修の方法(理学療法学科)

3. 履修の要点

以下に履修方法の概要を示しますが、詳細は学年始めの履修ガイダンスにおいて説明します。当日は、履修についての注意・説明があり、関連資料等が配布されますので、必ず出席してください。履修について不明な点がある場合や迷った場合には、教務事務センター、アドバイザーなどに相談にいきましょう。

(1) 履修科目的学年別進行

履修は、原則として、理学療法学科の教育課程に示した進度にそって行います。

(2) 選択科目的履修

選択科目については、可能な範囲内で学年を越えて履修することができます。教養基礎領域科目の一部は他学部との共通科目となっています。しかし、学年進行により、開講されていても受講が困難な科目もあります。履修時期については、教育課程に示した進度を参考にしてください。

(3) 履修登録単位数の上限について

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数は下記の通りです。

各セメスター：25 単位

4. 臨床実習を履修するための前提科目

リハビリテーションの現場での実習を2年次から実施します。講義、学内実習で学んだ知識・技術と実践とを統合し、医療技術専門職としての資質を磨くことを目的としています。

また、授業で学んだ内容を時期的に並行して実習を行えるような授業構成となっています。

3年次からの臨床実習の履修にあたっては、それぞれの実習科目に関連のある授業科目の単位を修得していることが前提となります。

臨床実習科目名	臨床実習前提科目
臨床理学療法評価実習 I	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（1・2年次開講分）
臨床理学療法評価実習 II	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（1・2年次開講分）及び理学療法評価演習
臨床理学療法総合実習 I	
臨床理学療法総合実習 II	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（1・2・3年次開講分）

II-2 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル(理学療法学科)

リハビリテーション学部理学療法学科 教育課程

区分	3学科共通 授業科目	共通 科目 必修	単位 選択	時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
建 学 の 精 神	聖隸の理念と歴史	★	2	30	○	○								15単位
	キリスト教概論	★	2	30	○	○								
	キリスト教人間論	★	1	15	○	○								
	キリスト教の歴史	★	1	15			○	○						
	キリスト教倫理	★	1	15					○	○				
	哲学	★	2	30	○									
	文学	★	2	30	○	○								
	心理学	★	2	30	○	○								
	倫理学	★	2	30		○								
	女性学	★	2	30	○									
自然 ・ 人 間 ・ 社 会	生活福祉文化論	★	2	30	○	○								25単位
	レクリエーション概論	★	2	30	○	○								
	音楽	★	1	30	○	○								
	健康スポーツ論	★	1	15	○	○								
	健康スポーツ実践	★	1	30	○	○								
	スポーツ I	★	1	30	○	○								
	スポーツ II	★	1	30	○	○								
	法学	★	2	30	○	○								
	日本国憲法	★	2	30		○								
	経済学	★	2	30		○								
教 養 基 礎 領 域	教育学	★	2	30	○	○								25単位
	社会学	★	2	30	○	○								
	現代コミュニティ論	★	2	30	○	○								
	生物学	★	2	30	○									
	基礎化学		1	15	○									
	基礎物理学		1	15	○									
	統計学・疫学概論		2	30	○									
	社会福祉原論		2	30		○								
	基礎演習		1	30	○									
	発達心理学			2	30		○							
国 際 ・ 地 域	日本語表現法	★	2	30	○	○								7単位
	情報処理A	★	1	30	○	○								
	情報処理B	★	1	30	○	○								
	保健医療福祉倫理学			1	15		○							
	キャリアデザイン	★	1	15					○					
	英語 I	★	1	30	○									
	英語 II	★	1	30		○								
	入門リハビリテーション英語（英語III）		1	30			○							
	英語IV	★	1	30				○						
	英語 V	★	1	30					○					
国 際 ・ 地 域	中国語	★	1	30			○	○						7単位
	外国語	★	1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海外研修	★	1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブラジル文化と言語	★	2	30	○	○								
	現代の国際社会	★	2	30	○	○								
	文化人類学	★	2	30	○									
	国際支援入門	★	1	15	○									
	国際支援アクティブラーニング I	★	1	30			○							
	国際支援アクティブラーニング II	★	1	30				○						
	地域ケア連携の基礎	★	1	15	○									
国 際 ・ 地 域	地域実践アクティブラーニング I	★	1	30			○							7単位
	地域実践アクティブラーニング II	★	1	30				○						
	地域実践アクティブラーニング III	★	1	30						○				
	ボランティア論	★	1	15	○									
	ボランティア演習	★	1	30		○		○		○		○		
	大学間交流授業	★	2	30		○		○		○		○		

区分	理学療法学科 授業科目	共通 科目	単位		時間	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
			必修	選択 数		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	解剖学		2		30	○									31単位
	運動器解剖学		2		30	○									
	神経解剖学		2		30		○								
	人体機能学（動物性機能）		2		30	○									
	人体機能学（植物性機能）		1		30		○								
	運動学 I		1		30		○								
	運動学 II		1		30			○							
	運動学演習		1		30			○							
	人間発達学		1		30		○								
	病理学概論 I		1		15		○								
	病理学概論 II		1		15		○								
	臨床心理学		1		30			○							
	臨床医学・医療学概論		1		15	○									
	内科系医療学		2		30			○							
	整形外科系医療学		2		30			○							
	神経内科系医療学		2		30			○							
	精神医学系医療学 I		1		15				○						
	小児科系医療学 I		1		15			○							
	小児科系医療学 II		1		15			○							
	リハビリテーション栄養学		1		15				○						
	公衆衛生学			1	15				○						
	摂食嚥下障害学概論			2	30			○							
	薬理・薬剤			2	30				○						
	カウンセリング			1	30				○						
	リハビリテーション概論		1		15	○									
	リハビリテーション医療・医学 I		1		15			○							
	リハビリテーション医療・医学 II		1		15			○							
	リハビリテーション職種間連携の基礎		1		15	○									
専門領域	地域ケア連携演習	★	1	30								○			100単位
	国際リハビリテーション援助論			1	30			○							
	国際リハビリテーション研修			1	30			○							
	国際コミュニケーション演習			1	30				○						
	国際社会福祉論			1	15				○						
専門科目	理学療法概論		2		30	○									66単位
	基礎理学療法学		2		30			○							
	理学療法研究の理論		2		30					○					
	理学療法研究の実践		4		120								○		
	理学療法教育マネジメント論		2		30								○		
	理学療法診断学概論		2		30		○								
	理学療法診断学技術学		2		30			○							
	神経系理学療法評価学		1		30				○						
	内部障害系理学療法評価学		1		30				○						
	運動器系理学療法評価学		1		30				○						
	理学療法検査測定演習		1		30			○							
	理学療法評価演習		1		30					○					
	基礎理学療法治療学		2		30				○						
	小児理学療法学		1		30				○						
	神経系理学療法治療学		2		60					○					
	内部障害系理学療法治療学		2		60					○					
	運動器系理学療法治療学		2		60					○					
	物理療法学の理論		2		30			○							
	物理療法学の実践		1		30				○						
	日常生活活動学の理論		2		30				○						
	日常生活活動学の実践		1		30					○					
	機能代償機器学の理論		2		30					○					
	機能代償機器学の実践		1		30						○				
	理学療法治療演習		1		30							○			
	理学療法学総合演習		1		30								○		
	スポーツ理学療法学			1	15								○		
	発展的理学療法学			1	15								○		
	地域理学療法学の理論		2		30						○				
	地域理学療法学の実践		1		30							○			
	臨床理学療法見学実習		1		45	○									
	臨床理学療法検査測定実習		1		45			○							
	臨床理学療法生活支援実習		1		45				○						
	臨床理学療法評価実習 I		2		90					○					
	臨床理学療法評価実習 II		4		180						○				
	臨床理学療法総合実習技能評価		1		45						○				
	臨床理学療法総合実習 I		6		270							○			
	臨床理学療法総合実習 II		6		270							○			
	国際理学療法実習			2	90							○			

履修手テル(理学療法学)

一自然・人間・社会

一国際・地域一

社會與歷史

生活福祉文化論

英語Ⅰ・Ⅱ・入門Ⅰビ「リュウ」英語（英語Ⅲ）・Ⅳ・Ⅴ 中国語 外国語
海外研修 ブラジル文化と言語 現代の国際社会 文化人類学
国際支援アカデミーブラジーニングⅠ・Ⅱ 地域ケア連携の基礎
地域アカデミーブラジーニングⅢ ポラティフ論 ポラティア演習
大学間交流授業

音楽 概論 教育学 経済学 法学 日本国憲法 基礎物理学 統計学・疫学概論 保健医療福祉倫理学
レクリエーション 女性学 生活福祉文化論 ハーネス理論 健康スポーツ実践 スポーツ I・II
生物学 基礎化学生物学 現代社会論 モニターティー論 基礎演習 発達心理学 日本語表現法 情報処理 A・B
心理学 心理学 健康心理学 健康社会心理学 現代社会心理学 基礎原論
社会心理学 倫理学 文化社会学 健康社会学 健康心理学
教育学 教育心理学 音楽心理学
サイキカルアセイ

聖謙の理念と歴史
キリスト教概論 キリスト教人間論
キリスト教の歴史 キリスト教倫理

III-1 履修の方法(作業療法学科)

1. カリキュラムの特徴と構成

作業療法学科では、将来、医療・保健・福祉・教育の各分野で、広く人々の健康増進に寄与できるリハビリテーション専門職者として、豊かな人間性を備えた作業療法士を育成することを教育目標としています。具体的な教育ビジョンは、以下の通りです。

- ・臨床：作業活動を治療・援助用いる専門職として、対象者のニーズを適確に掴み、その人に応じた主体的な生活の獲得を援助できる作業療法士の育成
- ・教育：問題基盤型学習 (problem-based learning: PBL) を教育方法の基盤に据え、自ら課題を発見し、臨床的推論を経て答えを導くことのできる作業療法士の育成
- ・研究：作業療法の基礎研究のみならず、「臨床の問題」を解決し、実践レベルにまで応用できる作業療法士の育成

上記の教育目標とビジョンを具現化するために、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）と各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー：CP）に基づいて、初年次教育、教養基礎科目、基礎医学、作業療法専門科目からなるカリキュラムを実施します（図）。これらの学術的基盤に基づく系統的な教育を経て、専門職業人としての臨床実践の基礎を築き、資格取得後も継続的に最新技術を獲得し実践出来る作業療法士を養います。

2. 卒業認定に必要な単位

作業療法学科の卒業認定に必要な単位は 125 単位以上（学則第 39 条第 2 項参照）と定められており、その内訳は次のとおりです（学則 別表 1-5、1-7 参照）。

(1) 教養基礎領域科目

教養基礎領域は、「建学の精神」・「自然・人間・社会」・「国際・地域」の 3 分野に分かれています。

卒業までに、「建学の精神」および「自然・人間・社会」で 15 単位、「国際・地域」で 7 単位、以上に加えて教養基礎領域から 3 単位、合計 25 単位以上（必修 10 単位）の修得が必要です。

なお、この領域の大部分の科目は、「共通科目」となっており、看護学部、社会福祉学部の学生も履修が可能となっています。「共通科目」の中には春・秋セメスター各自に開講される科目もありますが、学年進行により、開講されていても履修が困難な場合もあります。3 分野の詳細は次のとおりです。

○建学の精神、自然・人間・社会：15 単位以上（必修 6 単位）

・建学の精神

「聖隸の理念と歴史」（2 単位）、「キリスト教概論」（2 単位）は必修科目です。選択科目の「キリスト教人間論」「キリスト教の歴史」「キリスト教倫理」（各 1 単位）は、本学の建学の精神に関わる科目ですので、可能な限り履修することが望されます。

・自然・人間・社会

「基礎演習」と「キャリアデザイン」（各 1 単位）は必修科目です。情報処理はこれから時代に重要な科目です。可能な限り履修し、情報処理能力を養いましょう。そのほか、リハビリテーションの対象となる人間とそれを取りまく社会や自然を多面的に理解するための科目、運動や健康、社会の仕組み、法律、倫理など様々な領域があります。バランスよく選択し履修しましょう。

また、「統計学・疫学概論」（2 単位）、「社会福祉原論」（2 単位）は必修ではありませんが、単位修得が望ましい科目です。

III-1 履修の方法(作業療法学科)

○国際・地域：7 単位以上（必修 4 単位）

英語科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「入門リハビリテーション英語（英語Ⅲ）」（各 1 単位）は必修科目です。さらに英語力を高めたい人は「英語Ⅳ」「英語Ⅴ」も履修しましょう。外国語はそのほかに、「中国語」「外国語」があります。また「ブラジル文化と言語」もあります。

国際支援の実践力を高めるための科目が設定されています。「国際支援アクティブラーニングⅠ」は国内で、「国際支援アクティブラーニングⅡ」は国外での支援活動の実践をします。国内外での支援活動を実践する前に、「国際支援入門」を受講することを推奨します。

「地域ケア連携の基礎」（1 単位）は必修科目であり、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部の学部間連携授業になります。専門基礎科目である「地域ケア連携演習」とともに、それぞれの専門性を尊重し、相互理解を深め、連携・協働する力を身につける重要な科目です。

「地域ケアアクティブラーニングⅠ」～「地域ケアアクティブラーニングⅢ」は地域活動を実践する科目です。学内の学びのみならず地域に出て実際の現場から学べるメリットは大きいです。

「大学間交流授業」は、静岡県西部高等教育ネットワークによる共同授業で、「環境と人間」をテーマに 9 大学の先生のオムニバス講義を、他大学の学生や社会人と共に学ぶことができます。

(2) 専門領域科目

卒業までに、専門基礎科目で 31 単位、専門科目で 66 単位、以上に加えて専門領域から 3 単位、合計 100 単位以上（必修 97 単位）の修得が必要です。

1) 専門基礎科目：32 単位以上（必修 32 単位）

専門基礎科目は、卒業までに 32 単位以上（必修 32 単位）の修得が必要です。科目は、主に 1、2 年次に配当されています。また、国際的な視野を広げるための選択科目を設けています。

2) 専門科目：65 単位以上（必修 63 単位）

専門領域の科目の中の専門科目は 65 単位以上（必修 63 単位）の修得が必要です。

また、「高齢期作業療法学演習」「精神領域作業療法学演習」「発達領域作業療法学演習」から、2 単位以上修得する必要があります。履修モデルに示すようにセメスター毎に学習テーマが設けられており、1 年次から 4 年次まで段階的に履修していきます。

III-1 履修の方法(作業療法学科)

3. 履修の要点

以下に履修方法の概要を示しますが、詳細は学年始めの履修ガイダンスにおいて説明します。当日は、履修についての注意・説明があり、関連資料等が配布されますので、必ず出席してください。履修について不明な点がある場合や迷った場合には、教務事務センター、アドバイザーなどに相談にいきましょう。

(1) 履修科目的学年別進行

履修は、原則として、作業療法学科の教育課程に示した進度に沿って行います。

(2) 選択科目的履修

選択科目については、可能な範囲内で学年を越えて履修することができます。教養基礎領域科目の一部は他学部との共通科目となっています。しかし、学年進行により、開講されていても受講が困難な科目もあります。履修時期については、教育課程に示した進度を参考にしてください。

(3) 履修登録単位数の上限について

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数は下記の通りです。

各セメスター：25 単位

4. 臨床実習を履修するための前提科目

リハビリテーションの現場での実習を2年次後半から実施します。講義、学内実習で学んだ知識・技術と実践とを統合し、医療技術専門職としての資質を磨くことを目的としています。

臨床実習の履修にあたっては、それぞれの実習科目に関連のある授業科目の単位を修得していることが前提となります。

臨床実習科目名	臨床実習前提科目
臨床作業療法応用実習	臨床作業療法基礎実習
臨床作業療法評価実習	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（臨床作業療法総合実習Ⅰ・Ⅱ、作業療法教育マネジメント論、卒業研究を除く）
臨床作業療法総合実習Ⅰ	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（臨床作業療法評価実習、臨床作業療法総合実習Ⅱ、作業療法教育マネジメント論、卒業研究を除く）
臨床作業療法総合実習Ⅱ	専門基礎科目及び専門科目の必修科目（臨床作業療法評価実習、臨床作業療法総合実習Ⅰ、作業療法教育マネジメント論、卒業研究を除く）

5. 卒業研究、教育マネジメント論の履修のために必要な単位

「作業療法学内総合実習Ⅱ」「作業療法教育マネジメント論」「卒業研究」を履修するためには、原則として、専門領域の必修科目および専門領域の選択科目3単位以上（8セメに発展的作業療法学の単位を取得する場合は2単位以上）を取得済であること。

III-2 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル(作業療法学科)

リハビリテーション学部作業療法学科 教育課程

区分	3学科共通 授業科目	共通 科目	単位 必修 選択	時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
					1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
建 学 の 精 神	聖隸の理念と歴史	★	2	30	○	○								15単位
	キリスト教概論	★	2	30	○	○								
	キリスト教人間論	★	1	15	○	○								
	キリスト教の歴史	★	1	15			○	○						
	キリスト教倫理	★	1	15					○	○				
	哲学	★	2	30	○									
	文学	★	2	30	○	○								
	心理学	★	2	30	○	○								
	倫理学	★	2	30		○								
	女性学	★	2	30	○									
	生活福祉文化論	★	2	30	○	○								
	レクリエーション概論	★	2	30	○	○								
	音楽	★	1	30	○	○								
	健康スポーツ論	★	1	15	○	○								
	健康スポーツ実践	★	1	30	○	○								
	スポーツI	★	1	30	○	○								
	スポーツII	★	1	30	○	○								
	法学	★	2	30	○	○								
	日本国憲法	★	2	30		○								
	経済学	★	2	30		○								
	教育学	★	2	30	○	○								
	社会学	★	2	30	○	○								
	現代コミュニティ論	★	2	30	○	○								
自然 ・人間 ・社会	生物学	★	2	30	○									25単位
	基礎化学		1	15	○									
	基礎物理学		1	15	○									
	統計学・疫学概論		2	30	○									
	社会福祉原論		2	30		○								
	基礎演習		1	30	○									
	発達心理学		2	30		○								
	日本語表現法	★	2	30	○	○								
	情報処理A	★	1	30	○	○								
	情報処理B	★	1	30	○	○								
	保健医療福祉倫理学		1	15		○								
	キャリアデザイン	★	1	15					○					
教 養 基 礎 領 域	英語I	★	1	30	○									7単位
	英語II	★	1	30		○								
	入門リハビリテーション英語(英語III)		1	30			○							
	英語IV	★	1	30				○						
	英語V	★	1	30					○					
	中国語	★	1	30			○	○						
	外国語	★	1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海外研修	★	1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブラジル文化と言語	★	2	30	○	○								
	現代の国際社会	★	2	30	○	○								
	文化人類学	★	2	30	○									
	国際支援入門	★	1	15	○									
	国際支援アクティブラーニングI	★	1	30			○							
	国際支援アクティブラーニングII	★	1	30				○						
	地域ケア連携の基礎	★	1	15	○									
	地域実践アクティブラーニングI	★	1	30		○								
	地域実践アクティブラーニングII	★	1	30				○						
	地域実践アクティブラーニングIII	★	1	30						○				
	ボランティア論	★	1	15	○									
	ボランティア演習	★	1	30		○		○		○	○	○	○	
	大学間交流授業	★	2	30		○		○		○	○	○	○	

区分	作業療法学科 授業科目	共通 科目	単位		時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
			必修	選択		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	解剖学		2		30	○									32単位
	運動器解剖学		2		30	○									
	神経解剖学		2		30		○								
	人体機能学（動物性機能）		2		30	○									
	人体機能学（植物性機能）		1		30		○								
	運動学 I		1		30		○								
	運動学 II		1		30			○							
	運動学演習		1		30			○							
	人間発達学		1		30		○								
	病理学概論 I		1		15		○								
	病理学概論 II		1		15		○								
	臨床心理学		1		30			○							
	臨床医学・医療学概論		1		15	○									
	内科系医療学		2		30			○							
	整形外科系医療学		2		30			○							
	神経内科系医療学		2		30										
	精神医学系医療学 I		1		15				○						
	精神医学系医療学 II		1		15				○						
	小児科系医療学 I		1		15			○							
	小児科系医療学 II		1		15			○							
	リハビリテーション栄養学		1		15				○						
	公衆衛生学			1	15				○						
	摂食嚥下障害学概論			2	30				○						
	薬理・薬剤			2	30				○						
	ケアマネジメント			2	30				○						
	カウンセリング			1	30				○						
	音楽療法			1	30	○									
	リハビリテーション概論			1	15	○									
	リハビリテーション医療・医学 I			1	15				○						
	リハビリテーション医療・医学 II			1	15				○						
	リハビリテーション職種間連携の基礎			1	15	○									
専門領域	地域ケア連携演習	★		1	30								○		100単位
	国際リハビリテーション援助論			1	30		○								
	国際リハビリテーション研修			1	30			○							
	国際コミュニケーション演習			1	30				○						
	国際社会福祉論			1	15				○						
専門科目	作業療法概論		1		30	○									65単位
	作業科学と作業療法		1		30		○								
	研究法入門		1		30				○						
	作業療法評価学総論		1		15		○								
	作業療法評価学演習		2		60			○							
	身体領域作業療法評価学		2		60				○						
	高齢期作業療法評価学		1		30				○						
	基礎作業学		2		60	○									
	作業技術学		1		30			○							
	神経系作業療法学		2		60				○						
	運動器系作業療法学		2		60				○						
	日常生活活動技術学		1		30				○						
	日常生活活動技術学実習		1		45				○						
	高次脳機能障害学		2		60		○								
	精神領域作業療法学の基礎		2		60				○						
	精神領域作業療法学の応用		1		30				○						
	発達領域作業療法学の基礎		1		30				○						
	発達領域作業療法学の応用		2		60				○						
	高齢期作業療法学		2		60				○						
	高齢期作業療法演習			1	30					○					2単位
	精神領域作業療法演習			1	30						○				
	発達領域作業療法演習			1	30						○				
	地域作業療法学		2		30						○				
	職業リハビリテーション学		2		30						○				
	臨床作業療法基礎実習		1		45	○									
	臨床作業療法応用実習		2		90				○						
	臨床作業療法評価実習		8		360							○			
	臨床作業療法総合実習 I		7		315								○		
	臨床作業療法総合実習 II		7		315								○		
	作業療法学内総合実習 I		1		45								○		
	作業療法学内総合実習 II		1		45								○		
	作業療法教育マネジメント論		2		30									○	
	卒業研究		2		60									○	
	国際作業療法実習			2	90							○			
	レクリエーション演習			1	30						○				
	絵画療法			1	30	○									
	発展的作業療法学			1	15								○		

(1) 建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛に基づいた倫理観を身につけている。	(2) リハビリテーション専門分野の基本的な知識・理論・技能を体系的に修得している。	(3) リハビリテーション専門職者に対する人間関係力と論理的表現力を身につけています。	(4) 専門分野や関連諸学の知識を用いて、リハビリテーション上の課題を探求・設定し、多面的に考察することができる。
共20-D1-1-教養基礎-1 聖潔の理念と歴史 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教倫理 哲学 文学 心理学 倫理学 女性学 生活福祉社会論 レクリエーション概論 音楽 健美・スポーツ実践 健美・スポーツI スボーツII 法律 日本国憲法 経済学 教育学 社会学、コミュニティ論 生物学 基礎演習	RO20-D2-1-教養基礎-1 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教倫理 哲学 文学 心理学 倫理学 女性学 生活福祉社会論 レクリエーション概論 音楽 健美・スポーツ実践 健美・スポーツI スボーツII 法律 日本国憲法 経済学 教育学 社会学、コミュニティ論 生物学 基礎演習	RO20-D2-1-教養基礎-1 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教倫理 哲学 文学 心理学 倫理学 女性学 生活福祉社会論 レクリエーション概論 音楽 健美・スポーツ実践 健美・スポーツI スボーツII 法律 日本国憲法 経済学 教育学 社会学、コミュニティ論 生物学 基礎演習	共20-D3-1-教養基礎-1 基礎化学 総合物理学 統計学 社会福祉原論 解剖学 運動器解剖学 神經解剖学(動物性機能) 人体機能学(植物性機能) 運動学I 人前達学 病理学概論 臨床医学・医学概論 作業療法概論 作業科学と作業療法 作業療法評価学概論
1 年 次	共20-D1-1-教養基礎-12 年 次 共20-D1-1-教養基礎-13 年 次 共20-D1-1-教養基礎-14 年 次 共20-D1-1-教養基礎-15 年 次 共20-D1-1-教養基礎-16 年 次 共20-D1-1-教養基礎-17 年 次 共20-D1-1-教養基礎-18 年 次 共20-D1-1-教養基礎-19 年 次 共20-D1-1-教養基礎-20 年 次 共20-D1-1-教養基礎-21 年 次 共20-D1-1-教養基礎-22 年 次 共20-D1-1-教養基礎-23 年 次 共20-D1-1-教養基礎-24 年 次 RO20-D1-1-教養基礎-1	RO20-D2-1-教養基礎-1 キリスト教概論 キリスト教人間論 キリスト教倫理 哲学 文学 心理学 倫理学 女性学 生活福祉社会論 レクリエーション概論 音楽 健美・スポーツ実践 健美・スポーツI スボーツII 法律 日本国憲法 経済学 教育学 社会学、コミュニティ論 生物学 基礎演習	共20-D3-1-教養基礎-1 基礎化学 総合物理学 統計学 社会福祉原論 解剖学 運動器解剖学 神經解剖学(動物性機能) 人体機能学(植物性機能) 運動学I 人前達学 病理学概論 臨床医学・医学概論 作業療法概論 作業科学と作業療法 作業療法評価学概論
2 年 次	RO20-D1-2-教養基礎-1 保健医療福祉論理学	RO20-D2-2-教養基礎-1 RO20-D2-2-専門基礎-2 RO20-D2-2-専門基礎-3 RO20-D2-2-専門基礎-4 RO20-D2-2-専門基礎-5 RO20-D2-2-専門基礎-6 RO20-D2-2-専門基礎-7 RO20-D2-2-専門基礎-8 RO20-D2-2-専門基礎-9 RO20-D2-2-専門基礎-10 RO20-D2-2-専門基礎-11 RO20-D2-2-専門基礎-12 RO20-D2-2-専門基礎-13 RO20-D2-2-専門基礎-14 RO20-D2-2-専門基礎-15 RO20-D2-2-専門基礎-16 RO20-D2-2-専門基礎-17 RO20-D2-2-専門基礎-18 RO20-D2-2-専門基礎-19 RO20-D2-2-専門基礎-20 RO20-D2-2-専門基礎-21 RO20-D2-2-専門基礎-22 RO20-D2-2-専門基礎-23 RO20-D2-2-専門基礎-24 RO20-D2-2-専門基礎-1	RO20-D3-2-教養基礎-1 基礎化学 総合物理学 統計学 社会福祉原論 解剖学 運動器解剖学 神經解剖学(動物性機能) 人体機能学(植物性機能) 運動学I 人前達学 病理学概論 臨床医学・医学概論 作業療法概論 作業科学と作業療法 作業療法評価学概論
3 年 次	RO20-D2-3-専門-1 RO20-D2-3-専門-2	RO20-D3-3-専門-1 日當生活活動技術学 高齢期作業療法評価学	RO20-D4-3-教養基礎-1 RC19-D4-3-専門-1 RC19-D4-3-専門-2 RC19-D4-3-専門-3
4 年 次			

		卒業認定・学位授与の方針(ディプロマドリシー)	
		(5)専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、リハビリテーション領域における実践力を身につけている。 (6)リハビリテーション領域において自らの専門性と實務を自覚し、多職種連携・協働することができる。	(7)地域および国際社会のニーズを捉え、リハビリテーション専門職として自己研鑽することができる。
1 年 次			共20-D7-1-教養基礎-1 英語 I 共20-D7-1-教養基礎-2 外国語 共20-D7-1-教養基礎-3 海外研修 共20-D7-1-教養基礎-4 ブラジル文化と言語 共20-D7-1-教養基礎-5 現代の国際社会 共20-D7-1-教養基礎-6 文化人類学 共20-D7-1-教養基礎-7 国際支援人門 共20-D7-1-教養基礎-8 地域ケア連携の基礎 共20-D7-1-教養基礎-9 地域事跡アグティブラーニング I 共20-D7-1-教養基礎-10 地域研究アグティブラーニング II 共20-D7-1-教養基礎-11 ポジティブアセスメント 共20-D7-1-教養基礎-12 ホームアセスメント 共20-D7-1-教養基礎-13 大学間交流授業 RO20-D7-1-専門基礎-1 国際リハビリテーション援助論
2 年 次	RO20-D5-2-専門-1 作業療法評価学演習		共20-D7-2-教養基礎-1 英語 IV 共20-D7-2-教養基礎-2 中国語 共20-D7-2-教養基礎-3 國際支援アグティブラーニング I 共20-D7-2-教養基礎-4 國際支援アグティブラーニング II 共20-D7-2-教養基礎-5 地域実践アグティブラーニング II RO20-D7-2-専門基礎-1 入門リハビリテーション英語(英語 III) RO20-D7-2-専門基礎-2 國際リハビリテーション研究 RO20-D7-2-専門基礎-3 國際社会福社論
3 年 次	RO20-D5-3-専門-1 RO20-D5-3-専門-2 RO20-D5-3-専門-3 RO20-D5-3-専門-4 RO20-D5-3-専門-5 RO20-D5-3-専門-6 次	日常生活活動技術学実習 I 作業療法学実習 I 高齢期作業療法学演習 精神領域作業療法学演習 発達障害作業療法学評価実習 臨床作業療法学評価実習	RO20-D6-3-専門-1 地域作業療法学 RO20-D6-3-専門-2 職業リハビリテーション学 RO20-D7-3-専門-1 地域作業療法実習 V RO20-D7-3-専門-2 地域実践アグティブラーニング III RO20-D7-3-専門-3 國際作業療法実習
4 年 次	RO20-D5-4-専門-1 RO20-D5-4-専門-2 次	発展的作業療法学 作業療法学内総合実習 II	RO20-D6-4-専門-1 臨床作業療法総合実習 I RO20-D6-4-専門-2 臨床作業療法総合実習 II RO20-D6-4-専門-3 作業療法マネジメント論

履修モデル(作業療法学科)

年次	第1セメスター		1年次		第2セメスター		2年次		第3セメスター		第4セメスター		第5セメスター		3年次		第6セメスター		第7セメスター		4年次	
	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
学習テーマ	臨床作業療法基礎実習	【後半】 臨床作業療法基礎実習 1週間	作業療法と専門職		健康と作業		人-環境-作業		人-環境-作業		臨床での作業療法実践		作業療法実習		臨床での作業療法実践		作業療法実習		臨床作業療法総合実習 I 臨床作業療法総合実習 II 各 7週間		evidence based OTの考察	
専門科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
専門領域	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
教養基礎領域																						

<p>— 国際・地域 —</p> <p>英語 I・II・入門リハビリテーション英語 (英語 III)・IV・V 海外研修 ブラジル文化と言語 現代の国際社会、文化人類学 國際支援入門 国際支脈アクトイティブーニング I・II 地域ケア連携の基礎 地域実践アクティビティブーニング I～III ドラマティク演習 大学間交流授業</p>	<p>— 自然・人間・社会 —</p> <p>哲学 文学 心理学 健康心理学 女性学 生活福祉文化論 レクリエーション概論 音楽 健康スポーツ論 健康スポーツ実践 スポーツ I・II 法学 日本国憲法、経済学 教育学 社会学 現代コミュニケーション論 生物学 基礎生物学 基礎物理化学 疾患概論 社会福祉概論 基礎演習 発達心理学 日本表現法 情報処理 A・B 保健医療福祉倫理学 カリティゲーリング</p>
--	--

IV-1 履修の方法(言語聴覚学科)

1. カリキュラム の特徴と構成

言語聴覚学科では、建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に根ざし、豊かな人間性と専門性を兼ね備え、病院や施設、地域社会で言語聴覚障害のある人々を支えることのできる言語聴覚士を育成することを教育目標としています。

具体的な教育ビジョンは、以下のとおりです。

- ・臨床：障害を持つ人とそれを取り巻く医療的環境及び生活環境を理解し、科学的根拠に基づく臨床を開拓し、成果を実証できる言語聴覚士
- ・教育：職能組織の一員として、社会的活動・教育的活動を通して、言語聴覚療法の普及に貢献できる言語聴覚士
- ・研究：科学的・客観的な思考を身につけ、生涯学習を実践し、言語聴覚療法の向上に貢献できる言語聴覚士

これらの教育目標とビジョンを具現化するために、初年次教育、一般教養科目、医学系・言語科学系・心理教育社会学系・工学系などの専門基礎科目、そして各種言語障害の専門科目から成るカリキュラム構築を行い、科目間の関連性を持たせつつ学年進行に沿って積み上げ、「自ら考え行動する力」を育む教育を開拓します。

2. 卒業認定に 必要な単位

言語聴覚学科の卒業認定に必要な単位は 125 単位以上（学則第 39 条第 2 項参照）と定められており、その内訳は次のとおりです（学則 別表 1-5、1-8 参照）。

(1) 教養基礎領域科目

教養基礎領域は、「建学の精神」・「自然・人間・社会」・「国際・地域」の 3 分野に分かれています。卒業までに、「建学の精神」および「自然・人間・社会」で 15 単位、「国際・地域」で 7 単位、以上に加えて教養基礎領域から 3 単位、合計 25 単位以上（必修 14 単位）の修得が必要です。

なおこの領域の大部分の科目は、「共通科目」となっており、看護学部、社会福祉学部の学生も履修が可能となっています。「共通科目」の中には春・秋セメスター各々に開講される科目もありますが、学年進行により、開講されていても履修が困難な場合もあります。3 分野の詳細は次のとおりです。

○建学の精神、自然・人間・社会：15 単位以上（必修 10 単位）

・建学の精神

「聖隸の理念と歴史」（2 単位）、「キリスト教概論」（2 単位）は必修科目です。選択科目の「キリスト教人間論」「キリスト教の歴史」「キリスト教倫理」（各 1 単位）は、本学の建学の精神に関わる科目ですので、可能な限り履修することが望されます。

・自然・人間・社会

「統計学・疫学概論」（2 単位）、「社会福祉原論」（2 単位）、「基礎演習」（1 単位）、「キャリアデザイン」（1 単位）は必修科目です。情報処理はこれからの時代に重要な科目です。可能な限り履修し、情報処理能力を養いましょう。そのほか、リハビリテーションの対象となる人間とそれを取りまく社会や自然を多面的に理解するための科目、運動や健康、社会の仕組み、法律、倫理など様々な領域があります。バランスよく選択し履修しましょう。

IV-1 履修の方法(言語聴覚学科)

○国際・地域：7 単位以上（必修 4 単位）

英語科目である「英語Ⅰ」（1 単位）、「英語Ⅱ」（1 単位）、「入門リハビリテーション英語（英語Ⅲ）」（1 単位）は必修科目です。さらに英語力を高めたい人は「英語Ⅳ」「英語Ⅴ」も履修することを薦めます。外国語はそのほかに、「中国語」「外国語」があります。また「ブラジル文化と言語」もあります。

国際支援の実践力を高めるための科目が設定されています。「国際支援アクティブラーニングⅠ」は国内で、「国際支援アクティブラーニングⅡ」は国外での支援活動の実践をします。国内外での支援活動を実践する前に、「国際支援入門」を受講することを推奨します。

「地域ケア連携の基礎」（1 単位）は必修科目であり、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部の学部間連携授業になります。専門基礎科目である「地域ケア連携演習」とともに、それぞれの専門性を尊重し、相互理解を深め、連携・協働する力を身につける重要な科目です。

「地域ケアアクティブラーニングⅠ、Ⅱ、Ⅲ」は地域活動を実践する科目です。学内の学びのみならず地域に出て実際の現場から学べるメリットは大きいです。

「大学間交流授業」（選択 2 単位）は、静岡県西部高等教育ネットワークによる共同授業で、「環境と人間」をテーマに 9 大学の先生のオムニバス講義を、他大学の学生や社会人と共に学ぶことができます。

(2) 専門領域科目

卒業までに、専門基礎科目で 41 単位、専門科目で 55 単位、以上に加えて専門領域から 4 単位、合計 100 単位以上（必修 96 単位）の修得が必要です。

1) 専門基礎科目：41 単位以上（必修 41 単位）

専門基礎科目は、卒業までに 41 単位以上（必修 41 単位）の修得が必要です。科目は、主に、1、2 年次に配当されています。また、国際的な視野を広げるための選択科目を設けています。

2) 専門科目：55 単位以上（必修 55 単位）

専門領域の科目の中の専門科目は 55 単位以上（必修 55 単位）の修得が必要です。

履修モデルに示すようにセメスター毎に学習テーマが設けられており、1 年次から 4 年次まで段階的に履修していきます。

3. 履修の要点

以下に履修方法の概要を示しますが、詳細は学年始めの履修ガイダンスにおいて説明します。当日は、履修についての注意・説明があり、関連資料等が配布されますので、必ず出席してください。履修について不明な点がある場合や迷った場合には、教務事務センター、アドバイザーなどに相談してください。

(1) 履修科目の学年別進行

履修は、原則として、言語聴覚学科の教育課程に示した進度にそって行います。

(2) 選択科目の履修

選択科目については、可能な範囲内で学年を越えて履修することができます。教養基礎領域科目の一部は他学部との共通科目となっています。しかし、学年進行により、開講されていても受講が困難な科目もあります。履修時期については、教育課程に示した進度を参考にしてください。

IV-1 履修の方法(言語聴覚学科)

(3) 履修登録単位数の上限について

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数は下記の通りです。

各セメスター：25 単位

4. 臨床実習を履修するための前提科目

リハビリテーションの現場での実習を3年次後半から本格的に実施します。講義、学内演習で学んだ知識・技術と実践とを統合し、医療技術専門職としての資質を磨くことを目的としています。

3年次からの臨床実習の履修にあたっては、それぞれの実習科目に関連のある授業科目の単位を修得していることが前提となります。

臨床実習科目名	臨床実習前提科目※1
臨床言語聴覚療法評価実習	1～5セメスターまでの専門基礎科目及び専門科目の必修科目
臨床言語聴覚療法総合実習Ⅰ	5～6セメスターの専門基礎科目及び専門科目の必修科目
臨床言語聴覚療法総合実習Ⅱ	5～6セメスターの専門基礎科目及び専門科目の必修科目

※「臨床言語聴覚療法総合実習Ⅰ」「臨床言語聴覚療法総合実習Ⅱ」の前提科目の一つである「言語聴覚障害学総合演習」では、医療技術専門職として必要なすべての演習を臨床実習前に行います。そのため、当該履修には、5セメスターまでの専門基礎科目及び専門科目の必修科目の単位修得が前提条件となります。

5. 「卒業研究」等の履修のために必要な単位

「卒業研究」の履修にあたっては「言語聴覚学研究法」・「言語聴覚学研究法演習」の単位取得が、「言語聴覚障害学特別講義」の履修にあたっては、「臨床言語聴覚療法総合実習Ⅰ」「臨床言語聴覚療法総合実習Ⅱ」の単位修得が前提条件となります。

IV-2 教育課程・カリキュラムマップ・履修モデル(言語聴覚学科)

リハビリテーション学部言語聴覚学科 教育課程

区分	3学科共通 授業科目	共通 科目	単位		時間 数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業に必要な 単位数	
			必修	選択		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
建 学 の 精 神	聖隸の理念と歴史	★	2		30	○	○								15単位
	キリスト教概論	★	2		30	○	○								
	キリスト教人間論	★		1	15	○	○								
	キリスト教の歴史	★		1	15			○	○						
	キリスト教倫理	★		1	15					○	○				
	哲学	★		2	30	○									
	文学	★		2	30	○	○								
	心理学	★		2	30	○	○								
	倫理学	★		2	30		○								
	女性学	★		2	30	○									
自然 ・ 人間 ・ 社会	生活福祉文化論	★		2	30	○	○								25単位
	レクリエーション概論	★		2	30	○	○								
	音楽	★		1	30	○	○								
	健康スポーツ論	★		1	15	○	○								
	健康スポーツ実践	★		1	30	○	○								
	スポーツI	★		1	30	○	○								
	スポーツII	★		1	30	○	○								
	法學	★		2	30	○	○								
	日本国憲法	★		2	30		○								
	経済学	★		2	30		○								
教養基礎領域	教育学	★		2	30	○	○								25単位
	社会学	★		2	30	○	○								
	現代コミュニティ論	★		2	30	○	○								
	生物学	★		2	30	○									
	基礎化学			1	15	○									
	基礎物理学			1	15	○									
	統計学・疫学概論		2		30			○							
	社会福祉原論		2		30		○								
	基礎演習		1		30	○									
	発達心理学			2	30		○								
国際 ・ 地域	日本語表現法	★		2	30	○	○								7単位
	情報処理A	★		1	30	○	○								
	情報処理B	★		1	30	○	○								
	保健医療福祉倫理学			1	15	○									
	キャリアデザイン	★	1		15					○					
	英語I	★	1		30	○									
	英語II	★	1		30		○								
	入門リハビリテーション英語(英語III)		1		30			○							
	英語IV	★		1	30				○						
	英語V	★		1	30					○					
国際 ・ 地域	中国語	★		1	30			○	○						7単位
	外国語	★		1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	海外研修	★		1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブラジル文化と言語	★		2	30	○	○								
	現代の国際社会	★		2	30	○	○								
	文化人類学	★		2	30	○									
	国際支援入門	★		1	15	○									
	国際支援アクティブラーニングI	★		1	30			○							
	国際支援アクティブラーニングII	★		1	30				○						
	地域ケア連携の基礎	★	1		15	○									
国際 ・ 地域	地域実践アクティブラーニングI	★		1	30			○							7単位
	地域実践アクティブラーニングII	★		1	30				○						
	地域実践アクティブラーニングIII	★		1	30						○				
	ボランティア論	★		1	15	○									
	ボランティア演習	★		1	30		○		○		○		○		
	大学間交流授業	★		2	30		○		○		○		○		

区分	言語聴覚学科 授業科目	共通 科目	単位 必修 選択 数	時間 1年次 1セメ 2セメ 3セメ 4セメ 5セメ 6セメ 7セメ 8セメ	卒業に必要な 単位数			
					2年次 1セメ 2セメ 3セメ 4セメ 5セメ 6セメ 7セメ 8セメ	3年次 1セメ 2セメ 3セメ 4セメ 5セメ 6セメ 7セメ 8セメ	4年次 1セメ 2セメ 3セメ 4セメ 5セメ 6セメ 7セメ 8セメ	
専門基礎科目	解剖学		2	30 ○				
	言語聴覚解剖学		2	30 ○			○	
	人体機能学(動物性機能)		2	30 ○				
	人体機能学(植物性機能)		1	30 ○				
	病理学概論 I		1	15 ○				
	臨床医学・医療学概論		1	15 ○				
	内科系医療学		2	30 ○				
	精神医学系医療学 I		1	15 ○				
	小児科系医療学 I		1	15 ○				
	リハビリテーション概論		1	15 ○				
	リハビリテーション医療・医学 I		1	15 ○				
	耳鼻咽喉科学		2	30 ○				
	臨床神経学		1	15 ○				
	形成外科学		1	15 ○				
	リハビリテーション栄養学		1	15 ○				
	公衆衛生学		1	15 ○				
	薬理・薬剤		2	30 ○				
	ケアマネジメント		2	30 ○				
	カウンセリング		1	30 ○				
	音楽療法		1	30 ○				
	臨床歯科医学・口腔外科学		1	30 ○				41単位
	呼吸発声発語系の構造・機能・病態		1	15 ○				
	聴覚系の構造・機能・病態		1	15 ○				
	神経系の構造・機能・病態		1	15 ○				
	生涯発達心理学		2	30 ○				
	認知心理学		1	15 ○				
	学習心理学		1	15 ○				
	心理測定法		1	15 ○				
	臨床心理学		2	30 ○				
	言語学		2	30 ○				
	音声学・音韻論		2	30 ○				
	音声学・音響学演習		1	30 ○				
	音響学		2	30 ○				
	聴覚心理学		1	15 ○				
	言語発達学		1	15 ○				
	リハビリテーション職種間連携の基礎		1	15 ○				
専門領域	地域ケア連携演習	★	1	30 ○				
	国際リハビリテーション援助論		1	30 ○				
	国際リハビリテーション研修		1	30 ○				
	国際コミュニケーション演習		1	30 ○				
	国際社会福祉論		1	15 ○				100単位
専門科目	言語聴覚障害学概論		2	30 ○				
	言語聴覚障害診断学		1	30 ○				
	失語症学		2	30 ○				
	失語・高次脳機能障害評価演習		1	30 ○				
	失語症治療学		1	15 ○				
	高次脳機能障害学		2	30 ○				
	失語・高次脳機能障害治療演習		1	30 ○				
	言語発達障害学基礎実習(保育園)		1	45 ○				
	言語発達障害学		2	30 ○				
	言語発達障害評価演習		1	30 ○				
	言語発達障害治療学		2	30 ○				
	言語発達障害治療演習		1	30 ○				
	発声発語障害学総論		1	15 ○				
	音声障害学		1	15 ○				
	小児構音障害学		1	15 ○				
	成人構音障害学		1	15 ○				
	発声発語障害評価演習		1	30 ○				
	発声発語障害治療演習		1	30 ○				
	流暢性障害学		1	15 ○				
	摂食嚥下障害学概論		2	30 ○				
	摂食嚥下障害総合演習		1	30 ○				
	聴覚障害学		2	30 ○				
	聴覚機能評価演習		1	30 ○				
	小児聴覚障害学		2	30 ○				
	小児聴覚障害演習		1	30 ○				
	成人聴覚障害学		1	15 ○				
	聴覚補償演習		1	30 ○				
	臨床言語聴覚療法基礎実習		1	45 ○				
	臨床言語聴覚療法評価実習		2	90 ○				
	臨床言語聴覚療法総合実習 I		6	270 ○				
	臨床言語聴覚療法総合実習 II		6	270 ○				
	地域言語聴覚療法学		1	15 ○				
	拡大代替コミュニケーション演習		1	30 ○				
	言語聴覚学研究法		1	15 ○				
	言語聴覚学研究法演習		1	30 ○				
	言語聴覚障害学総合演習		1	30 ○				
	卒業研究		1	30 ○				
	言語聴覚障害学特別講義		1	15 ○				
	国際言語聴覚療法実習		2	90 ○				
	発展の言語聴覚療法学		1	15 ○				

		卒業認定・学位授与の方針(ディプロマドリシー)	
(1) 建学の精神である「生命の尊厳と尊人愛」に基づいた高邁な精神と豊かな教養で裏付けられた倫理観を身につけている。	(2) リハビリテーション専門分野の基本的な知識・理論・技能を体系的に修得している。	(3) リハビリテーション専門職者に求められる様々な価値観や立場、意見を尊重した対人関係力と論理的表現力を身につけている。	(4) 専門分野や関連諸学の学識を用いて、リハビリテーション上の問題を探求・設定し、多面的に考察することができる。
1 年 次	<p>共20-D1-1-教養基礎-1 共20-D1-1-教養基礎-2 共20-D1-1-教養基礎-3 共20-D1-1-教養基礎-4 共20-D1-1-教養基礎-5 共20-D1-1-教養基礎-6 共20-D1-1-教養基礎-7 共20-D1-1-教養基礎-8 共20-D1-1-教養基礎-9 共20-D1-1-教養基礎-10 共20-D1-1-教養基礎-11 共20-D1-1-教養基礎-12 共20-D1-1-教養基礎-13 共20-D1-1-教養基礎-14 共20-D1-1-教養基礎-15 共20-D1-1-教養基礎-16 共20-D1-1-教養基礎-17 共20-D1-1-教養基礎-18 共20-D1-1-教養基礎-19 共20-D1-1-教養基礎-20 共20-D1-1-教養基礎-21 共20-D1-1-教養基礎-22 RS20-D1-1-教養基礎-1 RS20-D1-1-教養基礎-2</p> <p>哲學 心理学 女性学 生活文化論 レクリエーション概論 美術 健康スポーツ論 スポーツI スポーツII 日本国憲法 経済学 教育学 社会学 現代コミュニケーション論 基礎演習 保健医療社会論理学</p> <p>基謙の理念と教養 キリスト教の歴史 キリスト教人間論 キリスト教の歴史 キリスト教倫理 文学</p>	<p>RS20-D2-1-教養基礎-1 RS20-D2-1-教養基礎-2 RS20-D2-1-教養基礎-3 RS20-D2-1-教養基礎-4 RS20-D2-1-専門基礎-1 RS20-D2-1-専門基礎-2 RS20-D2-1-専門基礎-3 RS20-D2-1-専門基礎-4 RS20-D2-1-専門基礎-5 RS20-D2-1-専門基礎-6 RS20-D2-1-専門基礎-7 RS20-D2-1-専門基礎-8 RS20-D2-1-専門基礎-9 RS20-D2-1-専門基礎-10 RS20-D2-1-専門基礎-11 RS20-D2-1-専門基礎-12 RS20-D2-1-専門基礎-13 RS20-D2-1-専門基礎-14 RS20-D2-1-専門基礎-15 RS20-D2-1-専門基礎-16 RS20-D2-1-専門基礎-17 RS20-D2-1-専門基礎-18 RS20-D2-1-専門基礎-19 RS20-D2-1-専門基礎-20 RS20-D2-1-専門基礎-21 RS20-D2-1-専門基礎-22 RS20-D2-1-専門基礎-1 RS20-D2-1-専門基礎-2</p> <p>基礎生物学 基礎物理化学 社会福祉原理 発達心理学 解剖学 人体機能学(動物性) 病理学概論 臨床医学・医療概論 リハビリテーション概論 呼吸器系発育疾患系の構造・機能・病態 神経系の構造・機能・病態 生涯発達心理学 音声学・音韻論 言語発達学</p>	<p>共20-D2-1-教養基礎-1 共20-D3-1-教養基礎-1 共20-D3-1-教養基礎-2 RS20-D3-1-専門基礎-1 RS20-D3-1-専門-1</p> <p>情報処理A 情報処理B 音楽療法 リハビリテーション職種間連携の基礎 言語聽覚障害学概論</p>
2 年 次	<p>RS20-D2-2-教養基礎-1 RS20-D2-2-教養基礎-2 RS20-D2-2-教養基礎-3 RS20-D2-2-教養基礎-4 RS20-D2-2-教養基礎-5 RS20-D2-2-教養基礎-6 RS20-D2-2-教養基礎-7 RS20-D2-2-教養基礎-8 RS20-D2-2-教養基礎-9 RS20-D2-2-教養基礎-10 RS20-D2-2-教養基礎-11 RS20-D2-2-教養基礎-12 RS20-D2-2-教養基礎-13 RS20-D2-2-教養基礎-14 RS20-D2-2-教養基礎-15 RS20-D2-2-教養基礎-16 RS20-D2-2-教養基礎-17 RS20-D2-2-教養基礎-18 RS20-D2-2-教養基礎-19 RS20-D2-2-教養基礎-20 RS20-D2-2-教養基礎-21 RS20-D2-2-教養基礎-22 RS20-D2-2-教養基礎-1 RS20-D2-2-教養基礎-2</p> <p>統計学・疫学概論 言語聽覚解剖学 内科系医学概論 精神医学系医学概論 I 小児科系医学概論 I リハビリテーション医学 I 耳鼻咽喉科学 形成外科学 公衆衛生学 薬理・薬動学 臨床歯科医学・口腔外科学 認知心理学 學習心理学 心算測定法 言語学 音響学 聽覚心理学 失語症学 言語発達障害学 発音発達障害学 聽覚障害学</p>	<p>RS20-D2-2-専門基礎-1 RS20-D2-2-専門基礎-2 RS20-D2-2-専門基礎-3 RS20-D2-2-専門基礎-4 RS20-D2-2-専門基礎-5 RS20-D2-2-専門基礎-6 RS20-D2-2-専門基礎-7 RS20-D2-2-専門基礎-8 RS20-D2-2-専門基礎-9 RS20-D2-2-専門基礎-10 RS20-D2-2-専門基礎-11 RS20-D2-2-専門基礎-12 RS20-D2-2-専門基礎-13 RS20-D2-2-専門基礎-14 RS20-D2-2-専門基礎-15 RS20-D2-2-専門基礎-16 RS20-D2-2-専門基礎-17 RS20-D2-2-専門基礎-18 RS20-D2-2-専門基礎-19 RS20-D2-2-専門基礎-20 RS20-D2-2-専門基礎-21 RS20-D2-2-専門基礎-22 RS20-D2-2-専門-1 RS20-D2-2-専門-2</p> <p>精神医学概論 リハビリテーション栄養学 耳鼻咽喉科学 形成外科学 公衆衛生学 薬理・薬動学 臨床歯科医学・口腔外科学 認知心理学 學習心理学 心算測定法 言語学 音響学 聽覚心理学 失語症学 言語発達障害学 発音発達障害学 聽覚障害学</p>	<p>RS20-D3-2-専門基礎-1 ケアマネジメント カウンセリング</p>
3 年 次	<p>RS20-D2-3-教養基礎-1 RS20-D2-3-教養基礎-2 RS20-D2-3-教養基礎-3 RS20-D2-3-教養基礎-4 RS20-D2-3-教養基礎-5 RS20-D2-3-教養基礎-6 RS20-D2-3-教養基礎-7 RS20-D2-3-教養基礎-8 RS20-D2-3-教養基礎-9 RS20-D2-3-教養基礎-10 RS20-D2-3-教養基礎-11 RS20-D2-3-教養基礎-12 RS20-D2-3-教養基礎-13 RS20-D2-3-教養基礎-14 RS20-D2-3-教養基礎-15 RS20-D2-3-教養基礎-16 RS20-D2-3-教養基礎-17 RS20-D2-3-教養基礎-18 RS20-D2-3-教養基礎-19 RS20-D2-3-教養基礎-20 RS20-D2-3-教養基礎-21 RS20-D2-3-教養基礎-22 RS20-D2-3-教養基礎-1 RS20-D2-3-教養基礎-2</p> <p>臨床心理学 失語症治療学 高次脳機能障害学 言語発達障害学 音声障害学 成人構音障害学 流動性障害学 振食嚥下障害学 小兒聽覚障害学 成人聽覚障害学</p>	<p>共20-D4-3-教養基礎-1 RS20-D4-3-専門-1 RS20-D4-3-専門-2 RS20-D4-3-専門-3</p> <p>リハビリテーション学概論 言語聽覚障害診断学 言語聽覚学研究法演習</p>	
4 年 次			RS20-D4-4-専門-1 卒業研究

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)			
(5)専門分野の知識・理論や技能を総合的に活用し、リハビリテーション領域において自らの専門性と責務を自覚し、多職種と共に連携・協働することができる。			(6)リハビリテーション領域において自らの専門性と責務を自覚し、(7)地域おこしや国際社会のニーズを捉え、リハビリテーション専門職として自己研鑽することができる。
1 年 次			RS20-D6-1-専門-1 臨床言語聽覚検査実習 RS20-D6-1-専門-1 臨床言語聽覚検査実習
2 年 次			RS20-D5-2-専門基礎-1 音声学・音響学演習 RS20-D5-2-専門-1 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-2-専門-2 言語発達障害演習 RS20-D5-2-専門-3 聴覚機能評価演習 RS20-D6-2-専門-1 言語発達障害基礎演習 RS20-D6-2-専門-1 失語・高次脳機能障害治療演習
3 年 次			RS20-D5-3-専門-1 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-1 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-2 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-3 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-4 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-5 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-6 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-7 失語・高次脳機能障害治療演習 RS20-D5-3-専門-8 失語・高次脳機能障害治療演習
4 年 次			RS20-D5-4-専門-1 拡大代替コミュニケーション演習 RS20-D5-4-専門-1 言語聽覚障害学術講義 RS20-D6-4-専門-1 臨床言語聽覚検査法総合実習 I RS20-D6-4-専門-2 臨床言語聽覚検査法総合実習 II

電脳モデル(言語聴覚学科)

年次	1年次			2年次			3年次			4年次		
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター	第9セメスター	第10セメスター	第11セメスター	第12セメスター
学習テーマ	障害を持つ人とそれを取り巻く 医療的環境及び生活環境の理解	基礎的な医療・ 医学に関する各論	言語聴覚療法の各論=様々な支援方法と実践									
専門科目	必修科目（講義・学内演習）	臨床実習	臨床言語聴覚療法 基礎実習	言語聴覚障害学概論	言語発達障害学 言語発声発達障害学 聽覚障害学	失語症 失語評価演習 言語発達障害学 小児構音障害学 聴覚機能評価演習	失語・高次脳機能 障害評価演習 言語発達障害学 小児構音障害学 聴覚機能評価演習	失語・高次脳機能 障害診断学 失語症治療学 高次脳機能障害学 言語障害学 成人構音障害学 発声発達障害学 摂食嚥下障害学 小児聽覚障害学 言語聽覚障害学研究法	失語・高次脳機能 障害治療法 言語発達障害学 高次脳機能障害治療 言語発声障害学 摂食嚥下障害治療 成人聽覚障害学 聴覚機能障害治療 言語聽覚障害学 言語聽覚障害学総合演習	臨床言語聴覚療法実習 臨床言語聴覚療法総合演習 I 臨床言語聴覚療法総合演習 II	言語聴覚療法実習 言語聴覚療法総合演習 I 言語聴覚療法総合演習 II	言語聴覚療法実践 言語聴覚療法総合演習 I 言語聴覚療法総合演習 II
専門領域	選択科目	必修科目	解剖学 人体構造学（動物性構造） 臨床医学・医療学概論 リヒテーション概論 言語発達学 リヒテーション職種間連携 の基礎	人体構造学（植物性構造） 病理学概論 呼吸発声発話系の構造、 機能、病態 脳神経系の構造、機能、病態 神経系の構造、機能、病態 生涯心理学 音響学	内科系医療学 小児科系医療学 I 小児リハビリテーション・医学 I 耳鼻咽喉科学 臨床神経学 形成外科学 言語学	言語聽覚解剖学 精神医学系医療学 I リハビリテーション・医学 I 認知心理学 學習心理学 心理測定法 音響学 聴覚心理学	臨床心理学	国際コミュニケーション演習	国際コミュニケーション演習	卒業研究 言語聽覚障害学特別講義 発展の言語聽覚療法学	地域ケア連携演習	地域ケア連携演習
専門基礎科目	選択科目	必修科目	音楽療法	国際リヒテーション演習 国際リハビリテーション研修	ケアマネジメント 公衆衛生学 カウンセリング 国際社会福祉論							

關連規程

聖隸クリストファー大学学則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本学は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。

2. 各学部・学科及び助産学専攻科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(名称・位置)

第2条 本学を、聖隸クリストファー大学と称し、浜松市北区三方原町3453番地に置く。

(自己点検・評価)

第3条 教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第 2 章 学部、修業年限及び学生定員

(学部)

第5条 本学に次の学部・学科および専攻科を置く。専攻科に関する事項は、別に定める。

看護学部 看護学科

社会福祉学部 社会福祉学科

こども教育福祉学科

リハビリテーション学部 理学療法学科

作業療法学科

言語聴覚学科

助産学専攻科

(修業年限及び在学年限)

第6条 修業年限は、4年とする。

2. 学生は、修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3. 第18条から第21条までの規定に基づき入学または転学部・転学科した学生は、第22条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学生定員)

第7条 本学の学生定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
看護学部	看護学科	150名		600名
社会福祉学部	社会福祉学科	65名	15名	450名
	こども教育福祉学科	40名		
リハビリテーション 学部	理学療法学科	40名		380名
	作業療法学科	30名		
	言語聴覚学科	25名		
助産学専攻科		15名		15名

第 3 章 大学院

(大学院)

- 第 8 条 本学に大学院を置く。
2. 大学院の学則は、別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第 9 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第 10 条 学年を、次の2期に分ける。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第 11 条 休業日は、次のとおりとする。
日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
創立記念日 5月1日
春期休業 3月第2週から 3月末日まで
夏期休業 7月第5週から 9月第2週まで
冬期休業 12月第4週から 1月第2週まで
2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。
 3. 第1項に定められるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 入学、休学、転学、退学等

(入学の時期)

- 第 12 条 入学の時期は、学期の初めとする。

(入学資格)

- 第 13 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

- 第 14 条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。出願の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

- 第 15 条 前条の入学志願者に対しては、選考を行う。
2. 選考の方法については、その都度公示する。

(入学手続き及び入学許可)

- 第 16 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
3. 前 2 項の規定は、再入学、転入学、編入学の場合に準用する。

(保証人)

- 第 17 条 身元保証書には、保証人 2 名の連署がなければならない。
2. 保証書の保証人は、日本の国籍を有し独立の生計を営む者で授業料の債務を履行できる者でなければならない。
3. 保証人が死亡し、またはその資格を失うに至ったときは、直ちに他の保証人を補充しなければならない。
4. 保証人の住所氏名に変更があったときは、直ちにその旨を届出なければならない。

(再入学)

- 第 18 条 願いにより本学を退学した者が願い出たときは、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、該当する学部教授会の議を経て相當年次に再入学を許可することができる。
2. 再入学に関する規程は別に定める。

(転入学)

- 第 19 条 他大学から転入学を志望する者があるときは、学歴等を審査し、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、該当する学部教授会の選考を経て相当年次に転入学を許可することができる。
2. 転入学を志望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

(編入学)

- 第 20 条 編入学を志望する者があるときは、学長は、当該学部教授会の選考を経て相当年次に編入学を許可することができる。
2. 3 年次に編入学することができるのは、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 大学を卒業した者、または大学において 2 年以上在学し退学した者
(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
(3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者）
(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 92 条の 3 に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者

(転学部・転学科)

- 第 21 条 他の学部への転学部または同一学部内の他の学科への転学科を志望する者があるときは、学生定員に余裕のある場合に限り、学長は、転入先の学部教授会の議を経て相当年次に転学部・転学科を許可することができる。

(再入学等の場合の取扱い)

- 第 22 条 前第 18 条から第 21 条までの規定に基づき入学または転学部・転学科を許可された者の本学に在学すべき年数並びに既修得単位数の取扱いについては、学生が所属する学部の教授会の議を経て学長が決定する。
2. 前第 18 条から第 21 条までの規定に基づく入学または転学部・転学科の時期は、学期の初めとする。

(休学)

- 第 23 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学ができないときは、保証人連署の休学願書に医師の診断書または理由書を添えて提出し、学長の許可を得て休学することができる。
2. 疾病のため修学することが適当ないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第 24 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学の延長を認めることができる。
2. 休学の期間は通算して、4 年をこえることができない。
3. 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

- 第 25 条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学に転学しようとするときは、その理由を申し出て、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 27 条 退学しようとするときは、事由を記して保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 所定の最長在学年限を超えた者
- (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 長期にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 7 章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第 29 条 本学の教育課程は、別表 1-1 から別表 1-8 に示すとおりとする。

(授業科目の区分)

第 30 条 看護学部においては、授業科目を教養基礎領域科目、専門基礎領域科目、看護専門領域科目及び教職に関する科目に分ける。

2. 社会福祉学部においては、授業科目を教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類する。
3. リハビリテーション学部においては、授業科目を教養基礎領域科目及び専門領域科目に分け、専門領域科目は専門基礎科目及び専門科目に分類する。
4. 授業は、必修科目及び選択科目に分ける。

(授業日数)

第 31 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含めて、35 週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第 32 条 授業は講義、実習、実験、演習、実技等により行うものとする。

(単位の計算方法)

第 33 条 各授業科目的単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修方法)

第 34 条 卒業の資格を得ようとする者は 4 年以上、第 18 条から第 21 条までの規定に基づき入学または転学部・転学科した学生にあっては、第 22 条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、授業科目を履修しなければならない。

2. 前項の履修方法の詳細については別に定める。
3. 所属学部内の他の学科に開設されている授業科目を履修しようとする者は、学科が別に定めるところにより履修することとし、修得した単位は卒業に必要な単位として認定ができる。

(単位の認定及び評価)

第 35 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績または提出論文の評価をもって試験に代えることができる。

2. 試験の受験資格は、各科目の時間数の 3 分の 2 以上出席した者に与える。ただし、社会福祉学部社会福祉学科における介護実習については、科目の時間数の 5 分の 4 以上の出席を要する。
3. 授業科目的単位は、第 29 条別表 1-1 から別表 1-8 に定めるところによる。
4. 授業科目的評価は S、A、B、C、D をもって表し、C 以上を合格とし、D を不合格とする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

- 第36条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する学部の教授会の議を経て 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第37条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。
2. 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとし、学生が所属する学部の教授会の議を経て認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第38条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定により与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条並びに前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとし、学生が所属する学部の教授会の議を経て認定する。

第 8 章 卒業

(卒業の資格)

- 第39条 卒業の資格を得ようとする者は、所定の修業年限以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。
2. 卒業認定に必要な単位数は、学部・学科の区分に応じ次のとおりとする。

看護学部	教養基礎領域	建学の精神	25 単位(必修 10 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門基礎領域	28 単位(必修 26 単位)	
	看護専門領域	71 単位(必修 69 単位)	
	卒業に必要な単位数 124 単位 (必修 105 単位)		

社会福祉学科	教養基礎領域	建学の精神	17 単位(必修 7 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	14 単位(必修 14 単位)
		専門科目	72 単位
	専門領域計 86 単位 (必修 14 単位)		
上記に加え教養基礎領域・専門領域及び他学科履修科目から 14 単位			
卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 24 単位)			

社会福祉学部 こども教育福祉学科	教養基礎 領域	建学の精神	17 単位(必修 7 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	8 単位(必修 3 単位)
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	14 単位(必修 10 単位)
		専門科目	72 単位
	専門領域計 86 単位 (必修 10 単位)		
	上記に加え教養基礎領域・専門科目から 14 単位		
	卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 20 単位)		

理学療法学科	教養基礎 領域	建学の精神	15 単位(必修 6 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	7 単位(必修 4 単位)
	上記に加え教養基礎領域から 3 単位		
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	31 単位(必修 31 単位)
		専門科目	66 単位(必修 66 単位)
	上記に加え専門領域から 3 単位		
	専門領域計 100 単位 (必修 97 単位)		
	卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 107 単位)		
リハビリテーション学科	教養基礎 領域	建学の精神	15 単位(必修 6 单位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	
	上記に加え教養基礎領域から 3 单位		
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	32 単位(必修 32 単位)
		専門科目	65 単位(必修 63 単位)
	上記に加え専門領域から 3 単位		
	専門領域計 100 単位 (必修 95 単位)		
	卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 105 単位)		
言語聴覚学科	教養基礎 領域	建学の精神	15 単位(必修 6 単位)
		自然・人間・社会	
		国際・地域	
	上記に加え教養基礎領域から 3 単位		
	教養基礎領域計 25 単位 (必修 10 単位)		
	専門領域	専門基礎科目	41 単位(必修 41 単位)
		専門科目	55 単位(必修 55 単位)
	上記に加え専門領域から 4 単位		
	専門領域計 100 単位 (必修 96 単位)		
	卒業に必要な単位数 125 単位 (必修 106 単位)		

(卒業証書及び学位の授与)

- 第 40 条 学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第 2 項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て卒業を認定する。
2. 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
 3. 前項の卒業証書を授与された者に、学部の区分に応じ次のとおり学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士（看護学）
社会福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	こども教育福祉学科	
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士（リハビリテーション学）
	作業療法学科	
	言語聴覚学科	

(資格の取得)

- 第 41 条 本学において、卒業認定により、または所定の科目の単位を修得することにより取得できる資格は、学部、学科の区分に応じ次のとおりとする。

学 部	学 科	資 格
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭 1 種免許状
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 介護福祉士国家試験受験資格
	こども教育福祉学科	保育士登録資格 幼稚園教諭 1 種免許状 小学校教諭 1 種免許状
	学部共通	社会福祉主任用資格 児童指導主任用資格
リハビリテーション 学部	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
	言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格

第 9 章 入学金、授業料等

(授業料等の種類及び額)

- 第 42 条 本学の授業料等、学費の種類及び額は、別表 2-1 から別表 2-6 に示すとおりとする。学費は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

(授業料等の納入)

- 第 43 条 学生は、前条に規定する授業料等を納入しなければならない。
2. 授業料等は、各期毎の定める期日までに納入しなければならない。
 3. 授業料等は、停学中であっても納入しなければならない。
 4. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料等を納入しなければならない。
 5. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料等の半額を免除する。
 6. 学期の中途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料等を全額納入しなければならない。

(授業料等の不還付)

- 第 44 条 既に納入した入学検定料及び入学金・授業料等は還付しない。ただし、前条第 5 項に該当する場合はこの限りではない。
2. 入学者選抜試験に合格し入学金・授業料等を納入した者のうち、やむを得ない事由により、所定の手続きに則り本学が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料等の納入金を返還するものとする。

第 10 章 教職員組織、大学部長会及び教授会等

(教職員組織)

- 第 45 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(大学部長会)

- 第 46 条 大学運営の方針を策定し、執行する機関として、本学に大学部長会を置く。
2. 大学部長会に関する事項は、別に定める。

(教授会・学部運営会議・学科会議・領域会議)

- 第 47 条 教育研究に関する事項を審議するため学部に教授会を置き、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
2. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議して意見を述べるものとし、学長は教授会の審議を考慮した上で最終決定を行う。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定める事項
3. 教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議する。
- (1) 教務及び学生生活に関する事項
- (2) 学籍に関する事項
- (3) その他学部の教育研究に関し、学長及び学部長が必要と認める事項
4. 前 3 項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。
5. 学部に学部運営会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。
6. 社会福祉学部及びリハビリテーション学部の学科に学科会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。
7. 看護学部に領域会議を置くこととし、必要な事項は別に定める。

(委員会)

- 第 48 条 大学及び学部に、必要な委員会を置くことができる。
2. 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

- 第 49 条 本学において特定の授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教育に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は科目等履修生としてこれを許可することがある。
2. 前項の他、科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講)

- 第 50 条 本学において特定の授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教育に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は単位認定を希望しない科目等履修生としてこれを許可することがある。

(研究生)

- 第 51 条 本学において特定の専門事項の研究を願い出た者については、教育と研究に支障のない限り、出願先の学部教授会において選考の上、学長は研究生としてこれを許可することがある。
2. 前項の他、研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第 52 条 第 13 条第 1 項の各号の一に該当する外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、該当する学部の教授会において選考の上、学長は入学を許可することができる。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 53 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第 54 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為のあった者は、学生が所属する学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 図書館

(図書館)

第 55 条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 14 章 保健

(健康診断、健康管理センター)

第 56 条 学生及び教職員のために、毎年健康診断を行う。

2. 本学に健康管理センターを設け、学生及び教職員のための健康相談に応じ、必要な場合は救急処置を行う。
3. その他健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 社会人の教養を高め、また看護並びにリハビリテーションの専門職及び福祉の専門職の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関し必要な事項は別に定める。

第 16 章 雜則

(施行細則)

第 58 条 この学則の実施に必要な細則は、該当する学部の教授会の意見を聴き、大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

(変更)

第 59 条 この学則の変更は、変更内容に係る学部の教授会の意見を聴き、大学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則 1. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 36 条に定める別表 2 に定める授業料、教育実習費、施設維持費については平成 5 年度入学生から適用する。ただし平成 4 年度入学生については従前の例によるものとする。

- 附 則 1. この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 36 条別表 2 に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成 6 年度入学生から適用する。ただし平成 5 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。
 　　3. 第 36 条別表 2 に定める入学検定料（大学入試センター試験利用入試）については平成 6 年 1 月 8 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 36 条別表 2 に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成 7 年度入学生から適用する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。
 　　3. 第 36 条別表 2 に定める入学検定料のうち、公募制推薦入試、キリスト教学校教育同盟加盟高等学校特別推薦入試、社会人特別入試については平成 6 年 10 月 24 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 36 条別表 2 に定める入学金、授業料、教育実習費、施設維持費については平成 8 年度入学生から適用する。ただし、平成 7 年度以前の入学生については従前の例によるものとする。
 　　3. 第 36 条別表 2 に定める入学検定料のうち、編入学試験については平成 7 年 11 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 6 条の規定にかかわらず、看護学部学生定員のうち編入学定員（2 年次）については平成 17 年度から、編入学定員（3 年次）については平成 18 年度から適用し、平成 16 年度から平成 18 年度までの間の収容定員は以下の表による。ただし、平成 17 年度以前の編入学（2 年次編入学を除く）については従前の例によるものとする。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
看護学部看護学科	440 名	485 名	535 名

3. 第 42 条別表 2-1、2-2 に定める看護学部看護学科の入学金、教育実習費及び社会福祉学部社会福祉学科の入学金、授業料、施設維持費等については平成 16 年度入学生から適用する。ただし、平成 15 年度以前の看護学部看護学科入学生の教育実習費は従前の例に、社会福祉学部社会福祉学科入学生の平成 16 年度以降の授業料等は以下の表によるものとする。

区分	金額	摘要
授業料(年額)	930,000 円	2 期に分けて納付
教育実習費(年額)	社会福祉専攻 50,000 円	2 期に分けて納付
	介護福祉専攻 100,000 円	
施設維持費(年額)	200,000 円	2 期に分けて納付

- 附 則 1. この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 6 条の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 21 年度までの間の看護学部看護学科の収容定員は以下の表による。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
看護学部看護学科	585 名	585 名	585 名

- 附 則 1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. 第 6 条の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 22 年度までの間の社会福祉学部及びリハビリテーション学部の収容定員は以下の表による。

	平成 21 年度	平成 22 年度
社会福祉学部	450 名	475 名
リハビリテーション学部	330 名	335 名

- 附 則 1. この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 　　2. この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 1. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 5 条の規定にかかわらず、リハビリテーション学部リハビリテーション学科は、平成 23 年 3 月 31 日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 1. この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 5 条の規定にかかわらず、社会福祉学部臨床介護福祉学科は、平成 25 年 3 月 31 日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 1. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの間の看護学部、社会福祉学部及びリハビリテーション学部の収容定員は以下の表による。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
看護学部	590 名	590 名	595 名
社会福祉学部	490 名	480 名	465 名
リハビリテーション学部	350 名	360 名	370 名

- 附 則 1. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 5 条の規定にかかわらず、社会福祉学部介護福祉学科は、2020 年 3 月 31 日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表1-1（第29条関係）

教育課程

看護学部 看護学科

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
教養基礎領域	聖隸の理念と歴史	2		25単位
	キリスト教概論	2		
	キリスト教人間論		1	
	キリスト教の歴史		1	
	キリスト教倫理		1	
	哲学		2	
	文学		2	
	心理学		2	
	倫理学		2	
	女性学		2	
	生活福祉文化論		2	
	レクリエーション概論		2	
	音楽		1	
	健康スポーツ論		1	
	健康スポーツ実践		1	
	スポーツ I		1	
	スポーツ II		1	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	教育学		2	
	社会学		2	
	現代コミュニティ論		2	
自然・人間・社会	生物学		2	
	生命科学		2	
	教育原理		2	
	教育心理学		2	
	教育制度論		2	
	物理学		2	
	化学		2	
	統計学の基礎		2	
	医療法学		1	
	基礎講座	1		
	基礎演習	1		
	日本語表現法		2	
	情報処理A		1	
	情報処理B		1	
	キャリアデザイン	1		
	英語 I	1		1単位
	英語 II	1		
	英語 III (看護英語)		1	
	英語 IV		1	
	英語 V		1	
	中国語		1	
	外国語		1	
	海外研修		1	
	ブラジル文化と言語		2	
	現代の国際社会		2	
	文化人類学		2	
	国際支援入門		1	
国際・地域	国際支援アクティブラーニング I		1	
	国際支援アクティブラーニング II		1	
	地域ケア連携の基礎	1		
	地域実践アクティブラーニング I		1	
	地域実践アクティブラーニング II		1	
	地域実践アクティブラーニング III		1	
	ボランティア論		1	
	ボランティア演習		1	
	大学間交流授業		2	

区分		授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修		選択		
専門基礎領域	社会と環境	保健統計学	2		28単位
		疫学	2		
		公衆衛生学	2		
		保健医療行政論	2		
		社会福祉概論	2		
		家族関係論		2	
	こころと発達	養護概説		2	
		生涯発達心理学	2		
		臨床心理学		2	
	体の仕組みと働き	カウンセリング		2	
		解剖学 I	2		
		解剖学 II	1		
		生理学 I	2		
		生理学 II	1		
看護専門領域	疾病の成り立ちと回復	生化学	1		36単位
		代謝・栄養	1		
		微生物・感染	1		
		病理・病態	1		
		健康障害論 I	1		
		健康障害論 II	1		
	基礎看護学	薬理・薬剤	1		
		臨床栄養	1		
		看護学原論 I	2		
		看護学原論 II	1		
	成人看護学	基礎看護技術 I	1		
		基礎看護技術 II	2		
		基礎看護技術 III	1		
		基礎看護技術 IV	1		
		基礎看護技術 V	2		
	老年看護学	成人看護学概論	2		
		成人看護援助論 I	1		
		成人看護援助論 II	1		
		成人看護援助論 III	1		
		成人看護援助論演習	1		
	母性看護学	老年看護学概論	2		
		老年看護援助論 I	1		
		老年看護援助論 II	1		
	小児看護学	母性看護学概論	2		
		母性看護援助論 I	1		
		母性看護援助論 II	1		
	精神看護学	小児看護学概論	2		
		小児看護援助論 I	1		
		小児看護援助論 II	1		
	在宅看護学	精神看護学概論	2		
		精神看護援助論 I	1		
	在宅看護学	精神看護援助論 II	1		
		在宅看護学概論	2		
		在宅看護援助論	2		

区分		授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
			必修	選択	
看護専門領域	看護の統合	地域包括ケア看護論	2		
		看護倫理	1		
		看護管理論 I	1		
		看護管理論 II		1	
		国際看護論		1	
		災害看護論	1		
		看護研究 I	1		
		看護研究 II		1	
		看護統合セミナー	1		
		地域ケア連携演習		1	
看護専門領域	臨地実習	国際看護研修		1	
		国際看護実習	2		
		地域看護学実習	1		
		基礎看護学実習 I	1		
		基礎看護学実習 II	2		
		急性期看護学実習	3		
		慢性看護学実習	3		
		老年看護学実習 I	1		
		老年看護学実習 II	3		
		母性看護学実習	2		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学	小児看護学実習	2		
		精神看護学実習	2		
		在宅看護学実習	2		
		統合実習	2		
		公衆衛生看護学概論	2		
		公衆衛生看護技術論		2	
		公衆衛生看護技術論演習		1	
教職に関する科目	教職に関する科目	公衆衛生看護活動論		2	
		公衆衛生看護活動論演習		1	
		公衆衛生看護総合演習		1	
		公衆衛生看護管理論		1	
		公衆衛生看護学実習	4		
		教職概論		2	
		学校保健		2	
		健康相談活動		2	
		特別支援教育概論		1	
		道徳・特別活動・総合的な学習の時間		2	
計			105単位	126単位	124単位

別表1-2(第29条関係)
社会福祉学部 学部共通基礎領域

授業科目		単位数	資格取得に関する授業科目単位数（再掲）					
			社会福祉士 国家試験 受験資格	介護福祉士 国家試験 受験資格	精神保健福 祉士国家試 験受験資格	小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格
		必修	選択					
建学の精神	聖隸の理念と歴史	2						2
	キリスト教概論	2						2
	キリスト教人間論	1						
	キリスト教の歴史	1						
	キリスト教倫理	1						
教育基盤	哲学	2						
	文学	2						
	心理学	2	2		2		2	2
	倫理学	2						
	女性学	2						
	生活福祉文化論	2						
	レクリエーション概論	2						
	音楽	1						
	健康スポーツ論	1						
	健康スポーツ実践	1						
	スポーツ I	1						
	スポーツ II	1						
	法学	2	2	2	2			
	日本国憲法	2				2	2	2
	経済学	2						
	教育学	2						
	社会学	2	2	2	2			2
	現代コミュニティ論	2						
領域	生物学	2						
	基礎演習 I	1						
	基礎演習 II	1						
	日本語表現法	2						
	情報処理A	1						
国際・地域	情報処理B	1						
	キャリアデザイン	1						
	英語 I	1					1	1
	英語 II	1					1	1
	英語 III		1					
	英語 IV		1					
	英語 V		1					
	中国語		1					
	外国語		1					
	海外研修		1					
	ブラジル文化と言語		2					
	現代の国際社会		2					
	文化人類学		2					
	国際支援入門		2					
国際・地域	国際支援アクティブラーニング I		1					
	国際支援アクティブラーニング II		1					
	地域ケア連携の基礎	1						
	地域実践アクティブラーニング I		1					
	地域実践アクティブラーニング II		1					
	地域実践アクティブラーニング III		1					
	ボランティア論		1					
	ボランティア演習		1					
	大学間交流授業		2					

別表1-3(第29条関係)

社会福祉学部 社会福祉学科

專門領域

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）		
			必修	選択	社会福祉士 国家試験 受験資格	精神保健福祉士 国家試験 受験資格	介護福祉士 国家試験 受験資格
専門領域科目	介護福祉関連科目	認知症の理解II		2			2
		障害の理解		2			2
		こころとからだI		2			2
		こころとからだII		2			2
		こころとからだIII		2			2
		医療的ケアI		2			2
		医療的ケアII		2			2
	専門科目	ソーシャルワーク演習II		2	2	2	
		ソーシャルワーク演習III		2	2		
		ソーシャルワーク演習IV		2	2		
		ソーシャルワーク演習V		2	2		
		ソーシャルワーク演習VI		1	1		
		ソーシャルワーク実習		4	4		
		ソーシャルワーク実習指導I		1	1		
		ソーシャルワーク実習指導II		2	2		
		精神保健ソーシャルワーク演習I		2		2	
		精神保健ソーシャルワーク演習II		2		2	
		精神保健ソーシャルワーク実習指導		3		3	
		精神保健ソーシャルワーク実習		5		5	
		生活支援技術I		2			2
		生活支援技術II		2			2
		生活支援技術III		2			2
		生活支援技術IV		2			2
		生活支援技術V		2			2
		介護過程III		1			1
		介護過程IV		1			1
		介護過程V		1			1
		コミュニケーション技術I		1			1
		コミュニケーション技術II		1			1
		介護総合演習I		1			1
		介護総合演習II		1			1
		介護総合演習III		1			1
		介護総合演習IV		1			1
		介護実習I		2			2
		介護実習II		4			4
		介護実習III		4			4
		医療的ケアIII		1			1
		生活サポート演習I		2			
		生活サポート演習II		2			
		インターンシップ入門		2			
		インターンシップI		2			
		インターンシップI 実習指導		2			
		スクールソーシャルワーク演習		1			
		スクールソーシャルワーク実習指導		2			
		スクールソーシャルワーク実習		2			
		医療ソーシャルワーク演習		1			
		医療ソーシャルワーク実習指導		2			
		医療ソーシャルワーク実習		2			
		地域ケア連携演習		1			
		マネジメント演習		2			
		国際福祉実習I		2			
		国際福祉実習II		2			
		国際福祉実習III		2			
		国際福祉実習IV		2			
		福祉実習I		2			
		福祉実習II		2			
		福祉実習III		2			
		福祉実習IV		2			
		インターンシップII		2			
		インターンシップIII		1			

授業科目			単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）			
			必修	選択	社会福祉士 国家試験 受験資格	精神保健福祉士 国家試験 受験資格	介護福祉士 国家試験 受験資格	
専門領域	専門科目	社会福祉展開科目	ライフサイクルとソーシャルワークⅠ ライフサイクルとソーシャルワークⅡ 社会福祉演習 臨床原論 キリスト教社会福祉 社会福祉発達史 臨床心理学 発達心理学 アダプティッド・スポーツ 特別支援教育 ジョブコーチ論 トップマネジメント論 児童・家庭支援とソーシャルワーク 自立支援論 福祉サービス工学入門 介護福祉実践演習 共生型サービス論		2 2 2 1 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 2			

別表1-4(第29条関係)
社会福祉学部 こども教育福祉学科
専門領域

授業科目		単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）		
		必修	選択	小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格
専門基礎科目	キリスト教教育		1			1
	キリスト教保育		1			1
	キリスト教社会福祉		1			1
	社会福祉学概論Ⅰ	2				2
	ソーシャルワーク総論Ⅰ	2				2
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2				2
	総合演習Ⅰ	2				2
	総合演習Ⅱ	2				2
	保育実践演習		2			2
	教職実践演習（幼・小）		2	2	2	
専門領域	地域ケア連携演習		1			
	教育原理		2	2	2	2
	教職概論		2	2	2	2
	教育制度論		2	2	2	2
	教育心理学		2	2	2	2
	発達心理学		2	2	2	2
	特別支援教育		1	1	1	2
	教育課程論		2	2	2	2
	道徳理論と指導法		2	2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	2		
	教育方法・技術論		2	2	2	
	生徒・進路指導論		2	2		
	教育相談		2	2	2	1
	幼児理解の理論と方法		1		1	
	教育実習指導		1	1	1	
	教育実習（幼・小）		4	4	4	
	国語科指導法		2	2		
	社会科指導法		2	2		
	算数科指導法		2	2		
	理科指導法		2	2		
	生活科指導法		2	2		
	音楽科指導法		2	2		
	図画工作科指導法		2	2		
	家庭科指導法		2	2		
	体育科指導法		2	2		
	英語指導法		2	2		
	国語		2	2		
	社会		2	2		
	算数		2	2	2	
	理科		2	2		2
科目	こどもと生活		2	2	2	1
	こどもと音楽		1	1	1	1
	こどもと美術		1	1	1	1
	家庭		2	2		
	こどもと体育		1	1	1	1
	こどもと英語		2	2		
	こどもと言葉		1		1	1
	こどもの歌と伴奏		1		1	1
	器楽		1		1	1
	保育内容（健康）		2		2	2
	保育内容（言葉）		2		2	2
	保育内容（人間関係）		2		2	2
	保育内容（環境）		2		2	2
	保育内容（表現）		2		2	2
小学校インターンシップ	保育内容総論		2		2	2
	障害児保育		2		2	2
	臨床心理学		2		2	2
	小学校インターンシップⅠ	1		1		
	小学校インターンシップⅡ	1		1		
	小学校インターンシップⅢ	1		1		

授業科目		単位数		資格取得に関する授業科目単位数（再掲）		
				小学校教諭 1種免許状	幼稚園教諭 1種免許状	保育士資格
		必修	選択			
専門科目	国際バカラレア教育概論		2			
	国際バカラレア教育課程論		2			
	国際バカラレア教育方法論		2			
	国際バカラレア教育学習アセスメント		2			
	国際バカラレア教育総合演習		2			
	多文化共生と教育		2			
	多様な子どもの理解		2			
	多様な子どもの支援		2			
	プログラミング教育 I		1			
	プログラミング教育 II		1			
	国際教育実習 I		2			
	国際教育実習 II		2			
	保育原理		2			
	子ども家庭支援論		2			
	社会的養護 I		2			
	保育者論		1			
	子ども家庭支援の心理学		2			
	子どもの保健		2			
	子どもの食と栄養		2			
	保育の計画と評価		1			
	乳児保育 I		2			
	乳児保育 II		1			
	子どもの健康と安全		1			
	社会的養護 II		1			
	子育て支援		1			
領域科目	保育実習指導 I		2			
	保育実習指導 II		1			
	保育実習指導 III		1			
	保育実習 I A		2			
	保育実習 I B		2			
	保育実習 II		2			
	保育実習 III		2			
	児童・家庭福祉論		2			
	社会福祉学概論 II		2			
	ソーシャルワーク総論 II		2			
地域科目	ソーシャルワーク論 I		2			
	ソーシャルワーク論 II		2			
	ソーシャルワーク演習 II		2			
	地域福祉論 I		2			
	社会福祉発達史		1			
	アダブテッド・スポーツ		2			
	国際福祉実習 I		2			
	国際福祉実習 II		2			
	インターンシップ I		2			
	インターンシップ II		2			
	福祉実習 I		2			
	福祉実習 II		2			

別表1-5（第29条関係）
リハビリテーション学部 共通
学部共通 教養基礎領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
建 学 の 精 神	聖隸の理念と歴史	2		15単位
	キリスト教概論	2	1	
	キリスト教人間論		1	
	キリスト教の歴史		1	
	キリスト教倫理		1	
	哲学		2	
	文学		2	
	心理学		2	
	倫理学		2	
	女性学		2	
教 養 基 礎 領 域	生活福祉文化論		2	25単位
	レクリエーション概論		2	
	音楽		1	
	健康スポーツ論		1	
	健康スポーツ実践		1	
	スポーツ I		1	
	スポーツ II		1	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	教育学		2	
	社会学		2	
	現代コミュニティ論		2	
	生物学		2	
	基礎化学		1	
	基礎物理学		1	
	統計学・疫学概論		2	
	社会福祉原論		2	
	基礎演習	1		
国 際 ・ 地 域	発達心理学		2	7単位
	日本語表現法		2	
	情報処理A		1	
	情報処理B		1	
	保健医療福祉倫理学		1	
	キャリアデザイン	1		
	英語 I	1		
	英語 II	1		
	入門リハビリテーション英語（英語III）	1		
	英語IV		1	
	英語V		1	
	中国語		1	
	外国語		1	
	海外研修		1	
	ブラジル文化と言語		2	
	現代の国際社会		2	
	文化人類学		2	
	国際支援入門		1	
	国際支援アクティブラーニング I		1	
	国際支援アクティブラーニング II		1	
	地域ケア連携の基礎	1		
	地域実践アクティブラーニング I		1	
	地域実践アクティブラーニング II		1	
	地域実践アクティブラーニング III		1	
	ボランティア論		1	
	ボランティア演習		1	
	大学間交流授業		2	

別表1-6 (第29条関係)
リハビリテーション学部 理学療法学科
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専 門 領 域	解剖学	2		31 単位
	運動器解剖学	2		
	神経解剖学	2		
	人体機能学（動物性機能）	2		
	人体機能学（植物性機能）	1		
	運動学 I	1		
	運動学 II	1		
	運動学演習	1		
	人間発達学	1		
	病理学概論 I	1		
	病理学概論 II	1		
	臨床心理学	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		
	整形外科系医療学	2		
	神経内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		
	小児科系医療学 I	1		
	小児科系医療学 II	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学		1	
	摂食嚥下障害学概論		2	
	薬理・薬剤		2	
	カウンセリング		1	
専 門 領 域	リハビリテーション概論	1		
	リハビリテーション医療・医学 I	1		
	リハビリテーション医療・医学 II	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
	国際リハビリテーション研修		1	
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際社会福祉論		1	
	理学療法概論	2		100 単位
	基礎理学療法学	2		
	理学療法研究の理論	2		
	理学療法研究の実践	4		
	理学療法教育マネジメント論	2		
	理学療法診断学概論	2		
	理学療法診断技術学	2		
	神経系理学療法評価学	1		
	内部障害系理学療法評価学	1		
	運動器系理学療法評価学	1		
	理学療法検査測定演習	1		
	理学療法評価演習	1		
	基礎理学療法治療学	2		
	小児理学療法学	1		
	神経系理学療法治療学	2		
	内部障害系理学療法治療学	2		
	運動器系理学療法治療学	2		
	物理療法学の理論	2		
	物理療法学の実践	1		
	日常生活活動学の理論	2		
	日常生活活動学の実践	1		
	機能代償機器学の理論	2		
	機能代償機器学の実践	1		
	理学療法治療演習	1		
	理学療法学総合演習	1		
	スポーツ理学療法学		1	
	発展的理学療法学		1	
	地域理学療法学の理論	2		
	地域理学療法学の実践	1		
	臨床理学療法見学実習	1		
	臨床理学療法検査測定実習	1		
	臨床理学療法生活支援実習	1		
	臨床理学療法評価実習 I	2		
	臨床理学療法評価実習 II	4		
	臨床理学療法総合実習技能評価	1		
	臨床理学療法総合実習 I	6		
	臨床理学療法総合実習 II	6		
	国際理学療法実習		2	

別表1-7 (第29条関係)
リハビリテーション学部 作業療法学科
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専門領域	解剖学	2		
	運動器解剖学	2		
	神経解剖学	2		
	人体機能学（動物性機能）	2		
	人体機能学（植物性機能）	1		
	運動学 I	1		
	運動学 II	1		
	運動学演習	1		
	人間発達学	1		
	病理学概論 I	1		
	病理学概論 II	1		
	臨床心理学	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		32 単位
	整形外科系医療学	2		
	神経内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		100 単位
	精神医学系医療学 II	1		
	小児科系医療学 I	1		
	小児科系医療学 II	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学		1	
	摂食嚥下障害学概論		2	
	薬理・薬剤		2	
	ケアマネジメント		2	
	カウンセリング		1	
	音楽療法		1	
	リハビリテーション概論	1		
	リハビリテーション医療・医学 I	1		
	リハビリテーション医療・医学 II	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
	国際リハビリテーション研修		1	
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際社会福祉論		1	
専門科目	作業療法概論	1		
	作業科学と作業療法	1		
	研究法入門	1		
	作業療法評価学総論	1		
	作業療法評価学演習	2		
	身体領域作業療法評価学	2		
	高齢期作業療法評価学	1		
	基礎作業学	2		
	作業技術学	1		
	神経系作業療法学	2		
	運動器系作業療法学	2		
	日常生活活動技術学	1		
	日常生活活動技術学実習	1		
	高次脳機能障害学	2		
	精神領域作業療法学の基礎	2		
	精神領域作業療法学の応用	1		
	発達領域作業療法学の基礎	1		
	発達領域作業療法学の応用	2		
	高齢期作業療法学	2		
	高齢期作業療法学演習		1	65 単位
	精神領域作業療法学演習		1	
	発達領域作業療法学演習		1	
	地域作業療法学	2		2単位
	職業リハビリテーション学	2		
	臨床作業療法基礎実習	1		
	臨床作業療法応用実習	2		
	臨床作業療法評価実習	8		
	臨床作業療法総合実習 I	7		
	臨床作業療法総合実習 II	7		
	作業療法学内総合実習 I	1		
	作業療法学内総合実習 II	1		
	作業療法教育マネジメント論	2		
	卒業研究	2		
	国際作業療法実習		2	
	レクリエーション演習		1	
	絵画療法		1	
	発展的作業療法学		1	

別表1-8（第29条関係）
リハビリテーション学部 言語聴覚学科
専門領域

区分	授業科目	単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
専門領域	解剖学	2		
	言語聴覚解剖学	2		
	人体機能学（動物性機能）	2		
	人体機能学（植物性機能）	1		
	病理学概論 I	1		
	臨床医学・医療学概論	1		
	内科系医療学	2		
	精神医学系医療学 I	1		
	小児科系医療学 I	1		
	リハビリテーション概論	1		
	リハビリテーション医療・医学 I	1		
	耳鼻咽喉科学	2		
	臨床神経学	1		
	形成外科学	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	公衆衛生学			
	薬理・薬剤			
	ケアマネジメント			
	カウンセリング			
	音楽療法			
	臨床歯科医学・口腔外科学	1		
	呼吸発声発話系の構造・機能・病態	1		
	聴覚系の構造・機能・病態	1		
	神経系の構造・機能・病態	1		
	生涯発達心理学	2		
	認知心理学	1		
	学習心理学	1		
	心理測定法	1		
	臨床心理学	2		
	言語学	2		
	音声学・音韻論	2		
	音声学・音響学演習	1		
	音響学	2		
	聽覚心理学	1		
	言語発達学	1		
	リハビリテーション職種間連携の基礎	1		
専門	地域ケア連携演習		1	
	国際リハビリテーション援助論		1	
	国際リハビリテーション研修		1	
	国際コミュニケーション演習		1	
	国際社会福祉論		1	
領域	言語聴覚障害学概論	2		
	言語聴覚障害診断学	1		
	失語症学	2		
	失語・高次脳機能障害評価演習	1		
	失語症治療学	1		
	高次脳機能障害学	2		
	失語・高次脳機能障害治療演習	1		
	言語発達障害学基礎実習(保育園)	1		
	言語発達障害学	2		
	言語発達障害評価演習	1		
	言語発達障害治療学	2		
	言語発達障害治療演習	1		
	発声発語障害学総論	1		
	音声障害学	1		
	小児構音障害学	1		
	成人構音障害学	1		
	発声発語障害評価演習	1		
	発声発語障害治療演習	1		
	流暢性障害学	1		
	摂食嚥下障害学概論	2		
	摂食嚥下障害総合演習	1		
	聴覚障害学	2		
	聴覚機能評価演習	1		
	小児聴覚障害学	2		
	小児聴覚障害演習	1		
	成人聴覚障害学	1		
	聴覚補償演習	1		
	臨床言語聴覚療法基礎実習	1		
	臨床言語聴覚療法評価実習	2		
	臨床言語聴覚療法総合実習 I	6		
	臨床言語聴覚療法総合実習 II	6		
	地域言語聴覚療法学	1		
	拡大代替コミュニケーション演習	1		
	言語聴覚学研究法	1		
	言語聴覚学研究法演習	1		
	言語聴覚障害学総合演習	1		
	卒業研究	1		
	言語聴覚障害学特別講義	1		
	国際言語聴覚療法実習	2		
	発展の言語聴覚療法学	1		

別表 2-1(第 42 条関係)

看護学部看護学科

区分	金額	摘要
入学検定料(大学入試センター試験利用入試)	20,000 円	入学願書提出時に納付
入学検定料(大学入試センター試験利用入試以外)	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,542,500 円	2 期に分けて納付

別表 2-2(第 42 条関係)

社会福祉学部社会福祉学科

区分	金額	摘要
入学検定料(大学入試センター試験利用入試)	20,000 円	入学願書提出時に納付
入学検定料(大学入試センター試験利用入試以外)	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,080,000 円	2 期に分けて納付

※実習に要する実費は別途徴収する。

別表 2-3(第 42 条関係)

社会福祉学部こども教育福祉学科

区分	金額	摘要
入学検定料(大学入試センター試験利用入試)	20,000 円	入学願書提出時に納付
入学検定料(大学入試センター試験利用入試以外)	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	200,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,012,500 円	2 期に分けて納付

※実習に要する実費は別途徴収する。

別表 2-4(第 42 条関係)

リハビリテーション学部理学療法学科

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,400,000 円	2 期に分けて納付

別表 2-5(第 42 条関係)

リハビリテーション学部作業療法学科

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	300,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,400,000 円	2 期に分けて納付

別表 2-6(第 42 条関係)

リハビリテーション学部言語聴覚学科

区分	金額	摘要
入学検定料	30,000 円	入学願書提出時に納付
入学金	150,000 円	入学合格時に納付
授業料(年額)	1,400,000 円	2 期に分けて納付

聖隸クリストファー大学履修規程

(趣旨)

第1条 授業科目(以下「科目」という。)の履修方法については、聖隸クリストファー大学学則に定めるものほかこの規程による。

(履修)

第2条 学生は、原則として履修要項に掲載する教育課程表にしたがって科目を履修しなければならない。

2. 科目によっては、他の科目的単位取得を前提とする場合がある。
3. 科目によっては、履修する学生数を制限する場合がある。
4. 同一时限に開講される科目を、重複して履修することはできない。
5. 既に履修して単位を取得した科目を、再び履修することはできない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする科目を選択して、所定の手続により履修登録を行わなければならない。

2. 履修登録した科目を変更する場合は、履修変更届を学部長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、筆記試験、実技試験、面接試験またはレポートにより行う。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末の一定期間に行うものとする。

(追試験)

第6条 追試験は、疾病その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者に対して行うものとする。ただし、原則として当該試験の試験開始以前に教務事務センターに連絡を行った者を対象とする。

2. 前項の規定により追試験を受けようとする者は、あらかじめ追試験受験願に必要書類及び所定の受験料を添えて、学部長に提出しなければならない。
3. 前項の規定により追試験受験願の提出があった場合において、やむを得ない事由があると学部長が認めたときは、追試験を受験させことがある。

(再試験)

第7条 再試験は、当該科目が不合格となった者に対して行うことができる。

2. 再試験を受けようとする者は、あらかじめ再試験受験願に所定の受験料を添えて学部長に提出しなければならない。

(試験の受験資格)

第8条 各科目のそれぞれの時間数(実際に授業を行った時間数をいう。)の3分の2以上(実習科目については別に定める。)を出席した者には、当該科目的試験の受験資格を認めるものとする。

2. 前項の受験資格の要件を満たさない者であっても、科目担当者が特にやむを得ない事由があると認めた場合には、前項の規定に関わらず、受験資格を認めることができる。

(成績の評価)

第9条 科目の成績評価は、その科目担当者によって行われる。

2. 科目の成績評価は、次の基準による。

評語	点数	合否
S	90点以上	合格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

3. 再試験の場合は、60点以上をC、60点未満をDとする。

(不正行為者の成績の取扱い)

第 10 条 試験において不正行為があった場合は、その学期におけるすべての授業科目の単位を認定しない。

(再履修)

第 11 条 必修科目的単位を取得できなかった場合は、再びその科目を履修し、試験受験資格を得る必要がある。

2. 再履修すべき科目が当該学年の履修と重なった場合は、原則として再履修科目を優先履修しなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第 12 条 履修登録単位数の上限は、学部ごとに次の通りとする。

学部	履修登録単位数の上限	
看護学部	各セメスター25 単位 ただし、教育課程表上の教職に関する科目は上限に含めない	
社会福祉学部	2018年度以前の入学生	各セメスター30 単位
	2019年度以降の入学生	年間 49 単位
リハビリテーション学部	2016 年度以前の入学生	1 年次：年間 55 単位 2~4 年次：各年間 40 単位
	2017 年度以降の入学生	各セメスター25 单位

2. 通常の授業期間外に配置される科目で指定する科目については、履修登録単位数の上限を越えて登録することができる。
3. 直前セメスターのGPAが3.0以上の学生は、履修登録単位数の上限を2単位まで超えて登録することができる。
4. やむを得ない事由があると認められた場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修科目的登録をすることができる。
5. 前項に定める履修登録の許可は学部教務委員会の議を経て、学部長が行う。

(個別学修指導及び進級判定の実施)

第 13 条 セメスターの GPA が 1.5 未満の学生に対しては、学科長、教務委員が面談を行い、学修改善に向けた個別学修指導を行う。

- 2 年次終了時に合計取得単位数 62 単位未満かつ通算 GPA1.0 未満の学生は、3 年次への進級を認めず、原級に留置する。
3. 留年者は、未修得科目的単位を修得する際には、再履修しなければならない。また、既修得科目のうち、学科が指定する必修科目及び選択必修科目については、聽講しなければならない。

(卒業延期の通知)

第 14 条 卒業延期が確定した場合、当該学生及び保証人に対して、学部長による通知を行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、各学部教授会の意見を聴いて大学部長会が行う。

附 則 この規程は 1992 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この規程は 1995 年 4 月 1 日から施行する。(不正行為者の成績の取扱い)

附 則 この規程は 1995 年 4 月 19 日から施行する。(試験の受験資格、再履修)

附 則 この規程は 1999 年 4 月 1 日から施行する。(受験資格の取扱い)

附 則 この規程は 2000 年 4 月 1 日から施行する。(再試験の取扱い)

附 則 この規程は 2002 年 4 月 1 日から施行する。(重複履修、試験の種類、受験資格、追試験評価基準、改廃他)

附 則 この規程は 2004 年 4 月 1 日から施行する。(追試験)

附 則 この規程は 2007 年 4 月 1 日から施行する。(成績の評価)

附 則 この規程は 2008 年 4 月 1 日から施行する。(定期試験)

附 則 この規程は 2016 年 4 月 1 日から施行する。(履修登録、履修登録単位数の上限)

- 附 則 この規程は 2017 年 4 月 1 日から施行する。(リハビリテーション学部履修登録単位数の上限)
- 附 則 この規程は 2018 年 10 月 1 日から施行する。(履修登録単位数の上限)
- 附 則 この規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する。(社会福祉学部履修登録単位数の上限、履修登録単位数の上限)
- 附 則 この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。(個別学修指導及び進級判定の実施、卒業延期の通知)

成績評価等調査願に関する申し合せ

学生が成績評価及び評価方法、試験の受験資格、再試験、追試験など評価及び評価に関わる事項（以下、「成績評価等」という）に関して質問・疑義等がある場合、必要な資料の開示等により説明を受けることを保障するため、以下の事項を申し合わせる。

1. 成績評価等に関して質問や疑義等があり、科目担当者への確認等の後さらに調査を願い出たい学生は、この申し合せに従い手続きをとることができる。
2. 学生からの願い出を受け付ける期間は、「成績評価等」の通知後原則として1週間とする。
3. 成績評価等に関する調査を願い出る場合の手続き及び願い出への対応は以下のとおりとする。
 - (1) 学生は、教務事務センター備え付けの「成績評価等調査願」（別紙様式）を、教務事務センターに提出する。
 - (2) 教務事務センターは、学生から提出された「成績評価等調査願」の記載内容を確認の上受理し、科目担当者（科目担当者が複数の場合は科目責任者、以下、「科目担当者」という）に対し、調査願を添えて対応を依頼する。
 - (3) 科目担当者は、学生からの願い出に対して速やかに評価の根拠、評価の経緯等を確認する。
 - (4) 科目担当者は当該学生に対し、必要に応じて答案やレポート等の資料を提示しつつ、誠意をもって説明する。その際、教務部長、学部長、学科長、教務委員長、アドバイザー、教務事務センター長等は学生と科目担当者に対し中立な立場で説明の場に同席することがある。
 - (5) 「成績評価等調査願」に対する学生への回答は、科目担当者が書面または面談により行うこととし、科目担当者は回答内容を「成績評価等調査願」科目担当者記入欄に記入して教務事務センターに提出する。
 - (6) 科目担当者が非常勤講師の場合は、教務部長、教務委員長、教務事務センター長等が調査結果を学生に説明する場合がある。
4. 前項（3.）により解決に至らなかった場合、教務事務センターは、全学に関わる事項の場合は全学成績評価等調査会議に、学部固有の事項の場合は学部の成績評価等調査会議に「成績評価等調査願」を添えて処理を依頼する。
5. 成績評価等調査会議結果の学生及び科目担当者への回答は、議長が行う。
6. 本申し合せ1.から5.までの対応は、慎重かつ迅速に行うこととし、成績評価等調査願を受け付けてから原則として1カ月以内に回答することとする。
7. 成績評価等調査会議については別に定める。
8. この申し合せは、2007年度秋セメスターから適用する。

聖隸クリストファー大学
試験における不正行為に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、試験の公正な実施と不正行為防止を図るため、聖隸クリストファー大学履修規程第 10 条の規定に基づき、不正行為の定義及びその取扱いに関し必要な事項を定める。

(試験)

第 2 条 この規則に定める試験とは、履修規程に定める定期試験、再試験及び追試験をいう。

(不正行為)

第 3 条 この規則において不正行為とは、不正な手段によって試験を受け、または受けさせる行為をいい、例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 他人に受験させ、または受験を依頼すること
 - (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を見ること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
 - (3) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録のある物品（試験場における配布物及び持ち込み・閲覧が認められた物品を除く。）を他の学生に見せること（いつでも容易に見ることができる状態を意図的に作り出す行為を含む。）
 - (4) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと
 - (5) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること
 - (6) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやりとりすること
 - (7) 試験がレポートにより行われる場合に、他人の文章（他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等）を自分が作成したものと偽り、または出典を明示せずに提出すること
2. 前項各号のほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがある。

(試験監督者)

第 4 条 試験監督者は、試験室内的巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意するとともに、不正行為が疑われる場合は注意を与えるなど試験の厳正な実施に努める。

2. 不正行為の事実確認をする場合は、可能な限り複数の試験監督者により行う。
3. 試験監督者は、事実確認の結果不正行為をしたことが疑われる正当な理由があると認める場合は、当該学生の了承を得て、不正行為に供された疑いのある所持品の提出を受け、これを保全するように努める。
4. 試験監督者は、速やかに所定の「不正行為報告書」を作成し、教務部長及び当該学生が所属する学部の学部長（以下、「学部長」という。）に提出する。

(科目責任者)

第 5 条 試験実施後に不正行為が疑われる明らかな事実が判明した場合、当該科目の責任者は「不正行為報告書」を作成し、教務部長及び学部長に提出する。

(不正行為調査会議)

第 6 条 「不正行為報告書」により報告を受けた教務部長は、直ちに当該学生を呼び出し、不正行為調査会議（以下、「調査会議」という）を召集して状況確認を行い、不正行為に該当するか否かを判定する。

2. 調査会議の構成員は、教務部長のほか、学部長、当該学生が所属する学部の教務委員長、教務事務センター長その他教務部長が必要と認めた者とする。
3. 調査会議においては、学生に十分な弁明の機会を与え、確認内容を記録する。
4. 調査会議において不正行為に該当すると認定した場合、学部長は、当該学生及び連帯保証人に対しその旨を通知して直ちに自宅待機を命じ、以後、当該学期中の試験の受験及び授業への出席停止を指示する。
5. 調査会議において不正行為に該当しないとの認定をした場合、学部長は当該学生に対し調査会議の結果を説明し、調査の対象となった試験科目について不利益のないよう取り計らう。
6. 学部長は、調査会議の結果について事実経過を記録した文書を付して学長に報告する。
7. 学部長は、調査会議の結果について教授会に報告する。ただし、前第 4 項に該当する場合は、合わせて本規則第 7 条に定める当該学生の成績の取り扱いについて説明する。

(成績の取り扱い)

第 7 条 不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しない。

2. 前項の単位を認定しない授業科目の成績は、「不合格（D）」とする。

(懲戒処分の要否の審議)

第 8 条 学長は、調査会議において不正行為を認定した旨の報告を受けた場合は、学部長に対し、「聖隸クリストファー大学学生懲戒処分規程」に定める懲戒検討委員会を組織して、当該学生の懲戒処分の要否を審議するよう命じる。

(事務取扱部署)

第 9 条 試験における不正行為に関する事務及び資料の保管は教務事務センターが行う。

(改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、教授会の議を経て大学部長会が行う。

附 則 この規則は、2008 年 7 月 8 日から施行する。

附 則 2009 年 4 月 1 日一部改定（レポートによる試験）

聖隸クリストファー大学学生懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、聖隸クリストファー大学学則第54条及び聖隸クリストファー大学大
学院学則第47条に規定する懲戒処分に関し、必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象)

第2条 懲戒処分は、次の各号に掲げる行為をした者について行うことができる。

- (1) 犯罪行為
- (2) 本学の秩序を乱す行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 本学の諸規程に反する行為
- (5) その他前各号に準ずる学生の本分に反する行為

(懲戒処分の種類)

第3条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与え、将来を戒める。
- (2) 停学 無期又は6カ月未満の有期とし、この間の登校は認めない。
- (3) 退学 退学させ、再入学は認めない。

(自宅待機)

第4条 懲戒の対象となる学生（以下、「懲戒対象学生」という。）が所属する学部または研究科の長（以下、「学部長等」という。）は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒対象学生の登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、2カ月を超えない範囲で、自宅待機を命ずることができる。

2. 自宅待機期間中の学生に対しては、履修登録及び試験の受験（レポート等の提出を含む）を認めることがある。
3. 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

第5条 学長は、懲戒の対象となりうる行為があったと思われるときは、直ちに事実関係の調査及び懲戒の要否の審議を、学部長等に命じる。

(懲戒検討委員会)

第6条 学部長等は、前条に掲げる調査及び懲戒の要否の審議を行うため、懲戒検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2. 前項の規定にかかわらず、本規程第2条第1項3号（試験等における不正行為）に関しては、事実関係の調査は「試験における不正行為に関する規則」に定める「不正行為調査会議」において行い、不正行為に該当すると認定された場合、懲戒の要否の審議を懲戒検討委員会において行う。

(委員会の組織)

- 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、本規程第2条第1項3号(試験等における不正行為)に係わる懲戒の要否の審議を行う場合は、次の各号に教務部長を加える。
- (1) 学部長等
 - (2) 学生部長
 - (3) 学部長等が指名する本学の教授または准教授数名
 - (4) 学生サービスセンター長
2. 前項に掲げる構成員に、懲戒対象学生と利害関係を有する者が含まれるときは、構成員から除く。(注: 懲戒対象学生の親族等)
 3. 委員会に委員長を置き、学部長等をもって充てる。
 4. 委員長は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第8条 委員会は、懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがある。
 3. 当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する機会を放棄したものとみなす。

(委員会結果の報告)

- 第9条 委員会は、調査及び審議結果を学長に報告する。

(懲戒処分の審議)

- 第10条 学長は、前条の報告に基づき、当該学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒の種類及び内容についての審議を教授会(大学院においては研究科委員会をいう。以下、「教授会等」という。)に諮る。
2. 教授会等は、前項に掲げる審議を行い、懲戒処分の案を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

- 第11条 学長は、前条第2項の案に基づき、懲戒対象学生の懲戒処分を決定する。
2. 学長は、懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合は、本規程第5条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

- 第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒対象学生に対し、処分理由を記載した懲戒処分書を交付する。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第13 条 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(停学に関する措置)

第14 条 停学処分を受けた学生が所属する学部は、停学期間中、当該学生に対し更生のための適切な指導を行う。

2. 停学期間中の学生に対しては、登校を認めず履修登録、授業および課外活動への参加、試験（レポート等の提出を含む）の受験等を認めない。
3. セメスターの途中で停学期間が終了する場合は、学部等が別に定める期間に履修登録を認めることとし、試験の受験資格に関しては、聖隸クリストファー大学履修規程第8条「試験の受験資格」の定めによる。
4. 停学期間は、聖隸クリストファー大学学則第6条及び聖隸クリストファー大学大学院学則第6条に定める在学年限に算入しない。ただし、停学期間が2か月未満の場合は、在学年限に算入する。

(再審査)

第15 条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の結果に影響を与えるような新事実の発見またはこれに準ずる事由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2. 学長は、前項の請求を受けたときは、再審査の要否について教授会等に諮る。
3. 学長は、教授会等の議に基づき、再審査の必要があると認めたときには、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合は、本規程第5条から第11条までの規定を準用する。
4. 学長は、教授会等の議に基づき、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書またはその他の適当な方法により当該学生に通知する。

(無期停学の解除)

第16 条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して6カ月経過した後の停学の解除について教授会等において審議し、その結果を学長に報告する。

2. 学長は、前項の報告に基づき、停学の解除が妥当であると認めた場合には、停学を解除することができる。

(事務取り扱い部署)

第17 条 学生の懲戒に関する事務及び資料の保管は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第18 条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て大学部長会が行う。

附 則 この規程は、2008年7月8日から施行する。

附 則 2013年4月1日一部改定（停学に関する措置等）

2020 年度学年曆

2020年度学年暦 春セメスター
全学共通 授業実施スケジュール

①～⑯は授業の行われる日で、数字は授業回数を表します(一部の祝日も授業日です)。

	月	火	水	木	金	土	日
4月			1	2	入学式/保護者 ガイダンス	3 オリエンテーショ ンガイダンス	4
	6 オリエンテーショ ンガイダンス	7 ①	8 ①	9 ①	10 新入生セミナー	11 大学院オリエ ンテーション	12
	13 ①	14 ②	15 ②	16 ②	17 ①	18	19
	20 ②	21 ③	22 ③	23 ③	24 ②	25	26
5月	27 ③	28 ④	29 ④昭和の日	30 ④	1 ③創立記念日	2	3
	4 みどりの日	5 季どもの日	6 振替休日	7 ⑤	8 ④	9	10
	11 ④	12 ⑤	13 ⑤	14 ⑥	15 ⑤	16	17
	18 ⑤	19 ⑥	20 ⑥	21 ⑦	22 ⑥	23	24
	25 ⑥	26 ⑦	27 ⑦音楽/コン サート特別鑑賞	28 ⑧音楽/コン サート特別鑑賞	29 ⑦こども/特別 レッスン	30	31
6月	1 ⑦	2 ⑧	3 ⑧	4 ⑨	5 ⑧	6	7
	8 ⑧	9 ⑨	10 ⑨	11 ⑩	12 ⑨	13	14
	15 ⑨	16 ⑩	17 ⑩	18 ⑪	19 ⑩	20	21
	22 ⑩	23 ⑪	24 ⑪	25 ⑫	26 ⑪	27	28
7月	29 ⑪	30 ⑫	1 ⑫	2 ⑬	3 ⑫	4 社:保護者懇談会	5
	6 ⑫	7 ⑬	8 ⑬	9 ⑭	10 ⑬	11 授業予備日	12
	13 ⑬	14 ⑭	15 ⑭	16 ⑮	17 ⑭	18 授業予備日	19
	20 ⑭	21 ⑮	22 ⑮	23 海の日	24 ⑯スポーツの日	25 授業予備日	26
8月	27 ⑮	28 定期試験	29 定期試験	30 定期試験	31 定期試験	1	2
	3 定期試験	4 定期試験 予備日	5	6	7	8	9
	10 山の日	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20 追・再試験 手続日	21	22	23
	24	25	26 追試験 (再試験)	27 追試験 (再試験)	28 追・再試験 予備日	29	30
9月	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14 専門職連携演習	15 専門職連携演習	16	17 専門職連携演習 地域ケア連携の 基礎	18 専門職連携演習 地域ケア連携の 基礎	19 連携2科目 予備日	20
	21 敬老の日	22 秋分の日	23 卒業式・修了式	24 秋セメガイダンス (DP面談日)	25 秋セメガイダンス	26 大学院入試日	27

**2020年度学年暦 秋セメスター
全学共通 授業実施スケジュール**

①～⑯は授業の行われる日で、数字は授業回数を表します（一部の祝日も授業日です）。
12月16日(水)は、3時限目に行うクリスマス礼拝の準備のため2時限目の授業はありません。

	月	火	水	木	金	土	日							
10月	28	①	29	①	30	①	1	①	2	①	3	大学入試日	4	
	5	②	6	②	7	②	8	②	9	②	10	リ:保護者懇談会	11	
	12	③	13	③	14	③	15	③	16	③	17	大学入試日	18	
	19	④	20	④	21	④	22	④	23	④	24	大学入試日	25	
11月	26	⑤	27	⑤	28	⑤	29	⑤	30	⑤	31	看:保護者懇談会	1	
	2	⑥	3	文化の日	4	⑥	5	⑥	6	⑥4時限目以降準備	7	聖灯祭	8	
	9	⑦	10	⑥	11	⑦	12	⑦	13	⑦	14		15	
	16	⑧	17	⑦	18	⑧	19	⑧	20	⑧	21	大学入試日	22	
	23	⑨勤労感謝の日	24	⑧	25	⑨	26	⑨	27	⑨	28	大学入試日	29	
12月	30	⑩	1	⑨	2	⑩	3	⑩	4	⑩	5	キリスト教看護教育推進会議	6	
	7	⑪	8	⑩	9	⑪	10	⑪聖隸学園クリスマスツリ一点火祭	11	⑪	12	大学入試日	13	
	14	⑫	15	⑪	16	⑫クリスマス礼拝	17	⑫	18	⑫	19	大学入試日	20	
	21	⑬	22	⑫	23	⑬	24	⑬	25	⑬	26		27	
1月	28		29		30		31		1	元日	2		3	
	4		5	⑬	6	⑭	7	⑭	8	⑭	9	授業予備日	10	
	11	成人の日	12	⑭	13	⑮	14	⑮	15	⑯4時限目以降準備	16	大学入学共通テスト	17	大学入学共通テスト
	18	⑭	19	⑮	20	授業予備日	21	授業予備日	22	⑮	23		24	
	25	⑯	26	定期試験	27	定期試験	28	定期試験	29	定期試験	30	大学院入試日	31	
2月	1	定期試験	2		3		4	大学入試日	5		6		7	
	8		9		10		11	建国記念の日	12		13		14	
	15		16		17		18	追・再試験手続日	19		20		21	
	22		23	天皇誕生日	24	追試験(再試験)	25	追試験(再試験)	26	追・再試験予備日	27		28	
3月	1		2	大学入試日	3		4		5		6		7	
	8		9		10		11	卒業式・修了式	12		13		14	
	15		16		17		18		19		20	春分の日	21	
	22		23		24		25		26		27		28	
	29		30		31									

聖隸クリストファー大学
教務事務センター

TEL 053-439-1433
cl-office@admin.seirei.ac.jp